

農商工労働常任委員会 議事次第

〔 令和 7 年 3 月 13 日（木）
午後 1 時 30 分 ～
於：第 7 委員会室 〕

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案（討論・採決）

4 付託請願

5 所管事項（農林水産部）

6 閉 会

令和7年2月府議会定例会 農商工労働常任委員会 報告事項

(商工労働観光部)

- 「第3期関西観光・文化振興計画」最終案について

(農林水産部)

- 京都府農林水産業人材確保育成戦略（仮称）の策定について（最終案）
- 京都府茶業振興計画の策定について（最終案）
- 京都府豊かな森を育てる府民税について

令和7年2月府議会定例会
農商工労働常任委員会
報告事項

商工労働観光部

報 告 事 項 目 次

- 1 「第3期関西観光・文化振興計画」最終案について・・・・・・・・・・資料1

別冊資料① 「第3期関西観光・文化振興計画」概要

別冊資料② 「第3期関西観光・文化振興計画」本編

「第 3 期関西観光・文化振興計画」最終案について

令和 7 年 3 月
文化 生活 部
商工労働観光部

1 計画策定の趣旨

「第 2 期関西観光・文化振興計画」（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）は、コロナ禍中に策定したものであり、社会・経済情勢の変化に起因する新たな課題が生じた場合は、計画期間中であっても見直しを行うこととしていた。今年度、コロナ禍からの回復や、観光・文化を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画の終期を待たずに新しく第 3 期計画を策定する。

2 計画の期間

令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月まで（5 年間）

3 計画のポイント

- (1) 将来像を、「文化と観光で織りなす『創造の関西』」に設定
- (2) 将来像実現のための戦略を以下のとおり設定
 - 戦略 1 文化資源等を活用した関西の魅力づくり
 - 戦略 2 広域周遊観光の更なる推進
 - 戦略 3 文化と経済の好循環及び国際発信の推進
 - 戦略 4 持続可能な観光・文化振興のための推進体制等の強化

4 「関西観光・文化振興計画」検討委員会委員（敬称略・五十音順）

大浦 由美	関西広域連合広域計画等推進委員会委員 和歌山大学観光学部長
岡部 ジェム	関西エアポート株式会社 マーケティング部部長
川森 博司	神戸女子大学文学部教授
北村 豪	公益社団法人関西経済連合会都市・観光・文化委員会副委員長 株式会社 JTB 執行役員ツーリズム事業本部西日本エリア広域代表 大阪 IR 推進担当、大阪・関西万博推進担当
木ノ下 智恵子	大阪大学 21 世紀懐徳堂准教授 アートプロデューサー
坂上 英彦	関西広域連合広域計画等推進委員会委員 嵯峨美術大学名誉教授他
東井 芳隆	一般財団法人関西観光本部専務理事
橋爪 紳也 (副座長)	大阪府特別顧問、大阪市特別顧問 大阪公立大学研究推進機構特別教授、観光産業戦略研究所所長 京阪ホールディングス株式会社社外取締役
藤野 一夫 (座長)	芸術文化観光専門職大学副学長 神戸大学名誉教授
横井 理夫	文化庁文化戦略官兼政策課長

5 添付資料

別冊資料 1：「第 3 期関西観光・文化振興計画」概要

別冊資料 2：「第 3 期関西観光・文化振興計画」本編

第 3 期関西観光・文化振興計画の概要

I 計画策定の趣旨と期間

令和 4（2022）年に策定した「第 2 期関西観光・文化振興計画」は、コロナ禍において観光・文化が深刻な影響を受けている中で策定したものであるため、社会・経済情勢の変化に起因する新たな課題が生じた場合は、計画期間中であっても見直しを行うこととしていた。

観光・文化分野ともコロナ禍の影響から急速に回復する一方で、外国人旅行者の一部地域への集中といった新たな課題や文化を取り巻く環境の変化が生じていることから、計画の終期を待たずに新しく計画を策定することとした。

当該計画は、令和 7（2025）年の「2025 年日本国際博覧会」（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催を一過性のものとせず、新たなステージに向けた成長の好機と捉え、観光と文化が互いをさらに高め合い、関西が一丸となって取り組む観光振興及び文化振興の戦略を示すものである。

なお、計画期間は、令和 7（2025）年 4 月から令和 12（2030）年 3 月までの 5 年間とする。

II 関西の観光・文化を取り巻く現状と課題

1 現状とこれまでの主な取組

観光・文化を取り巻く現状

- ・ コロナ禍収束後の訪日客数の急回復
- ・ 文化資源の集積と多様化
- ・ 文化庁の関西移転等を契機とした新たな文化行政の展開
- ・ 関西の交通インフラの充実
- ・ DX 推進に関する取組
- ・ 大阪・関西万博に向けての取組

これまでの主な取組

- ・ 広域観光の推進
- ・ 戦略的なプロモーションの展開
- ・ 外国人旅行者等の受入拡大のための観光基盤の整備
- ・ 関西文化の振興と国内外への魅力発信及び連携交流による関西文化の向上
- ・ 関西文化の次世代継承
- ・ 情報発信・連携交流支援・人づくりを支えるプラットフォームの活用
- ・ 産学官連携による関西文化の創造
- ・ 大阪・関西万博に向けた取組

2 主な課題

- （1）外国人旅行者の広域への分散化
- （2）増加する外国人旅行者への受入環境の整備
- （3）文化の次世代への保存・継承と発展
- （4）関西の文化芸術の国際発信力の強化

III 観光・文化振興における関西の将来像

文化と観光で織りなす『創造の関西』

- 持続可能な観光が実現する関西
- 新たな文化やビジネスモデルが創出され続ける関西

IV 将来像実現のための戦略

■戦略1 文化資源等を活用した関西の魅力づくり

関西で育まれてきた多様な有形・無形の文化資源や、豊かな自然、地域に根差した産業などを活かし、関西各地の魅力づくりを進め、観光面での活用を促進する。また、文化芸術の担い手育成や様々な人々の文化芸術活動への参画の促進等にも取り組み、より一層の関西の活性化につなげる。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| (1) 多様な文化資源の振興 | (2) 文化観光や産業観光等の推進 |
| (3) 文化芸術の担い手育成や様々な人々の参画促進 | |

■戦略2 広域周遊観光の更なる推進

関西各地の魅力あふれる観光コンテンツをテーマやストーリーで結んだ広域周遊観光を推進するとともに、周遊を促す環境の整備に取り組む。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 関西の多様な魅力を活かした広域周遊観光の推進 | (2) 受入環境の整備 |
| (3) 大阪・関西万博を契機とした国際交流の深化 | |
| (4) 災害時等の安心安全の確保に向けた取組の推進 | |

■戦略3 文化と経済の好循環及び国際発信の推進

関西がアーティストやクリエイターなど様々な人々にとって魅力的で人材が集積する地域となるため、関西の文化芸術発信の拠点化、文化芸術を活用した新しいビジネスモデルや国際発信の推進などに取り組む。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 関西圏の文化芸術の一大発信拠点化 | (2) 文化芸術を活かした新たなビジネス創出 |
|----------------------|------------------------|

■戦略4 持続可能な観光・文化振興のための推進体制等の強化

持続可能な観光・文化振興の実現に向け、地域と調和した受入環境の整備を図るとともに、推進体制を強化し、関係団体との連携を深める。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| (1) 地域と調和した観光の実現のための環境整備 | (2) 観光・文化を担う人材の育成 |
| (3) 観光・文化振興のための連携強化 | (4) 大阪・関西万博に向けて進めてきた取組や情報発信の継続 |

V 計画の目標

1 観光分野の目標

◆関西全体でプラスワンナイトを目指す。

項目	2023年	2029年(目標)
関西での外国人平均泊数	5.5泊	6.5泊

※近畿運輸局管内の平均泊数 (出展: 訪日外国人消費動向調査(観光庁調査))

◆関西全体で1人当たり消費単価の3割アップを目指す。

項目	2023年	2029年(目標)
関西での外国人旅行消費単価	120,594円	156,772円

※近畿運輸局管内の旅行消費単価 (出展: 訪日外国人消費動向調査(観光庁調査))

2 文化分野の目標

◆関西の文化芸術に親しむ機会の拡大を目指す。

項目	2024年	2029年(目標)
ミュージアムぐるっとパス関西	44館	300館

※「ミュージアムぐるっとパス関西」は、関西の対象施設(博物館等)の展覧会に有効期間内であれば無料または割引料金で入場できるチケット(入場証)

※令和6(2024)年4月から電子チケットを紙チケットと併用して発行

◆関西在住者の文化芸術に係る幸福感の向上を目指す。

項目	2024年	2029年(目標)
地域幸福度(文化・芸術)	47.1	55.0

※地域幸福度(Well-Being)指標とは、地域の「暮らしやすさ」と住民の「幸福感」を共通の指標で数値化・可視化したものの(偏差値)

※文化・芸術因子の「暮らしている地域は、文化・芸術・芸能が盛んで誇らしい」「将来生まれてくる世代のために、良い環境や文化を残したい」カテゴリーを抽出

(出典: 地域幸福度 Well-Being 指標(デジタル庁調査))

第 3 期関西観光・文化振興計画
【計画期間：令和 7 年度～令和 1 1 年度】

令和 7（2025）年 3 月

関 西 広 域 連 合
広域観光・文化・スポーツ振興局

目次

I 計画策定の趣旨と期間

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 関西の観光・文化を取り巻く現状と課題

- 1 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

III 観光・文化振興における関西の将来像

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

IV 将来像実現のための戦略

- 戦略1 文化資源等を活用した関西の魅力づくり・・・・・・・・ 9
- 戦略2 広域周遊観光の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 戦略3 文化と経済の好循環及び国際発信の推進・・・・・・・・ 14
- 戦略4 持続可能な観光・文化振興のための推進体制等の強化・・ 15

V 計画の目標

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(参考) 文章中に(※)が付されているものは、20ページに用語説明

I 計画策定の趣旨と期間

1 計画策定の趣旨

関西広域連合では、「関西観光・文化振興計画」を策定し、観光・文化振興の戦略的な取組の方向性を示すとともに、計画に沿って着実な取組の実現を図っている。

令和4（2022）年に策定した「第2期関西観光・文化振興計画」は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の中、観光需要が激減するとともに、人が集まるような公演やイベントの中止・延期で文化芸術分野における発表や鑑賞の機会が失われるなど、観光・文化の分野において深刻な影響を受けている中で策定したものである。そのため、この計画は、令和4（2022）年4月から令和9（2027）年3月までの5年間を計画期間としつつも、インバウンド観光の回復時期が見通せなかったことや、コロナ禍での人々の価値観の変化、新しい生活様式の浸透なども踏まえ、社会・経済情勢の変化に起因する新たな課題等が生じた場合は、計画期間中であっても見直しを行うこととしていた。

観光においては、令和4（2022）年6月に外国人旅行者の受入れが再開され、同年10月には入国者数の上限撤廃、個人旅行の解禁、ビザなし渡航の解禁など水際措置が大幅に緩和されたことにより、訪日外客数が大きく増加し、令和6（2024）年には3,687万人と過去最高を記録するなど、急激な回復を遂げている。

また、文化においては、令和5（2023）年1月、公演やイベントの観客収容制限が撤廃されたことに加え、同年3月には文化庁の関西移転が実現し、同年7月には官民一体となった文化芸術の取組について、文化庁、関西広域連合、（公社）関西経済連合会、文化庁連携プラットフォーム^(※01)による共同宣言「文化の力で関西・日本を元気に」を発表するなど、関西は日本の文化の中心としての地位を着実に高めている。

このように観光、文化分野ともコロナ禍の影響から急速に回復する一方で、外国人旅行者の一部地域への集中といった新たな課題が生じていることから、計画の終期を待たずに新しく計画を策定するものである。

関西広域連合では、令和7（2025）年の「2025年日本国際博覧会」（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催を一過性のものとせず、新たなステージに向けた成長の好機と捉え、関西が一丸となって取り組む観光振興及び文化振興の戦略を示すため、「第3期関西観光・文化振興計画」を策定する。

2 計画の期間

計画期間は、令和7（2025）年4月から令和12（2030）年3月までの5年間とする。

但し、計画期間中であっても、観光・文化を取り巻く環境が大きく変化した場合は、必要に応じて追記・修正を行うものとする。

Ⅱ 関西の観光・文化を取り巻く現状と課題

1 現状

(1) 訪日旅行の状況

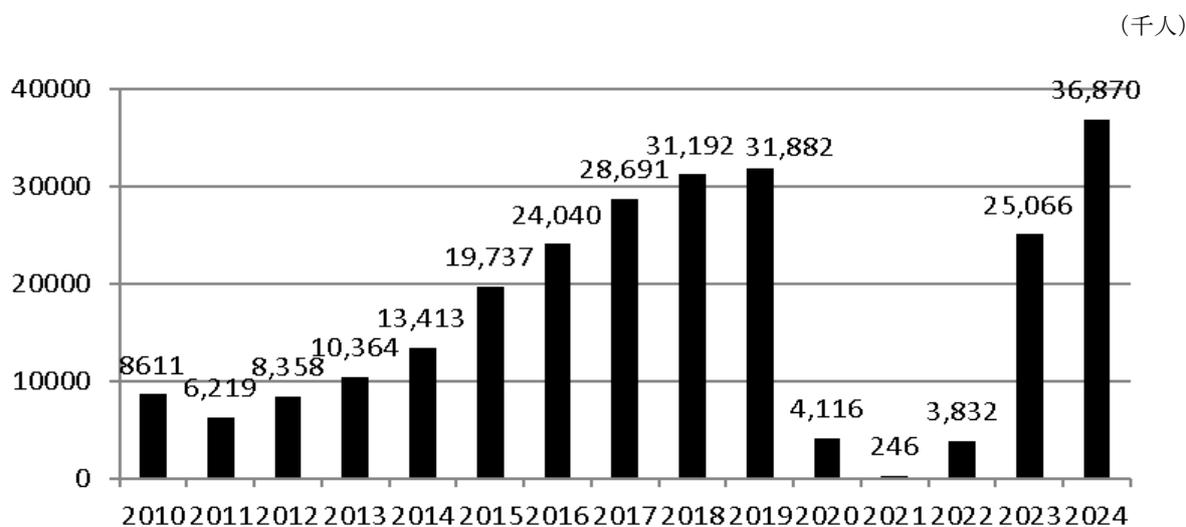
訪日旅行の状況について見ると、海外からの観光客は、令和元（2019）年までは、ビザの戦略的緩和等をはじめとするインバウンド施策により、7年連続で過去最高を更新するなど順調に増加していたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、令和2（2020）年2月以降、大きく減少した。

コロナ禍が落ち着く中で、令和4（2022）年6月に外国人旅行者の受け入れが再開され、同年10月に水際措置が大幅に緩和されたことにより、訪日外客数は大きく増加。令和5（2023）年には2,507万人となり、コロナ禍前の令和元（2019）年と比べ8割程度に回復し、令和6（2024）年には3,687万人と過去最高を記録した。

関西における外国人延べ宿泊者数は、令和5（2023）年には3,325万人となり、コロナ禍前の令和元（2019）年とほぼ同水準まで回復した。

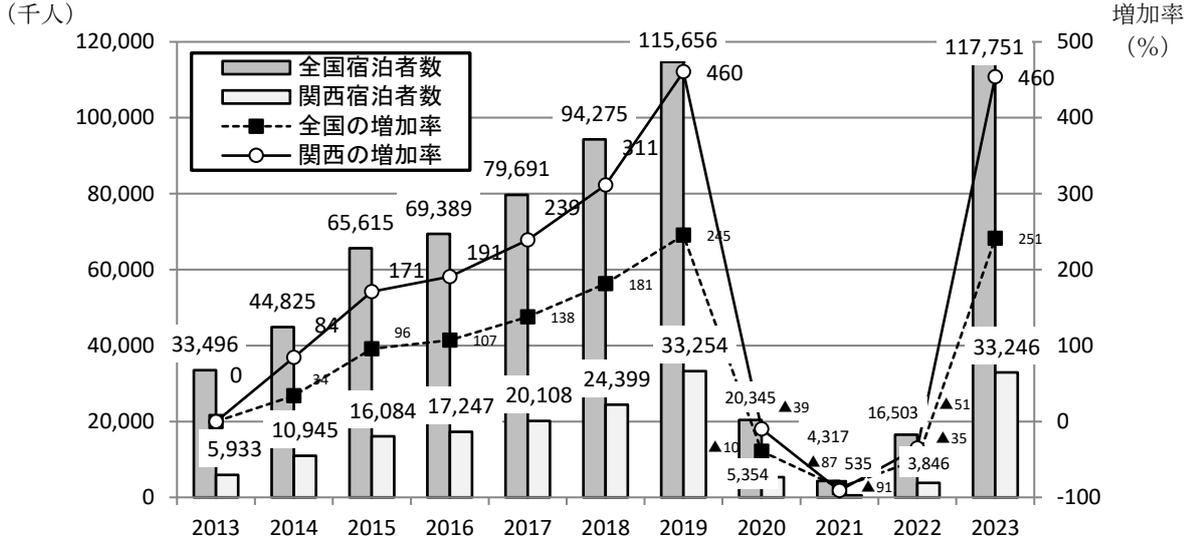
また、関西への訪問率は、関東55.4%に次いで高い43.2%となっている。

① 訪日外客数の推移



(出典：訪日外客統計（(独法)国際観光振興機構（以下、「日本政府観光局」という。）調査）

② 全国及び関西における外国人延べ宿泊者数の推移

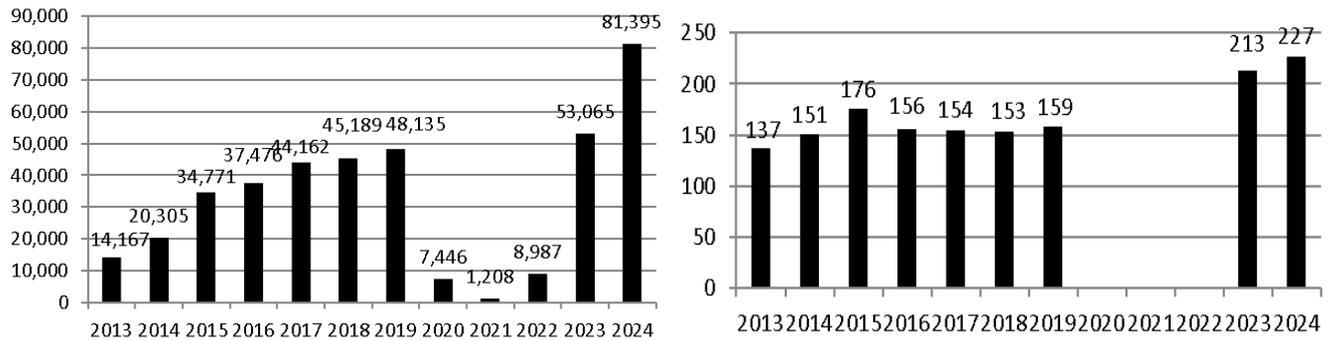


(出典： 宿泊旅行統計調査 (観光庁調査))

※関西：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

※増加率は、平成 25 (2013) 年を基準年とした場合の各年における延べ宿泊者数の指数

③ 訪日外国人旅行消費額の推移

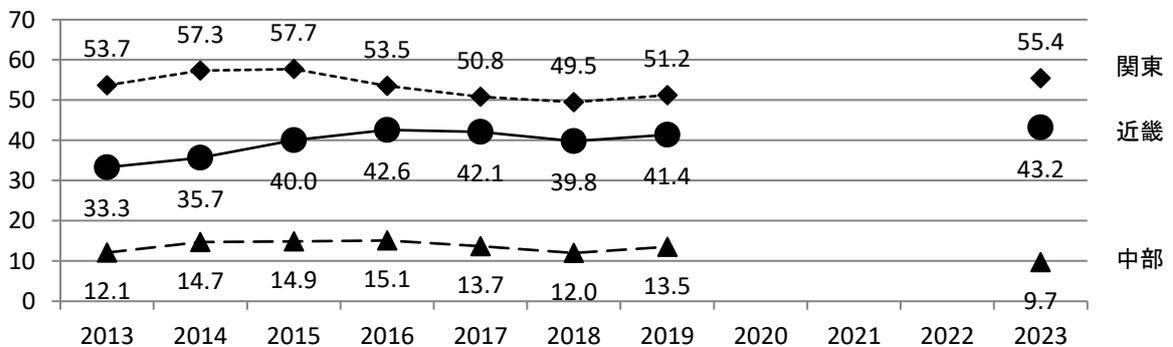


訪日外国人旅行消費額の推移 (億円)

訪日外国人旅行消費単価の推移 (千円)

(出典： 訪日外国人消費動向調査 (観光庁調査))

④ 運輸局別の訪日外国人訪問率の推移



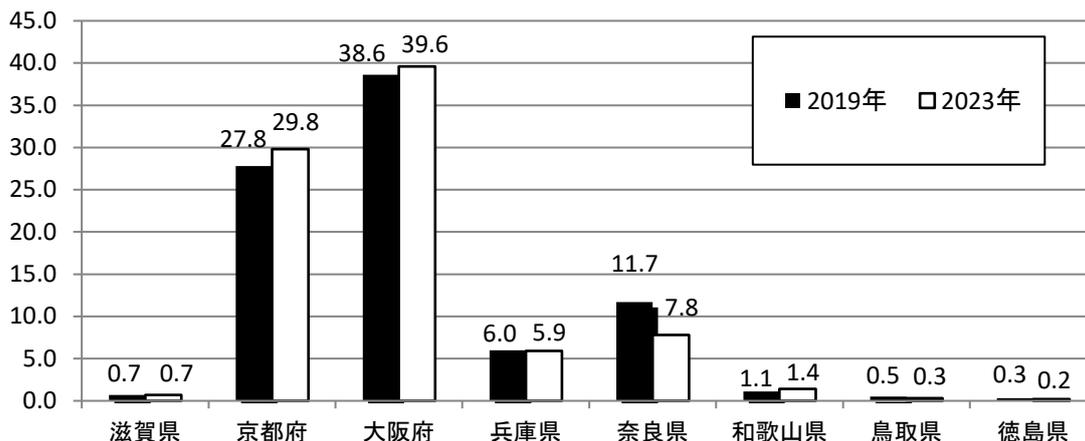
(出典： 訪日外国人消費動向調査 (観光庁調査))

※近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

※令和 2 (2020) 年～令和 4 (2022) 年は、新型コロナウイルスにより調査中止となった期間があるため、データ無し

⑤ 構成府県別の訪問率

(%)



(出典： 訪日外国人消費動向調査 (観光庁調査))

(2) 文化資源の集積と多様化

関西には、有形文化財で国宝に指定された建造物の約7割、美術工芸品の約5割を占めるなど、日本を代表する有形・無形の文化財や古墳などの記念物、多彩な食文化や伝統芸能など内外の多くの人々を魅了する豊かな文化資源が集積している。日本で初めて奈良県の法隆寺地域の仏教建造物や兵庫県の姫路城が登録されたユネスコの登録世界遺産については、奈良・京都・滋賀の社寺などの歴史的建造物、紀伊山地の霊場と参詣道、百舌鳥・古市古墳群の6件が登録されており、日本で登録された世界文化遺産の約1/4を占める。文化庁が認定する「日本遺産」についても、関西には全国の3割に相当する32件が登録されている。

更には、文楽をはじめとする舞台芸術(演劇、ダンス、音楽等)、各地域における行催事や伝統技術・工芸、マンガ・アニメ等の新しいコンテンツ文化など、多様な魅力が継承されているほか、芸術系の大学や専門学校、関連事業所等が立地し、数多くの人材が輩出されている。

⑥ 文化財件数等

◆ 文化財件数(国・都道府県・市町村指定合計)

	国 宝			重要文化財		
	建造物		美術 工芸品	建造物		美術 工芸品
	件数	棟数		件数	棟数	
全国	231	295	906	9,966	2,343	5,162
関西計	162	197	459	4,485	936	2,023
全国比	70.1%	66.8%	50.7%	45.0%	39.9%	39.2%

	有形文化財（※）			無形文化財			民俗文化財	
	建造物		美術 工芸品	芸能	工芸 技術	その他	有形	無形
	件数	棟数						
全国	15,098	22,984	72,927	467	372	72	6,114	8,410
関西計	3,249	5,602	12,959	31	53	6	587	814
全国比	21.5%	24.4%	17.8%	6.6%	14.2%	8.3%	9.6%	9.7%

※有形文化財には国宝及び重要文化財を含む

	記念物			文化的 景観	伝統的 建造物群 保存地区	保存 技術	合計
	史跡	名勝	天然 記念物				
全国	17,975	1,567	14,803	103	234	137	138,279
関西計	1,883	368	1,474	37	49	65	21,575
全国比	10.5%	23.5%	10.0%	35.9%	20.9%	47.4%	15.6%

（出典：文化庁 web サイト（国指定については令和 6（2024）年 7 月 1 日現在、都道府県及び市町村指定については令和 5（2023）年 5 月 1 日現在））

⑦ 世界遺産・日本遺産等

○ 世界遺産

◆ 関西の世界遺産

資産名	所在地	記載年	区分
法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成 5 年	文化
姫路城	兵庫県	平成 5 年	文化
古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	平成 6 年	文化
古都奈良の文化財	奈良県	平成 10 年	文化
紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成 16 年	文化
百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 -	大阪府	令和元年	文化

（出典：文化庁 web サイト（令和 6（2024）年 7 月 1 日現在））

○ 日本遺産

◆ 関西の日本遺産（詳細な内訳については 23 ページ参照）

	日本遺産登録件数
全国	104 件
関西計	32 件
全国比	30.7%

（出典：日本遺産ポータルサイト（令和 6（2024）年 12 月現在））

○ ジオパーク

関西のジオパーク	所在地	日本ジオパーク認定
山陰海岸ジオパーク	京都府、兵庫県、鳥取県	2008年
南紀熊野ジオパーク	奈良県、和歌山県	2014年
三好ジオパーク	徳島県	2024年

※ジオパーク認定件数 全国 47 地域 関西 3 地域

(出典：(特非) 日本ジオパークネットワーク web サイト)

⑧ 芸術家・芸能就業者

○ 芸術家人口

◆ 職業（小分類）別 15 歳以上就業者数（抽出調査）

	計	著述家	彫刻家, 画家, 工芸美術家	デザイナー	写真家, 映像撮影者	音楽家	舞踊家, 俳優, 演出家, 演芸家
全国	435,960	30,130	47,320	201,100	69,170	26,080	62,160
首都圏	246,870	19,410	25,860	109,360	32,210	17,230	42,800
(全国比)	56.6%	64.4%	54.6%	54.8%	46.6%	66.1%	68.9%
関西	92,990	5,910	9,960	48,550	13,600	5,500	9,470
(全国比)	21.3%	19.6%	21.0%	24.1%	19.7%	21.1%	15.2%

(出典：総務省「国勢調査」(令和 2 (2020) 年))

(3) 文化庁の関西移転や官民一体での共同宣言を契機とした新たな文化行政の展開

令和 5 (2023) 年 3 月、文化庁が関西に移転するとともに、国により文化芸術推進基本計画 (第 2 期) が策定され、文化資源の保存と活用の一層の促進や、文化芸術を通じた地方創生の推進を図ることとされた。また、同年 7 月に官民一体となった文化芸術の取組について文化庁、関西広域連合、(公社) 関西経済連合会、文化庁連携プラットフォームの 4 者による、共同宣言「文化の力で関西・日本を元気に」が発表され、文化芸術の国際発信とグローバル展開にビジネスの観点を取り入れて戦略的に取り組む CBX (Cultural Business Transformation) (※02) を推進することになった。

(4) 関西の交通インフラの充実

神戸空港の国際化を含む関西・伊丹・神戸 3 空港の一体運用による国内外の航空需要への対応や関西国際空港・神戸空港の発着枠の拡大、山陰近畿自動車道の順次開通、北陸新幹線の敦賀駅延伸など関西の広域観光の利便性が向上している。

また、「WEST EXPRESS 銀河」、「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」、「はなあかり」、「あめつち」などの府県をまたぐ観光列車や淀川舟運の就航など、移動自体を楽しむ交通手段の充実も図られている。

(5) DX 推進に関する取組

MaaS(※03)のサービス進展やチケットのデジタル化、翻訳アプリ等の精度向上や舞台鑑賞時における AR 眼鏡の活用など、DX を活用した効率化や新しいサービスの提供が進められている。

大阪・関西万博を契機に関西を訪れる人の増加が見込まれており、様々な分野での更なる DX による受入環境の充実が求められている。

(6) 大阪・関西万博に向けての取組

令和7(2025)年4月から10月まで、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマにした大阪・関西万博が開催され、会場内に、各府県の歴史、観光、文化等の魅力を一堂に展示する「関西パビリオン」を設置し、関西の魅力を発信する取組を進めている。

また大阪・関西万博には、国内外から2,800万人の来場が見込まれており、これらの来場者を関西各地への周遊につなげるため、関西広域連合の構成府県市や(公社)関西経済連合会、民間企業などとともに「EXP02025 関西観光推進協議会」を立ち上げ、「万博プラス関西観光推進事業」に取り組んでいる。更に、令和6(2024)年8月から、大阪・関西万博へ向けた機運醸成や関西の文化力の向上のために、「KANSAI 感祭(※04)」を関西各地で開催し、関西文化が広く認知されるよう、文化発信に取り組んでいる。

2 主な課題

(1) 外国人旅行者の広域への分散化

外国人旅行者が選択する旅行先が一部の地域に集中しており、関西の他の地域との訪問率の差は縮まっておらず、観光客の分散化を進めることが重要な課題となっている。関西各地の魅力ある観光資源を活用した広域周遊観光(※05)を更に推進し、関西各地の地域振興につなげていく必要がある。

(2) 増加する外国人旅行者への受入環境の整備

大阪・関西万博を契機に、関西には世界中の様々な国・地域からの来訪者が増えると見込まれることから、誰もが安心して旅行を楽しむことができるよう、多様な言語、食や宗教、生活習慣などに対応した受入環境の整備、災害発生時に備えた外国人旅行者の安全の確保に向けた取組などを更に推進していく必要がある。併せて、文化や習慣の違いに起因する行動により、地域住民の生活への影響が生じるといった課題への対応のため、地域住民の生活の質の確保と外国人旅行者の満足度向上の両立に向けた取組も進める必要がある。

また、観光を支える人材の不足は一層顕在化しており、大学や専修学校等と協力した人材育成や、観光関連産業における労働生産性の向上、商品の高付加価値化を通じた待遇改善等による人材確保などの取組を進める必要がある。

(3) 文化の次世代への保存・継承と発展

少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、担い手が減少していることから、次世代を担う子どもたちが文化への愛着を育めるよう、その魅力に触れる機会を創出することや文化活動への支援を行うほか、官民連携のもと、文化資源の磨き上げ・掘り起こしを行い、文化観光などによる新たな価値の創造を図ることで、文化の保存から活用への持続可能な好循環を生み出していく必要がある。

(4) 関西の文化芸術の国際発信力の強化

関西の文化芸術の海外へ向けた発信が不十分であることから、関西の歴史や伝統に根ざした文化を活用して日本全体の活性化を目指す、平成 15 (2003) 年の「関西元気文化圏構想」に基づく新たな取組として、令和 5 (2023) 年 7 月の共同宣言で推進することとした CBX (Cultural Business Transformation) について、今後は文化庁、関西広域連合、関西の経済界が一体となり、行政、経済、教育、文化芸術等の関係団体や地域住民等と連携したオール関西で取組を進めていく必要がある。

Ⅲ 観光・文化振興における関西の将来像

文化と観光で織りなす『創造の関西』

関西が長い歴史を通じて育み紡いできた、豊かで多彩な文化は、国内外から多くの観光客や多様な人材を惹きつけてきた。関西広域連合では、文化庁や経済界、観光・文化関係団体などと一体となったオール関西体制で、関西が新たな価値を生み出し、世界に発信し続けるクリエイティブな地域となることを目指す。

●持続可能な観光が実現する関西

関西の多様な文化、豊かな自然、地域に根差した産業などの魅力を活かすとともに、新しい魅力を創出し続け、地域と調和した観光振興が、地域の環境・文化・経済を守り育てることにつながるなど、訪れてよし・住んでよしの持続可能な観光が実現する関西を目指す。

●新たな文化やビジネスモデルが創出され続ける関西

若手起業家やクリエイターにとって魅力的な地域であるとともに、異分野融合により、新たな文化やビジネスモデルが創出され続けるクリエイティブなエリアとして発展する関西を目指す。

Ⅳ 将来像実現のための戦略

観光・文化振興における関西の将来像の実現を目指し、以下の戦略に取り組む。

戦略1 文化資源等を活用した関西の魅力づくり

関西で育まれてきた多様な有形・無形の文化資源や、豊かな自然、地域に根差した産業などを活かし、関西各地の魅力づくりを進め、観光面での活用を促進する。また、文化芸術の担い手育成や様々な人々の文化芸術活動への参画の促進等にも取り組み、より一層の関西の活性化につなげる。

(1) 多様な文化資源の振興

①舞台芸術を通じた賑わい創出

- ・ 関西にゆかりのある文化人の記念となる周年などを契機とした取組による能、狂言、歌舞伎、文楽等の舞台芸術の活性化を図る。

②建築文化の振興

- ・ 古代から残る寺社等の木造建築や伝統的建造物群等の伝統的町並み、近現代建築など関西各地の歴史的、文化的背景のある建築物等を活用することにより、その魅力や世界観を継承・発展させる取組を推進する。

③メディア芸術やデジタル技術を活用した文化芸術の推進

- ・ 映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術やデジタル技術を活用した文化芸術活動を推進する。

④生活文化の振興

- ・ 関西を訪れる多くの方々に、生活文化（茶道・華道・書道・食文化等）の魅力を身近に体感できる機会を創出するほか、関西の食文化の歴史やレストラン、レシピ等の情報を掲載した関西郷土料理サイトを制作するといった取組を推進する。

(2) 文化観光や産業観光^(※06)等の推進

①文化資源等の高付加価値化や魅力向上の推進

- ・ 特別感、上質感のあるサービスを求める観光客のニーズに対応するため、関西各地の魅力を活かした付加価値の高い観光資源や体験コンテンツ等の創出、情報発信の強化に取り組む。
- ・ 庭園や建築物、古墳等の歴史遺産、文化財にストーリーを設定したコンテンツ作成による魅力向上及び国内外への発信を推進する。
- ・ 専門家による解説を交えた文化財修復現場や劇場の舞台裏見学、文化芸術と食事・宿泊等の組み合わせによる特別な鑑賞機会の提供等による文化資源の高付加価値化を推進する。

②文化施設・芸術団体の活用強化

- ・ 関西の博物館と美術館を無料または割引料金で利用できる「ミュージアムぐるっとパス」について、デジタル版の利用促進に向けて参加施設の拡大を図る。
- ・ 有意義なナイトライフを過ごせるよう、関西の舞台芸術やパフォーミングアーツ、音楽公演等の広報など情報発信を推進するとともに、関西のオーケストラ公演等で利用できる割引制度の導入等も検討する。
- ・ 関西に立地する、国等の公的施設、大学、民間企業等のミュージアム、多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナなどの文化施設等との連携強化とともに、多言語での情報発信等による「関西文化の日」の充実を図る。
- ・ 関西の文化施設や地域の祭り、文化財のVRコンテンツ等のライブラリー化と国内外への発信を推進する。
- ・ 関西の博物館資料のデジタル・アーカイブ化と観光その他関連分野での活用を推進する。

③生活文化や舞台芸術等を活かした観光の推進

- ・ 文化庁や構成府県市と連携した「古典の日」の取組の推進と歴史や伝統ある関西の文化を全国に発信する。
- ・ 茶道・華道・書道、伝統工芸、祭り等、関西各地の伝統的な生活文化を活かした特別な体験型観光を推進する。
- ・ ユネスコ無形文化遺産にも登録された「和食」「伝統的酒造り」等の日本の食文化を国内外へ発信するとともに、関西各地の食材や料理にまつわる歴史や背景をストーリー化し、観光客に伝えることで、地域の食文化に親しむガストロノミーツーリズム

(※07)を推進する。

- ・ 舞台芸術、無形文化遺産（芸能、祭礼、伝統・工芸技術等）等を活用した文化観光の推進による地域創生を図る。

④地域の産業等を活かした観光の推進

- ・ 酒蔵や工場、工房等の見学など、関西各地の地域に根差した産業を活用した産業観光を推進する。
- ・ 農山漁村の地域資源を活用して、旅行者に農業・漁業体験や自然とのふれあい、地元の人々との交流などの農泊体験等を提供する。
- ・ 自然環境や歴史文化などの地域固有の魅力を、観光客が体験し、学ぶことにより、その価値の理解を深め保全につなげるエコツーリズムを推進する。

⑤滞在型観光の推進

- ・ 外国人旅行者が、一定の地域に長期滞在することで、その地域の文化に触れ、住民との交流や様々な体験を享受できる滞在型観光を推進する。
- ・ 豊かな自然や温泉などの健康増進や心身の癒しに資する資源を活用し、地域の健康文化の体験や、心身のリフレッシュを目的とした体験プログラムなどを盛り込んだヘルスツーリズム（※08）やウェルネスツーリズム（※09）による長期滞在型の観光を推進する。

（3）文化芸術の担い手育成や様々な人々の参画促進

①無形文化財等の次世代への継承

- ・ 子どもたちが伝統芸能や民俗芸能等を鑑賞・体験できる機会を拡大するとともに、日本文化、地域文化に係る教育の充実を図る。
- ・ 専門家による解説を交えた文化財修復現場や劇場の舞台裏見学、文化芸術と食事・宿泊等の組み合わせによる特別な鑑賞機会の提供等による文化資源の高付加価値化を推進する。【再掲】
- ・ 関西各地の伝統芸能や生活文化等に関するレクチャー動画の制作や関西で活躍する能楽師、歌舞伎役者、茶道、華道等の家元等、文化芸術の専門家を講師とした親子体験講座等を開催する。
- ・ 博物館等の文化施設や文化財を積極的に活用し、子どもたちの文化芸術の鑑賞・体験を推進する。
- ・ 伝統芸能をはじめとする無形文化財の保存・活用や、地域の祭りや伝統行事の振興、文化財修理に必要な技術の継承、用具・原材料等の確保と次世代への継承を図る。
- ・ 文化財保護強調週間(毎年11月1～7日)における文化財に関する各種行事の実施、「文化財防火デー」(毎年1月26日)における文化財防火運動の展開等により、文化財愛護に関する意識高揚を図る。

②文化芸術に関わる人材の育成

- ・ 文化財修復現場や祭りなどの用具等の専門家による解説や見学、劇場の舞台裏見学など、関西文化の裏方に触れる機会の創出に取り組む。
- ・ 地域の歴史・文化等を説明するボランティア人材の育成講座等を開催する。

- ・ 文化芸術活動を行う者に対する支援情報サイトの充実を図る。
- ・ 性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが文化芸術活動へ参画する取組を推進する。

戦略2 広域周遊観光の更なる推進

関西各地の魅力あふれる観光コンテンツをテーマやストーリーで結んだ広域周遊観光を推進するとともに、周遊を促す環境の整備に取り組む。

(1) 関西の多様な魅力を活かした広域周遊観光の推進

① テーマ別観光の推進

- ・ 長い歴史の中で重層的に集積された文化が現在にも息づいているという関西ならではの特徴を活かし、関西各地の有形・無形の文化財をはじめ、多種多様な資源を共通のテーマやストーリーで結ぶことにより、地理的なつながりにとどまらない周遊プランの造成に取り組む。
- ・ (一社) 関西観光本部と連携して構築した広域観光ルート「THE EXCITING KANSAI」について、それぞれのルートにおけるテーマやストーリーをさらに発信していくことで、周遊観光の強化を図る。
- ・ 地質遺産としても価値が高く、美しい景観の「山陰海岸ジオパーク」や「南紀熊野ジオパーク」、「三好ジオパーク」を巡る旅行商品の造成と、ジオパークのプロモーションを推進する。
- ・ 関西の博物館と美術館を無料または割引料金で利用できる「ミュージアムぐるっとパス」について、デジタル版の利用促進に向けて参加施設の拡大を図る。【再掲】
- ・ 関西に立地する、国等の公的施設、大学、民間企業等のミュージアム、多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナなどの文化施設等との連携強化とともに、多言語での情報発信等による「関西文化の日」の充実を図る。【再掲】

② 多様なツーリズムの推進

- ・ 国立公園や国定公園をはじめとする関西各地の魅力ある自然を活かし、自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて関西の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムやアウトドアアクティビティによる周遊観光を推進する。
- ・ 令和9(2027)年の「ワールドマスターズゲームズ2027 関西」開催を契機に、スポーツの参加や観戦を目的とした関西各地への訪問や、ゴルフ、トレッキング、サイクリングなどのスポーツと地域資源を掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムの推進に取り組む。
- ・ インセンティブ旅行や海外の大学・企業等による関西の企業見学、工場見学等の実施などビジネス観光を切り口とした広域観光を推進する。
- ・ ユネスコ無形文化遺産にも登録された「和食」「伝統的酒造り」等の日本の食文化を国内外へ発信するとともに、関西各地の食材や料理にまつわる歴史や背景をストーリー化し、観光客に伝えることで、地域の食文化に親しむガストロノミーツーリズム(※07)を推進する。【再掲】

③多様な交通手段を活用した周遊ルートの造成

- ・ 関西の空の玄関口である関西国際空港及び地方空港へ就航する国際便や、関西各地に寄港するクルーズ船、関西各地を巡る観光列車、高速道路など、新たな交通手段を活用した広域観光ルートの造成に取り組む。
- ・ 観光列車、舟運、自動車、モーターサイクル等多様な交通手段によって、旅の移動手段も楽しむ周遊観光を促進する。
- ・ 関西国際空港での情報発信の強化や、関西周辺の各地域や西のゴールデンルート(※10)をはじめとする広域観光圏とも連携した関西発着の新たな広域観光ルートについて検討する。

④外国人旅行者への情報発信の強化

- ・ 大阪・関西万博開催期間中においては、開催にあわせて関西各地で行われる取組等の情報発信を強化し、来場者の関西各地への周遊を促進する。
- ・ 各観光地の情報や、テーマ・ストーリー別の観光ルート情報などを、(一社)関西観光本部の観光情報サイトを通して発信を推進する。
- ・ SNS等のネットメディアでの発信力があるインフルエンサーなどを活用し、外国人旅行者目線での情報発信を推進する。
- ・ 観光地や公共の場でのマナーや、日本の慣習等をウェブサイトやSNS等で発信するなど、地域住民の生活の質の確保と外国人旅行者の満足度向上の両立に向けた取組を推進する。
- ・ (一社)関西観光本部と連携し、交通情報、宿泊情報、災害情報等、観光に関する様々な情報の一体的な発信を推進する。

(2) 受入環境の整備

①外国人旅行者にもわかりやすい環境整備の推進

- ・ 宗教や、食等の多様な習慣、生活様式に対応できるよう、食事のアレルギーや成分表示の多言語対応、礼拝場所の情報提供、観光案内標識等の多言語対応、ピクトグラムや地図の活用など、外国人旅行者等にわかりやすい環境整備の促進を図る。
- ・ 観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、外国人旅行者が安全・快適に旅行を満喫できる環境の整備を図るため、観光案内所の連携や多言語での観光情報提供機能の強化、キャッシュレス決済の普及等に関する取組の促進を図る。

②交通アクセス等の利便性向上

- ・ 都市部以外の地域への周遊を促進するため、周遊観光バスやライドシェアの導入など二次交通の課題解決に向けた先進事例を共有するセミナー等の機会を設ける。
- ・ 交通事業者による空港・駅・バスターミナルなど交通アクセスの利便性の向上や広域的なMaaSの推進に関する取組に協力する。
- ・ 関西広域連合本部事務局等とも連携し、関西の隅々まで円滑な移動が可能となるよう交通インフラの整備推進や、各地域の実情に応じた柔軟で多様なライドシェアの観光への活用について、必要に応じて、国に制度改善の提案などを行う。

(3) 大阪・関西万博を契機とした国際交流の深化

①訪日教育旅行による観光交流の推進

- ・ 大阪・関西万博を契機に国際交流への機運を高めるほか、訪日教育旅行を積極的に受入れるなど、関西各地での若者同士の交流を促進する。
- ・ 訪日教育旅行の受入れにあたっては、生徒・児童間の交流だけでなく、地域との交流を促進し、関西の文化に触れる機会を増やし、将来の関西のファンづくりにつなげる。
- ・ 訪日教育旅行について、地元産業の体験をプログラムに組み込むなど、内容の充実を図るとともに、関西としてのプロモーション活動を実施する。

②国・地域との観光交流の推進

- ・ 関西広域連合が、観光に係る覚書などを締結した国・地域と連携し、各国に共通する課題等についてグローバルな連携で解決を目指す取組を実施するなど、観光分野での交流を推進する。

(4) 災害時等の安心安全の確保に向けた取組の推進

①防災情報の提供

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や交通障害発生時において、鉄道、バス、旅客船ターミナル、空港等において、外国人旅行者を含む利用客を混乱なく避難誘導できるよう、多言語での音声案内や、「KANSAI MaaS」を活用した情報発信など、各事業者の取組に協力する。
- ・ 大雨や大規模地震、津波等の災害発生時には、域内の外国人をはじめとする観光客が適時・的確に命を守る行動が取れるよう、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、交通施設等の復旧状況に関する情報等の迅速な収集と提供を構成府県市と協力して実施する。
- ・ 日本政府観光局のウェブサイトや災害時情報提供アプリ「Safety tips」を活用した外国人旅行者向けの災害情報発信や、日本政府観光局のコールセンターにおける多言語での問合せ対応等の取組を、関西広域連合のホームページやSNSで発信する。

②安心安全の確保に向けた環境整備

- ・ 災害等の緊急時に備えて、広域防災局・広域医療局とも連携し、関係施設の協力を得て、一時滞在施設や備蓄品の確保、帰宅困難者支援などの環境整備や、医療提供体制などの適切な情報提供に取り組む。

戦略3 文化と経済の好循環及び国際発信の推進

関西がアーティストやクリエイターなど様々な人々にとって魅力的で人材が集積する地域となるため、関西の文化芸術発信の拠点化、文化芸術を活用した新しいビジネスモデルや国際発信の推進などに取り組む。

(1) 関西圏の文化芸術の一大発信拠点化

①文化芸術の拠点形成

- ・ 関西圏が、伝統文化から現代アートまで国内外のアーティストやクリエイター等、様々な人々にとって魅力にあふれ人材が集積する国際的な文化芸術の一大発信拠点に

なることを目指す。

- ・ 先端産業等との異分野交流により新たな文化創造と文化を活かした新たなビジネスモデルの創出を推進する拠点形成に取り組む。

②文化芸術の国際発信

- ・ 関西各地で開催されるアート作品を展示・販売するアートフェア、景観や地域文化と現代アートの融合により地域の新たな魅力創出を図る芸術祭等について、開催時期を合わせたり、周辺で開催される関連イベントと連動させるなど、関西のアート市場の活性化により、世界的なアート市場とする取組を推進する。
- ・ 令和7年5月に初めて開催される「MUSIC AWARDS JAPAN 2025 KYOTO」をはじめとした関西の文化芸術の国際発信とグローバル展開にビジネスの観点を取り入れた海外への展開を推進する。
- ・ 「日本博 2.0」の活用とレガシーの継承・発展による関西文化の国内外への発信を推進する。
- ・ 文化庁や構成府県市と連携した「古典の日」の取組の推進と歴史や伝統ある関西の文化を全国に発信する。【再掲】

(2) 文化芸術を活かした新たなビジネス創出

①文化芸術を活かした新ビジネスの推進

- ・ 関西の文化資源の磨き上げ・掘り起こしを行い、文化観光などによる新たな価値の創造、文化の保存から活用への持続可能な好循環モデルを創出する。
- ・ アーティストと企業などの多分野交流を推進し、新たな文化創造や文化芸術を活かした新たなビジネス創出やまちづくりを促進する。
- ・ 映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術やデジタル技術を活用した文化芸術活動を推進する。【再掲】

②文化資源の利活用

- ・ 文化芸術活動の推進のための多様な財源確保方策の広報を行う。
- ・ 寺院での写経や朝がゆ体験、舞台芸術の公演や博物館・美術館等の新たな夜間開館の取組など、関西各地の魅力的な体験コンテンツなどを発信し、関西の有形・無形の文化資源を活用した朝観光やナイトタイム・エコノミー(※11)の活性化に向けた取組を推進する。
- ・ 音楽とアートの融合的取組を推進するとともに、文化芸術の担い手等と関西圏の企業が集い、文化芸術と経済が有機的なつながりを創り出す取組を推進する。

戦略4 持続可能な観光・文化振興のための推進体制等の強化

持続可能な観光・文化振興の実現に向け、地域と調和した受入環境の整備を図るとともに、推進体制を強化し、関係団体との連携を深める。

(1) 地域と調和した観光の実現のための環境整備

①情報発信の強化

- ・ 観光客のニーズを満たしつつ、文化財や自然環境等への負荷や、観光地に暮らす人々

の生活への影響を軽減するため、住環境への配慮、文化や習慣の理解促進、自然環境への負荷防止等の啓発に向け、積極的な情報発信に努める。

- ・ 持続可能な観光地域づくりの一環として、資源の有効活用や環境負荷の低減に向けて、資源や物を大切に使う日本の文化の情報発信を強化する。
- ・ 観光客の分散化により混雑を緩和するため、朝や夜にも楽しむことができる関西各地の体験コンテンツやイベント、四季折々の見どころなどの情報発信を強化する。

②先進事例の共有や情報交換の実施

- ・ 構成府県市における SDGs に関する取組事例を収集・共有することにより、持続可能な観光地域づくり・運営に関する取組の促進を図る。
- ・ エコツーリズムやカーボンオフセットプログラム（※12）の導入、観光施設での再生可能エネルギーの活用など、自然環境や文化遺産に負荷をかけないための先進的な取組事例や成功事例の共有に取り組む。
- ・ 観光客の受入と地域住民の生活の質の確保を両立できる観光地経営を実現するため、関西広域連合及び各構成府県市において、民間事業者や地域住民との情報交換の場を設ける。
- ・ 日本政府観光局や（一社）関西観光本部とも連携し、外国人旅行者の嗜好やニーズ、動向など観光関連のデータ等を活用し、効果的なマーケティングや訪日外国人受入体制の充実につなげる。

（2）観光・文化を担う人材の育成

①通訳案内士の育成

- ・ 通訳案内士と旅行会社や宿泊施設などの観光事業者とのマッチングを強化するとともに、情報交換等のネットワークを形成し、通訳案内士の活躍の場を更に広げる。
- ・ 通訳案内士等に対し、更なるスキルアップに向けた研修を実施するとともに、文化など多様な観光資源に関する情報を提供する。

②観光・文化人材の育成

- ・ 観光関連産業の人材不足を補うため、外国人の受入環境の整備について、引き続き国に提案を行う。
- ・ DMO（※13）や学術機関と連携し、持続可能な観光地域づくり・観光地全体の経営を担う人材の育成に取り組む。
- ・ 観光産業における経営の効率化、生産性の向上を図るとともに、各構成府県市における取組を共有し、人材の確保を促進する。
- ・ 文化施設や文化芸術の関係者、観光事業者等が連携を図り文化観光を推進するため、好事例の紹介等の情報発信、大学や関連する学会等と連携したワークショップ等に取り組む。
- ・ 文化財修復現場や祭りなどの用具等の専門家による解説や見学、劇場の舞台裏見学など、関西文化の裏方に触れる機会の創出に取り組む。【再掲】
- ・ 地域の歴史・文化等を説明するボランティア人材の育成講座等を開催する。【再掲】

- ・ 文化芸術活動を行う者に対する支援情報サイトの充実を図る。【再掲】

(3) 観光・文化振興のための連携強化

① (一社) 関西観光本部の推進体制の強化

- ・ 官民連携により関西広域での観光客誘致をはじめとする観光振興に取り組んでいる(一社)関西観光本部の広域観光推進体制の強化を図るとともに、これに必要な財源の確保、組織体制の強化等により、運営の安定化を図る。

② 関西広域連合の各分野事務局や構成府縣市等との連携強化

- ・ 関西広域連合の各分野事務局との連携を強化し、災害・医療など非常時における外国人旅行者の安心・安全な旅行環境の整備を図るほか、産業観光、エコツーリズムなどの取組を推進する。
- ・ 各地域の特性や実情を踏まえた観光・文化振興の取組を推進する構成府縣市との連携を強化する。
- ・ (一社)関西観光本部等と連携し、各地域における地域づくりや観光コンテンツ造成等の好事例を共有するセミナーの開催などにより、関西各地のDMOの連携強化を図る。
- ・ 関西広域連合、構成府縣市、(一社)関西観光本部が連携し、テーマ別に周遊観光を推進する協議会を設置するなど、広域観光を推進する体制を構築する。

③ 国機関等との連携の強化

- ・ 観光庁や日本政府観光局、(一財)自治体国際化協会、構成府縣市等の姉妹・友好提携自治体、日本の在外公館、UNWTO 駐日事務所、駐日外国公館などとの連携の強化を図る。
- ・ 関西広域連合と文化庁の事務担当者レベルの会議を定期開催するなど、関西広域の文化振興における連携の強化を図る。

(4) 大阪・関西万博に向けて進めてきた取組や情報発信の継続

① 広域観光・文化振興に関する取組の継続的な実施

- ・ 関西広域連合も参画する「EXP02025 関西観光推進協議会」において造成された、関西各地のコンテンツタリフ(※14)や旅行商品を大阪・関西万博後も継続的に活用し、関西を訪れる人々が継続的に関西を周遊できる環境を維持する。
- ・ 大阪・万博を契機とし文化資源、文化芸術の国際発信推進し、文化資源を活用することで経済・地域活性化を推進する。
- ・ 関西各地において、祭り、文化財の特別公開、アーティスト・イン・レジデンス(※15)など多様なイベント等の実施を促進する。

② 情報発信の継続的な実施

- ・ 大阪・関西万博開催中に関西を訪問した海外メディアとのネットワークを構築し、効果的な情報発信を行う。
- ・ (一社)関西観光本部の観光情報サイトを活用し、外国人旅行者に向けた情報発信の更なる充実を図る。

- ・ 構成府県市において MICE が実施される際には、関西各地の誘客につながるよう、開催地とも連携し、MICE の主催者や参加者に向けて関西各地の観光などの情報提供に努める。

V 計画の目標

1 観光分野の目標

◆関西全体でプラスワンナイトを目指す。

項目	2023年	2029年（目標）
関西での外国人平均泊数	5.5泊	6.5泊

※近畿運輸局管内の平均泊数（出典：訪日外国人消費動向調査（観光庁調査））

◆関西全体で1人当たり消費単価の3割アップを目指す。

項目	2023年	2029年（目標）
関西での外国人旅行消費単価	120,594円	156,772円

※近畿運輸局管内の旅行消費単価（出典：訪日外国人消費動向調査（観光庁調査））

2 文化分野の目標

◆関西の文化芸術に親しむ機会の拡大を目指す。

項目	2024年	2029年（目標）
ミュージアムぐるっとパス関西	44館	300館

※「ミュージアムぐるっとパス関西」は、関西の対象施設（博物館等）の展覧会に有効期間内であれば無料または割引料金で入場できるチケット（入場証）

※令和6年（2024）年4月から電子チケットを紙チケットと併用して発行

◆関西在住者の文化芸術に係る幸福感の向上を目指す。

項目	2024年	2029年（目標）
地域幸福度（文化・芸術）	47.1	55.0

※地域幸福度（Well-Being）指標とは、地域の「暮らしやすさ」と住民の「幸福感」を共通の指標で数値化・可視化したもの（偏差値）

※文化・芸術因子の「暮らしている地域は、文化・芸術・芸能が盛んで誇らしい」「将来生まれてくる世代のために、良い環境や文化を残したい」カテゴリーを抽出

（出典：地域幸福度 Well-Being 指標（デジタル庁調査））

(用語説明)

○文化庁連携プラットフォーム(※01)

文化庁京都移転の意義の実現に向けて、文化庁との連携による新たな文化政策の展開や、世界に向けた日本文化の発信等により日本文化の国際的な価値を高めることを目的とした京都市内市町村や京都商工会議所等の経済界、文化団体等で構成するオール京都の推進体制

○CBX (Cultural Business Transformation) (※02)

令和5(2023)年3月、文化庁が策定した文化芸術推進基本計画(第2期)の重点施策に位置付けられた「日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を、ビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進める、変革を目指した取組」のこと。

○MaaS(※03)

「Mobility as a Service」の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

○KANSAI 感祭(※04)

「文化の力で切り拓く関西の未来社会」をテーマに大阪・関西万博に向けた機運醸成、関西の文化力の向上や関西各地の活性化を図るため、関西各地の文化イベントと連携し、関西の伝統芸能や食、アート展示など多彩な関西文化の魅力を発信するイベントのこと。

○広域周遊観光(※05)

複数の観光地を移動し、宿泊地を変えていく旅行形態のこと

○産業観光(※06)

歴史的・文化的価値のある産業文化財(古い機械器具、工場遺構などのいわゆる産業遺産)、生産現場(工場、工房等)及び産業製品を観光資源とし、それらを通じてものづくりの心にふれるとともに、人的交流を促進する観光活動

○ガストロノミーツーリズム(※07)

その土地の気候風土が生んだ食材や習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しむ旅行のこと。

○ヘルスツーリズム(※08)

個人のニーズを満たし、環境や社会の中で個人としてより良く機能する能力を高める医療やウェルネスに基づいた活動を通じて、身体的健康、精神的健康に貢献することを主な動機とした観光のこと。

○ウェルネスツーリズム(※09)

身体、精神、感情、職業、知性、スピリチュアリティなど、人間の生活のすべての領域を向上させ、バランスをとることを目的とした観光活動のこと。ヘルスツーリズムの一つ。

○西のゴールドルート(※10)

欧米豪を中心としたインバウンド客を、大阪より西のエリアに広域周遊を促進するために進められている取組のこと。この取組を進めるために、福岡市、神戸市、広島県、高松市など西日本・九州の自治体で構成されたアライアンスが組織されている。

○ナイトタイム・エコノミー(※11)

18時から翌日朝6時までの間に、様々な活動を通じて地域の魅力や文化を発信し、消費拡大などにつなげる考え方のこと。

○カーボンオフセットプログラム(※12)

日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせること。

○DMO(※13)

「Destination Management/Marketing Organization(観光地域づくり法人)」の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

○コンテンツタリフ(※14)

旅行会社や取引業者向けに、観光コンテンツについての手数料・取扱いのルール等を、具体的かつ詳細に記載したもの。

○アーティスト・イン・レジデンス(※15)

芸術制作を行う人物を一定期間ある土地に招聘し、その土地に滞在しながらリサーチ活動や作品制作を行う機会を提供すること。

【参考】

関西広域連合によるこれまでの主な取組

- (1) 広域観光の推進
 - ・ 国内外観光客の誘客と関西への来訪動機づくりのため、関西に点在する文化財、食、自然など共通のテーマの観光資源について磨き上げを行い、「テーマツーリズム」を推進した。
 - ・ 平成 29 (2017) 年 4 月に (公社) 関西経済連合会と共に設立した広域連携 DMO 「(一社) 関西観光本部」を中心に、8 つの広域観光ルート「THE EXCITING KANSAI」の造成、マーケティングや海外向けの関西観光プロモーション、外国人旅行者の受入基盤整備支援、観光人材の育成など官民が一体となった取組を進めた。
- (2) 戦略的なプロモーションの展開
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、直接海外に出向いてのプロモーションが困難であった期間中も、「2020 年ドバイ国際博覧会」(ドバイ万博)を訪れる VIP に向けたプロモーション等の実施や、官民連携による海外メディアの招請及び情報発信等を実施し、将来のインバウンドの回復を見据え、訪日意欲の高い海外の方々に関西の観光情報の発信を行った。
 - ・ 国や、関西エアポート(株)など経済界とともに、フランス、イギリス、タイ、韓国、シンガポールなど海外へのトッププロモーションを行い、関西の認知度向上に取り組んできた。また、(一社) 関西観光本部とも連携し、東アジア・東南アジア・欧米豪等における旅行博・商談会への参加、旅行会社やメディアの招請など、効果的かつ戦略的なプロモーションを展開してきた。
- (3) 外国人旅行者等の受入を拡大するための観光基盤の整備
 - ・ 全国通訳案内士の活動量の増進と、ガイドサービスの質の更なる向上を図るためのセミナー・研修を実施。観光地での実地研修の実施や、エージェントと通訳案内士との交流の機会を設けるなど、通訳案内士の活躍の機会拡大にも努めた。
 - ・ 外国人旅行者の周遊を促進するため、「山陰海岸ジオパーク」、「南紀熊野ジオパーク」など関西の優れた地質景観スポット情報の外国人向けフリーペーパーへの掲載や、(一社) 関西観光本部の観光情報サイトを通じた情報発信を行った。
- (4) 関西文化の振興と国内外への魅力発信及び連携交流による関西文化の向上
 - ・ 関西の祭りや文化イベントの情報を web 上で検索できるようデータベース化するとともに、web 上でアーティスト・イン・レジデンスをテーマとした国際シンポジウムを開催するなど、関西の先進的な取組を国内外に発信した。
 - ・ 住民が関西の文化にふれる機会づくりとして、関西 2 府 8 県の美術館や博物館などの文化施設の協力を得て入館料を無料とする「関西文化の日」事業や当該事業の期間を拡大する「関西文化の日プラス」事業を、関西元気文化圏推進協議会及び(一社) 関西観光本部との連携により実施してきた。
 - ・ 関西の文化力の向上や機運醸成を図るために、平成 29 年(2017)年 4 月に先行移転した文化庁の地域文化創生本部や歴史街道推進協議会などとも連携し、歴史文化遺産フォーラムの開催や、パネル・リーフレット等による関西の世界文化遺産や日本遺産の情報発信を行った。
- (5) 関西文化の次世代継承
 - ・ 次代を担う文化人材の育成を図るため、関西の子どもたちが伝統文化や生活文化を学び親しめる親子体験教室を開催した。
- (6) 情報発信・連携交流支援・人づくりを支えるプラットフォームの活用
 - ・ 様々な分野の専門家等と意見交換するためのプラットフォーム「はなやか関西・文化戦略会議」を立ち上げ、関西文化の振興策に関する検討を行った。

(7) 産官学連携による関西文化の創造

- ・ (公社) 関西経済連合会や(公財) 関西・大阪 21 世紀協会等と連携して「文化創造・交流プラットフォーム」を構築し、芸術家と関西企業の共創による新たな文化創造の取組を実施した。

(8) 大阪・関西万博に向けた取組

- ・ (一社) 関西観光本部をはじめとする関係機関と協力し、「EXP02025 関西観光推進協議会」を設立し、旅行商品・コンテンツの造成を進め、海外における旅行博や展示会への出展、ウェブサイトにおける情報発信等を通じて大阪・関西万博の機運醸成とあわせて旅行商品の訴求を行った。
- ・ 大阪・関西万博開催期間中における外国人旅行者の安心・安全な旅をサポートするため、通訳案内士やホテルコンシェルジュ等に対しセミナーや実地研修を行った。
- ・ イラストマップと位置情報の連動による、わかりやすい観光スポット情報の提供を実現する、関西広域観光デジタルマップの整備を進めた。

【参考データ】

◆ 関西の日本遺産（詳細内訳）

名称	所在地
琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産～	滋賀県
日本茶 800 年の歴史散歩	京都府
丹波篠山デカンショ節－民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶－	兵庫県
日本国創成のとき～飛鳥を翔（かけ）た女性たち～	奈良県
六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～	鳥取県
「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～	徳島県・ 香川県・愛媛県・高知県
『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家を支えた海人の営み～	兵庫県
森に生まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ～美林連なる造林発祥の地“吉野”～	奈良県
鯨とともに生きる	和歌山県
地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市	鳥取県
鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～	京都府・ 神奈川県・広島県・長崎県
荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～	京都府・大阪府・ 兵庫県・鳥取県・ 北海道・青森県・秋田県・ 山形県・新潟県・富山県・ 石川県・福井県・島根県・ 岡山県・広島県・香川県
忍びの里 伊賀・甲賀リアル忍者を求めて－	三重県・滋賀県
300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊	京都府
1400 年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～	大阪府・奈良県
播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道～資源大国日本の記憶をたどる 73km の轍～	兵庫県
絶景の宝庫 和歌の浦	和歌山県
「最初一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅	和歌山県
きっと恋する六古窯－日本生まれ日本育ちのやきもの産地－	滋賀県・兵庫県・ 福井県・愛知県・岡山県
「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～	和歌山県
1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県・岐阜県
旅引付と二枚の絵図が伝えるまち－中世日根荘の風景－	大阪府
中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～	大阪府
「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂	兵庫県
日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」	兵庫県・鳥取県
藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～	徳島県
海を越えた鉄道 ～世界へつながる 鉄路のキセキ～	福井県・滋賀県
京都と大津をつなぐ希望の水路 琵琶湖疏水～舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつき～	滋賀県・京都府
女性とともに今に息づく女人高野～時を超え、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～	大阪府・奈良県・ 和歌山県
「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷	兵庫県
もう、すべらせない！！～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～	大阪府・奈良県
「葛城修験」－里人とともに守り伝える修験道はじまりの地－	大阪府・奈良県・ 和歌山県

（出典：日本遺産ポータルサイト （令和 6（2024）年 12 月現在））

◆8つの広域観光ルート「THE EXCITING KANSAI」の造成



	エリア名	コンセプト	主な府県
エリア 1	紀伊半島	巡礼の道	和歌山県
エリア 2	山陰海岸	海岸の美と恵	京都府、兵庫県、鳥取県、福井県
エリア 3	播磨	名城と京への道	兵庫県
エリア 4	琵琶湖西岸～北陸	水と生きる地	滋賀県、福井県
エリア 5	淡路島～徳島	神話と海の架け橋	兵庫県、徳島県
エリア 6	丹波	実りの里山	兵庫県、京都府
エリア 7	伊勢～奈良	神話から古代の道	奈良県、三重県
エリア 8	福井～琵琶湖東岸～伊賀	侍と工芸の地	福井県、滋賀県、岐阜県、三重県
追加ルート	徳島～加太（和歌山市）	関西でSDGsを感じる旅	徳島県、和歌山県
	若狭～京丹波	田舎の暮らしに触れる旅	京都府、福井県
	三重～滋賀(東海道)	京都～江戸間の主要ルートを通る	三重県、滋賀県

(出典：(一社)関西観光本部資料)

令和7年2月府議会定例会

農商工労働常任委員会

報 告 事 項

農 林 水 産 部

報 告 事 項 目 次

- 1 京都府農林水産業人材確保育成戦略（仮称）の策定について（最終案）
..... 資料 1
- 2 京都府茶業振興計画の策定について（最終案） 資料 2
- 3 京都府豊かな森を育てる府民税について 資料 3

別冊資料 1 「京都府農林水産業人材確保育成戦略（仮称）」最終案

別冊資料 2 「京都府茶業振興計画」最終案

京都府農林水産業人材確保育成戦略（仮称）の策定について（最終案）

令和 7 年 3 月
農 林 水 産 部

京都府における農林水産業の人材確保・育成に関する施策を効果的に推進するため、「京都府農林水産業人材確保育成戦略（仮称）」を策定することとしております。

今回、中間案により実施したパブリックコメント及び検討委員会の御意見を踏まえて、最終案を作成しましたので御報告します。

記

1 意見徴取の状況

所属等	パブリックコメント	検討委員会	その他関係団体等	合計
意見の数	49	7	-	56

2 中間案からの主な変更点

主な意見		対応（変更点）	
1	既存の「農人材育成センターや林業労働支援センター等」と新たに「農林水産業人材育成センター（仮称）」の関係性（役割分担）を明確にすべき。	第5-1 (P11)	「農林水産業人材育成センター（仮称）」は、農林水産業を横断した取組の司令塔となることに加え、既存の機関と連携し、段階に応じた適切な支援を実施します。その関係性はイメージとして記載
2	施策の中で「農林水産業人材育成ネットワーク（仮称）」に関する項目がないように思うが、どの部分を担うのか。	第5-1 (P11)	様々な研修を行う上で、農林水産業人材育成ネットワーク（仮称）の構成団体と連携して進めることを想定しており、同ネットワークの役割として、多様な教育メニューを提供するプラットフォームの設置及び取組の評価・検証を行う評議会の設置など具体的な内容を記載
3	農林水産業を志向する人材が少ないのが現状であり、人材獲得に向けた情報発信も記載すべき。	第5-2 (P13)	SNS等を活用して、農林水産業の経営体等の先進的な取り組み、農林水産業の魅力及び府の人材育成施策を発信することを記載
4	「農業士」、「林業士」及び「漁業士」については、担い手育成において重要な役割を果していることから、分野ごとの具体的な施策に記載すべき。	第6-1 (5), 2 (3), 3 (2) (P17, 19, 21)	「農業士」、「林業士」及び「漁業士」について、人材育成対策を追記
5	「特定地域づくり事業協同組合」の制度を活用し、多様なライフスタイルが提案できる就業相談の体制が必要。	第6-4 (P22)	「市町村に「特定地域づくり事業協同組合」制度の活用を促し、農・林・水産業と宿泊・飲食業や製造業といったマルチワーク（多業）など、年間を通じた収入の確保や多様なライフスタイルの提案により、新たな人材の確保に努めます」と記載
6	農林水産業人材育成ネットワーク（仮称）の設置に関して、目標数値をどのように設定し進捗管理を行っていくのか。	第8-2 (1) (P24)	目標数値として、「人材育成ネットワーク参画主体と府との連携取組数」を追記

3 最終案の概要

(1) 策定の趣旨

農林水産業・農山漁村を支える担い手の減少・高齢化が深刻化する中、今後の育成すべき担い手像を明らかにするとともに、産学公民の多様な主体と連携し、効果的な人材確保・育成施策を推進することにより、農林水産業の成長産業化と農山漁村の活性化を図る。

(2) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

(3) 担い手の現状と構造変化

- ・農林水産業の担い手は過去20年で34,853人から21,319人に38.8%減少し、高齢化も進展
- ・企業的経営体は増加し、経営規模の拡大が進むなど、担い手の構造が大きく変化
- ・農山漁村の人口減少・高齢化は都市に先駆けて進行し、山間農業地域においては特に顕著
- ・農業集落数は横ばいであるものの集落内における農家数は減少し、農地の荒廃化も進行

(4) 育成すべき担い手像

ア 農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材

- ・生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる高度経営人材
- ・最先端技術を積極的に取り入れ、生産性向上と高付加価値化を実現できる高度技術人材

イ 半農半Xなど様々なスタイルで農林水産業に関わり、農山漁村を支える多様な人材

ウ 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現できる人材

(5) 人材確保・育成施策の取組状況と課題

ア 農林水産業の担い手

- ・京都ジョブパーク「農林水産業ジョブカフェ」による就業相談や、各分野における就業フェアなどを実施し、研修や就業、経営発展など各段階に応じた支援に繋げている
- ・研修については、農業大学校や林業大学校、海の民学舎など（以下「府研修教育機関」）、分野別に実施し、基礎的な知識・技術の習得を中心に、実践研修も含めて実施

<課題>

- ・相談件数が減少傾向にある中、府研修教育機関における定員割れが継続しており、魅力ある研修カリキュラムの構築と、効果的なPRによる誘導、丁寧な相談対応が必要
- ・農林水産業に関する最先端知識・技術に加え、経営やマーケティングなど、育成すべき担い手のニーズに対応した幅広い教育・研修の提供が必要
- ・移住対策などと連携した就業後の定住・定着に向けた総合的なサポート体制の構築が必要

イ 農山漁村を支える人材

- ・府内への移住者数は増加しているものの、農林業従事者は平均約8%にとどまっている

<課題>

- ・移住希望者に半農半X等のライフスタイルの提案や、ニーズに応じた基礎的な知識・技術の習得のための研修メニューの提供など、農林水産業への誘導・定着に向けた支援が必要

(6) 施策の基本的な方向性

ア 推進体制の整備

(ア) 農林水産業人材育成センター（仮称）の創設

- ・農林水産業の分野横断により、誘導から研修、就業、経営発展まで、一人一人の希望に寄り添い一貫サポートを行う司令塔として、人材育成のトータルマネジメントを実施
- ・インキュベーション機能を担う先進的な民間事業体の認定制度を創設し、独立就業を目指す者に対する実践的な研修を実施

(イ) 農林水産業人材育成ネットワーク（仮称）の構築

- ・ 産学公民の多様な主体と連携したプラットフォームを設置し、個々の参画主体と連携して府研修教育機関の多様な教育メニューを効果的・効率的に提供
- ・ 各分野の専門家による評議会を設置し、人材確保・育成施策の実績及び効果の評価検証を実施
- ・ 京都ジョブパークと連携し、希望職種が未定の者に対する農林水産業への誘導

イ 育成すべき担い手に寄り添った支援

(ア) 農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材

- ・ 高度経営人材については、企業や関係団体、大学等と連携し、研修、就業、経営発展の各段階に応じ、経営やマーケティングなど経営力向上に向けた研修を実施
- ・ 高度技術人材については、府農林水産技術センターや企業、大学等と連携し、試験研究への参画や共同カリキュラムの実施などを通じ、最先端の知識・技術を習得

(イ) 様々な形で農林水産業に関わり、農山漁村を支える多様な人材

- ・ 移住関係機関・団体や京都ジョブパーク等と連携し、半農半X志向者や定年帰農者等を対象に就業支援策のPRや基礎講座等を実施し、農林水産業へ誘導
- ・ 地域への定住を促進するため、安定的な収入確保に向けた多様な働き方を提案

(ウ) 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現できる人材

- ・ 生涯現役クリエイティブセンター等と連携し、女性、子育て世代、障害者等を対象としたリカレント教育や農福連携の取組支援を実施し、農林水産業へ誘導

ウ 魅力ある教育環境の整備

最先端知識・技術の習得や、「農林水産業人材育成ネットワーク（仮称）」を核とした多様なカリキュラムの受講を可能とする魅力のある教育環境・生活環境を整備

(7) 分野ごとの具体的な施策（主な取組内容）

ア 農業（農業大学校）

- ・ 農学科の専門研修の高度化、研修科の研修メニューの多様化など教育内容の充実
- ・ 農学科卒業生や若手農業者を対象として、農業版MBAや最先端のスマート農業技術など、より高度な経営感覚と技術が習得可能なカリキュラムを実施
- ・ 農業の基礎的な知識や技術を学ぶ「農業大学校」と、茶業及び畜産経営に必要な経営力を身につけ、先進経営体での実地研修を経て就農までサポートする「宇治茶実践型学舎」及び「畜産人材育成研修制度」それぞれの研修制度を一貫体系とする新たなコースを創設
- ・ 農業大学校及び農林水産技術センター、畜産センターを再編整備し、多様な人材育成に対応できる教育研修環境や学生寮の改修など生活環境の整備を検討

イ 林業（林業大学校）

- ・ 森林・林業科におけるスマート技術の習得の場や、研修科におけるオンライン開催等の参加しやすい環境の整備など、教育内容の充実
- ・ 府内トップクラスの林業事業体における効率的な施業や、より高度な技術と経営力を習得できる新たなカリキュラム等の実施
- ・ 林業技能検定をはじめとした技能向上や、収益性の高い林業経営の実現に向けた実地研修など、林業事業体の育成対策

ウ 水産業（海の民学舎）

- ・ 座学、実地研修の教育内容充実、若手漁業者を対象とした特別講義実施
- ・ 漁業だけでなく、地域の資源を活かした海業の展開など経営を多角化し、漁村地域の振興に貢献できる人材育成
- ・ 新規就業者を受入可能な水産業経営体への中小企業診断士などによる伴走型の経営力強化支援や人材育成に係るプログラム支援

京都府茶業振興計画の策定について（最終案）

令和 7 年 3 月
農 林 水 産 部

京都府における今後の茶業振興の基本的な方向や取組内容を示し、茶業者、関係機関・団体、府民を含めた多様な主体の共通指針とするため、「京都府茶業振興計画」を策定することとしております。

今回、中間案により実施したパブリックコメント及び検討委員会等の御意見を踏まえて、最終案を作成しましたので御報告します。

記

1 意見徴取の状況

所属等	パブリックコメント	検討委員会	その他関係団体等	合計
意見の数	21	61	18	100

2 中間案からの主な変更点

主な意見		対応（変更点）	
1	本計画の進行管理体制を記載すべき。	I 計画策定の目的、趣旨	I の項目の中に、「 <u>5 計画の推進体制や進捗管理</u> 」を記載
2	宇治種への改植支援は大いに賛同するが、具体的な数値目標を記載すべき。	IV 京都府茶業が目指す姿	10 年後に府内茶園における'やぶきた'構成比率を 50%以下にすることを目標とし <u>本計画の改植目標「年 10ha」</u> を記載
3	玉露、煎茶等のリーフ茶需要を喚起するため、新たな楽しみ方の提案が必要	V 施策の展開方向 1 «ブランド対策»	1 の重点施策①の施策の展開方向に、「 <u>多様な体験型のサービスの展開</u> 」や「 <u>リーフ茶がライフスタイルに溶け込む提案</u> 」と記載
4	高級茶産地としての品質の高さを維持・発展させるため、ブランドイメージづくりが必要	V 施策の展開方向 1 «ブランド対策»	1 の重点施策②の施策の展開方向に、「 <u>宇治茶の優位性が認められ、継続的に他産地に比べ高価格で取引されるよう、高品質を特徴づける産地、品種、栽培方法等を要件化した新たな認証制度を茶業団体とともに構築</u> 」と記載
5	宇治茶の産地を支える担い手確保・育成が必要	V 施策の展開方向 2 «生産・産地対策»	2 の重点施策①の施策の展開方向に、「農業の基礎的な知識や技術を学ぶ「 <u>農業大学校</u> 」と、茶業経営に必要な経営力を身につけ先進経営体での実地研修を経て就農までサポートする「 <u>宇治茶実践型学舎</u> 」の研修制度を一貫体系とする <u>新たなコースの創設</u> 」を記載
6	他産業と連携して宇治茶文化の魅力発信や教育展開が必要	V 施策の展開方向 3 «文化・普及対策»	3 の重点施策①の施策の展開方向に、「茶づなや宇治茶カフェ、山城郷土資料館、茶事業者の茶関係施設、 <u>料亭や和食料理店などと連携して宇治茶文化の魅力を発信します。</u> 」と記載

3 最終案の概要

(1) 策定の趣旨

宇治茶の持つ高いブランド力をさらに発展させるとともに、スマート技術の進展や海外を含めた消費者ニーズの多様化を的確に捉え、将来を見据えたブランド対策、生産対策などを展開することにより、収益性の高い魅力ある茶業の実現と担い手の確保につなげる。

(2) 計画期間

5年間（令和7年度から令和11年度まで）

(3) 重点課題

i) ブランド対策

- ・需要が減少傾向にある煎茶、玉露の新商品開発や新サービスの提供による需要創出
- ・本物志向や簡便化志向、健康、環境志向など、国内外の多様化する消費者ニーズへの対応

ii) 生産・産地対策

- ・需要の拡大に伴う加工用てん茶の高品質・安定生産、経営感覚に優れた新たな人材の確保
- ・最高級の手摘みてん茶・玉露の安定生産のための人材確保の仕組みづくり

iii) 文化振興・普及対策

- ・「京都府宇治茶普及促進条例」を踏まえた国内外への宇治茶の普及拡大、茶育の推進
- ・宇治茶の世界文化遺産登録に向けた構成資産の価値証明や保護措置、府民運動の強化

(4) 施策の概要

i) 目指す姿

産業や文化と深く結びついた世界に誇る宇治茶ブランドを次世代に継承する。

ii) 施策の柱

① 多様性と独自性を活かした新たなブランド価値の創造 《ブランド対策》

ア 玉露・煎茶等の新商品開発・サービス提供による新市場の創出

- ・観光、飲食業、異業種等と連携した歴史、魅力、おいしさを伝える多様な体験型のサービスの展開や新商品の開発
- ・新しい水出し煎茶や瓶入り宇治茶ドリンク「玉兎」等の新たな飲み方を提案できる商品の開発と国内外で宇治茶の歴史や魅力を伝え、需要を喚起する人材の育成

イ 高級マーケットのニーズに対応する宇治茶の品質確保と認証制度の構築

- ・多様な茶種の高品質栽培・製造技術の維持・伝承と各種茶品評会で上位入賞する取組の推進
- ・宇治茶の優位性が認められ、継続的に他産地に比べ高価格で取引されるよう、高品質を特徴づける産地、品種、栽培方法等を要件化した新たな認証制度を茶業団体とともに構築

ウ 健康や環境、エシカルなど、異業種連携による多様な消費者ニーズへの対応

- ・ 医学系研究機関、茶業団体等と連携した高級茶に多く含まれる機能性成分ポリアミンやテアニンに着目した製品の開発
- ・ フードテック研究連絡会議における研究シーズの集積と、学研フードテック共創プラットフォームでの連携や京都食ビジネスプラットフォームの実需ニーズとのマッチングにより新たな商品開発プロジェクトを創出

② 収益性の高い魅力ある茶業の実現と担い手の確保 《生産・産地対策》

ア 各産地の特性に応じた高品質化・省力化のための新技術の開発と導入

- ・ 高品質な宇治種の新品種の普及拡大と、中山間地域での省力化や生産効率を高める摘採機や茶生育予測等マッピングシステム等を活用したスマート技術の推進
- ・ AI、ICTによる生葉のセンシング、製茶加工技術の見える化により、熟練者の持つ加工技術を次世代に継承・発展

イ 高価格販売につながる付加価値の高い宇治茶の産地・グループの育成

- ・ 産地や関係団体と連携し、歴史的・文化的価値の高い伝統的な手摘み茶の生産を支える多様な担い手を確保する仕組みの構築
- ・ 国内外で需要が高まる高品質な抹茶の生産拡大と、インバウンドや輸出を視野に入れた商品開発等を行う事業者グループのプロジェクト支援

ウ 宇治茶の産地を支える新たな担い手の確保・育成

- ・ 農業の基礎的な知識や技術を学ぶ「農業大学校」と、茶業経営に必要な経営力を身につけ先進経営体での実地研修を経て就農までサポートする「宇治茶実践型学舎」の研修制度を一貫体系とする新たなコースを創設
- ・ 先進的経営体や企業・大学、関係団体、市町村などの人材育成ネットワークを活用し、農家子弟を含む新規就農・就業者それぞれの発展段階に応じた技術力・経営力向上の支援

③ 歴史と伝統、文化に培われた宇治茶文化の継承と発展 《文化振興・普及対策》

ア 宇治茶文化の価値の共感・発信による普及拡大

- ・ 宇治茶カフェに加え、和食料理店や教育、文化、観光施設等と連携した宇治茶の魅力発信
- ・ 2025 大阪・関西万博を契機に宇治茶の歴史や喫茶文化、精神文化を再認識し、宇治茶に親しむ府民を拡大するとともに、国を始め様々な団体、施設等と連携し広く世界にも発信

イ 宇治茶の有形・無形の文化財の保存・活用の推進

- ・ 宇治茶の世界文化遺産登録のための暫定一覧表への記載に向け、「宇治茶の文化的景観」の資産価値の証明と保護措置、府民や地域の理解醸成を促進
- ・ 宇治製法を起源とする「手揉み製茶」の登録無形文化財を契機とした技術保存・伝承

京都府豊かな森を育てる府民税について

令和 7 年 3 月
農 林 水 産 部

「京都府豊かな森を育てる府民税」(以下、府民税)につきましては、令和 7 年度に第 2 期の最終年を迎えることから、次期府民税のあり方について、「京都府森林管理のあり方検討有識者会議(以下、有識者会議)」による検討を行っています。この度、第 1 回有識者会議を開催しましたので、下記のとおり、その結果及び今後の進め方を御報告します。

記

1 第 1 回有識者会議の開催結果(令和 7 年 1 月 8 日(水)開催)

次期府民税のあり方の検討に係る論点について意見聴取を行った結果、主な意見は以下のとおり

検討に係る論点	主な意見
① 府民税の継続の必要性	<u>激甚化する災害への対策の必要性などを鑑みると、府民税の継続が必要</u> ではないか
② 市町村交付金の取扱い	森林環境譲与税の譲与額増加など第 2 期開始時からの情勢変化を踏まえると、 <u>市町村のニーズを考慮した交付方法の検討が必要</u> ではないか
③ 森林環境譲与税との役割分担	市町村の活用実態を分析した上で、 <u>府民の理解が得られるよう、両税の使途に係る整理が必要</u> ではないか

2 今後の進め方(予定)

令和 7 年 3 月 第 2 回有識者会議(次期府民税の方向性について)

5 月 第 3 回有識者会議(次期府民税のあり方の素案について)

6 月 6 月定例会にて検討結果の報告

7 月 パブリックコメント

8 月 第 4 回有識者会議(次期府民税のあり方の検討のとりまとめについて)

9 月 9 月定例会にて府民税条例改正案の上程(継続の場合)

※なお、市町村との意見交換会については、第 1 回会議を 2 月に開催。今後、2 回程度開催予定。

<有識者会議委員(7名)>

【五十音順】

氏名	分野	役職等
あいこう まさとし 愛甲 政利	木材利用	(一社)京都府木材組合連合会 副会長
かわかつ たけし 川勝 健志	学識経験者(税制)	京都府立大学公共政策学部 教授
くりやま こういち 栗山 浩一	学識経験者(環境経済)	京都大学大学院農学研究科 教授
しのべ ゆきお 篠部 幸雄	府民協働	京都森林インストラクター会 会長
ながしま けいこ 長島 啓子	学識経験者(森林計画)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
みよし いわお 三好 岩生	学識経験者(防災関係)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
もりい かずひこ 森井 一彦	森林組合	京都府森林組合連合会 代表理事専務

京都府農林水産業人材確保育成戦略（仮称） （最終案）

～魅力ある京都府農林水産業の実現に向けて～

令和 7 年 3 月
京都府農林水産部

目 次

第1 戦略策定の趣旨	1
第2 担い手の現状、構造変化と課題	1
第3 育成すべき担い手像	3
第4 人材確保・育成施策の取組状況と課題	4
第5 施策の基本的な方向性	11
第6 分野ごとの具体的な施策	15
第7 本戦略と連携して推進する他の計画、方針等	23
第8 計画期間及び目標数値	24
第9 農林水産業人材確保・育成戦略策定検討委員会の開催	26

第1 戦略策定の趣旨

京都府の農林水産業・農山漁村は、府民の衣食住を支える基盤として、安心・安全な食料や資材を安定的に供給するとともに、国土や自然環境を保全し、美しい景観や伝統的な風景を保持するなど重要な役割を果たしていますが、農林水産業・農山漁村を支える担い手の数は年々減少するとともに、高齢化が加速化しており、農林水産業の生産基盤の弱体化や地域コミュニティの衰退、農地・森林の管理不足、国土保全機能の低下などが懸念されています。

農のある暮らし志向者や定年帰農者など、農林水産業への関わり方に変化が見られる中で、農林水産業の成長産業化を担う専門的な人材に加え、地域社会の維持を図る兼業的な人材や様々な形で農林水産業に関わる多様な人材を確保・育成することが求められます。

そのため、京都の強みを活かした産学公民の連携強化により、人材確保・育成に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業が他産業並みの所得を確保し、魅力ある職業選択肢の一つとなることで、京都府農林水産業の成長産業化と農山漁村の維持・活性化を図ることを目的として、本戦略を策定します。

第2 担い手の現状、構造変化と課題

1 農林水産業

(1) 現状、構造変化(京都府)

- ・ 国勢調査では、農林水産業就業者数(※)は、過去20年間で34,853人から21,319人と38.8%減少しています。
- ※職業を農業、林業、水産業と回答(主に仕事、家事のほか仕事、通学のかたわら仕事、休業者)した者の合計
- ・ 農業分野では、基幹的農業従事者数は、過去20年間で25,661人から15,130人と41.0%減少しており、60歳以上が占める割合は5.1ポイント増加し、高齢化が進行しています。(図1)
- ・ 林業分野では、林業労働者数は、過去20年間で1,097人から463人と57.8%減少する一方で、60歳以上が占める割合は24.7ポイント減少し、若返りしています。(図2)
- ・ 水産業分野では、就業者数は、過去20年間で1,470人から773人と47.4%減少する一方で、60歳以上が占める割合は11.7ポイント減少し、若返りしています。(図3)
- ・ 一方、会社経営体(農業：企業の経営体、林業：林業事業体、水産業：会社経営体)は増加し、経営規模の拡大が進むなど、構造変化が進んでいます。(P28：参考データ集)
- ・ 新規就業者は、直近の10年間で、農業は毎年平均149人、林業は毎年平均34人、水産業は毎年平均49人確保していますが、近年、全産業分野において人材不足が深刻化しています。

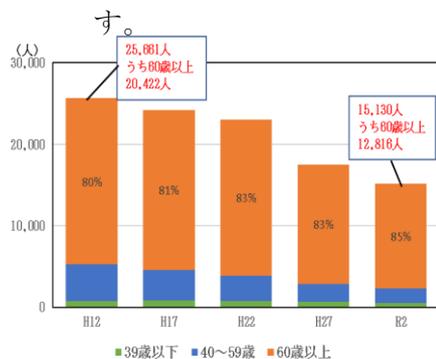


図1 京都府における基幹的農業従事者数の推移
(出典：農林業センサス)

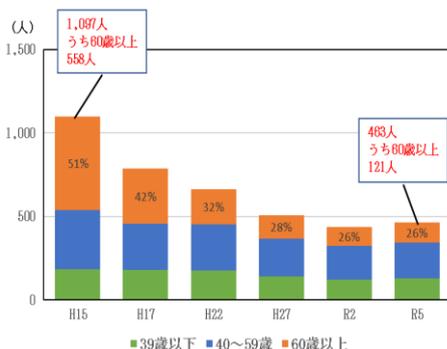


図2 京都府における林業労働者数の推移
(出典：京都府林業振興課)

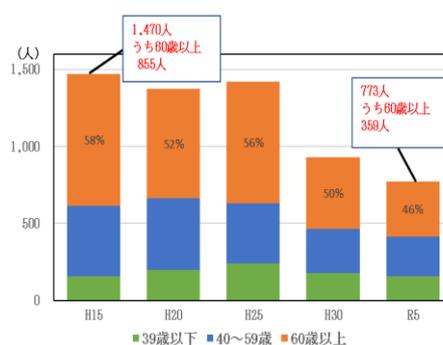


図3 京都府における水産業従事者数の推移
(出典：漁業センサス)

(2) 課題

- ・ 京都府の農林水産業の成長産業化に向けて、増加する会社経営体を担う人材として、マーケティングや財務などの高度な経営力を持つ経営者や高度な知識や技術力を持つ技術者を育成することが必要です。

2 農山漁村

(1) 現状、構造変化(全国、京都府)

- ・ 国の調査では、農山漁村の高齢化・人口減少は都市に先駆けて進行しています。山間農業地域での人口減少と高齢化はより一層深刻化し、30年後には人口が半減、過半が高齢者になると見込まれています。(図4)
- ・ 京都府内の農業集落数は1,700前後と、過去30年間でほぼ横ばいですが、農業集落内に占める農家の割合は9.1%から3.4%に減少しています。(図5)
- ・ さらに、集落活動の実施率が急激に下がる目安となる「農家戸数が10戸未満」の農業集落数は、この30年間で190集落から736集落に増加するなど、農業集落の活力低下が懸念されます。
- ・ また、京都府内における農地は、令和3年に602ha、令和4年に212ha新たに荒廃農地が発生しています。(表1)

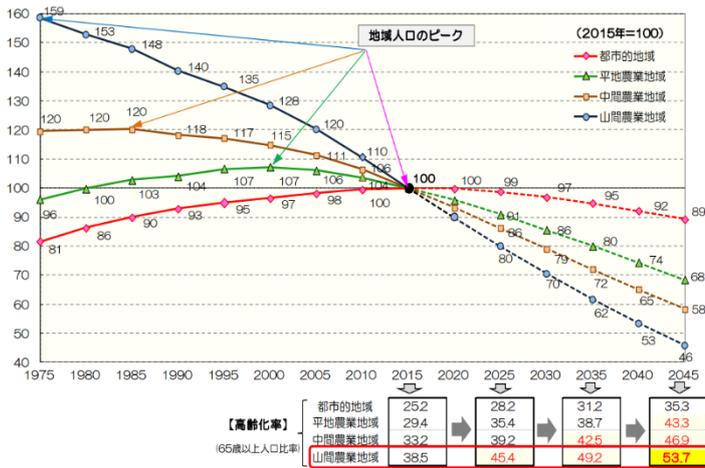


図4 農業地域類型別の人口推移と将来予測 (出典：農林水産省農林水産政策研究所)

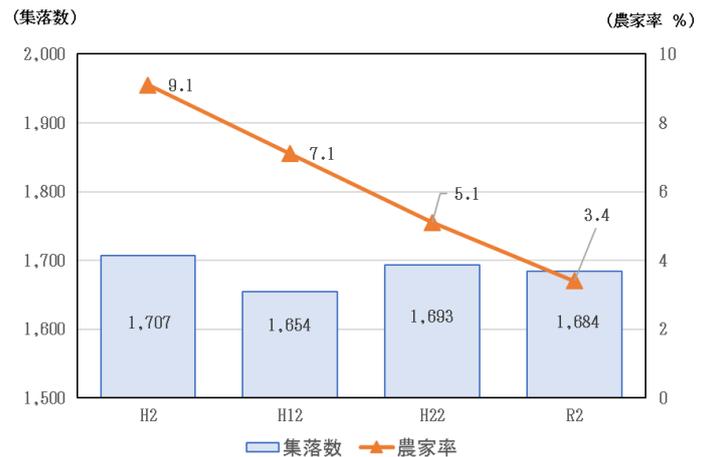


図5 京都府内における農業集落数及び集落内の農家の割合(農家率)の推移 (出典：農林業センサス)

表1 京都府内における耕地面積及び荒廃農地発生状況 (出典：農林水産省)

	令和3年	令和4年
耕地面積	29,700ha	29,500ha
新たに発生した荒廃農地面積	602ha	212ha

(2) 課題

- ・ 農山漁村の人口減少・高齢化が進展し、地域コミュニティの維持・存続が課題となっています。田園回帰志向やライフスタイルの多様化などにより農林水産業・農山漁村への関心は高く、移住者は増加傾向にあるため、このような多様な人材を農山漁村の担い手として確保・育成することが必要です。(P28：参考データ集)

第3 育成すべき担い手像

京都府の農林水産業の成長産業化に向けて、増加する企業的経営を担う次世代の専門的な人材として、経営者として独立・自営就業を行う人材や、技術者として法人等へ雇用就業する人材など、専門性の高い人材を育成することが必要です。

また、農山漁村のコミュニティを維持・活性化していくためには、農山漁村を支える兼業的な人材やそれらを支える人材も、併せて確保・育成することが必要です。

農林水産業に求められる専門性の向上や田園回帰志向とライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化を踏まえ、今後育成すべき担い手像を次のとおりとします。

1 農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材

(1) 生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる高度経営人材

世界情勢の変化等による生産資材の高騰、他産地との競合による京のブランド産品をはじめとした京都府内産農林水産物の相対的地位の低下などの他律的要因により、経営環境が悪化しており、生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる人材

(2) 環境変化に対応し、最先端技術を積極的に取り入れ、生産効率を向上できる高度技術人材

慢性的な人手不足に加え、異常気象が頻発化する状況においての安定的な生産や変化する魚種構造、有機農産物等環境に配慮した商品に対する消費者の関心の高まりへの対応など、既存技術では解決できない課題が増えており、環境変化に対応し、最先端技術を積極的に取り入れ、生産性向上と高付加価値化を実現できる人材

2 様々な形で農林水産業へ関わり、農山漁村を支える多様な人材

田園回帰志向やライフスタイルの多様化に伴い、農林水産業・農山漁村への関心が高まっており、半農半Xや定年帰農者など、様々な形で農林水産業への関わりを持ち、農山漁村のコミュニティや多面的機能の維持に貢献するとともに、その重要性を社会に発信するなど、農山漁村を支える多様な人材

3 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現できる人材

地域の子育て世代や女性、高齢者、障害者、外国人など、それぞれの経験や知識を活かし、地域社会の維持に貢献し、持続可能な農林水産業の発展とともに自らの活躍の場を創出することで、共に活躍する共生社会を実現できる人材

第4 人材確保・育成施策の取組状況と課題

1 農林水産業

<取組状況>

- ・ 京都府の農林水産業の人材確保・育成については、京都ジョブパーク内に「農林水産業ジョブカフェ」を設置し、就業相談に対応するとともに、農林水産業各分野において就業フェアや相談会、インターンシップなどを実施し、分野毎に研修や就業、経営発展などの各段階に応じた支援につなげています。
- ・ 令和5年度の農林水産業ジョブカフェのホームページアクセス数は6,007回で(図6)、近年は同水準で推移しているものの、就業相談件数は295件(図7)、就業者数は11人といずれも減少傾向にあります。
- ・ 研修については、京都府立農業大学校や京都府立林業大学校、京都府漁業者育成校海の民学舎(以下、「府研修教育機関」という。)などにおいて、分野別を実施し、各分野で求められる基礎的な知識・技術の習得を中心に、事業者による実践的な研修なども含めて実施しています。

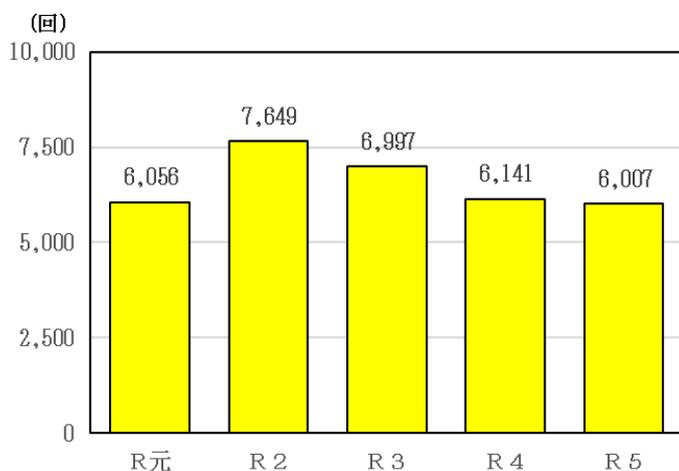


図6 農林水産業ジョブカフェHPのアクセス数の推移(出典:農林水産業ジョブカフェ)

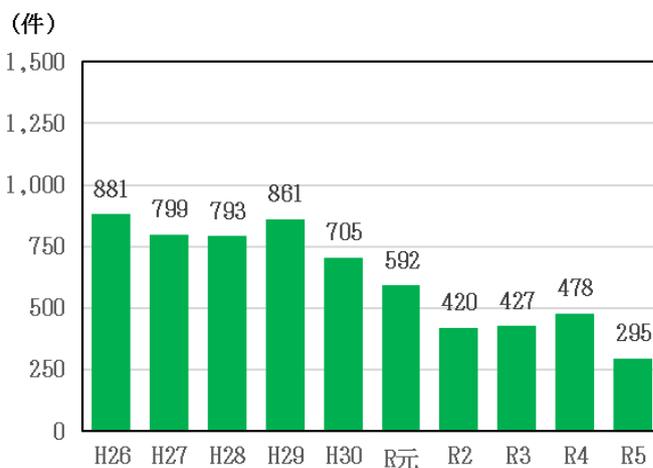


図7 農林水産業ジョブカフェにおける就業相談件数の推移(出典:農林水産業ジョブカフェ)

<課題>

- ・ 全国的に全ての産業で人材不足が深刻化する中、府研修教育機関では定員割れが継続しており、魅力ある研修カリキュラムの策定と効果的なPRによる誘導、丁寧な相談対応が必要です。
- ・ 府研修教育機関の卒業生が地域に定住し、府内南北地域の均衡ある農林水産業の振興・発展につなげていくためには、各地域の移住施策などと併せて、定住に向けた総合的なサポート体制を構築することが必要です。
- ・ 高度経営人材や高度技術人材、多様な担い手、共生社会を実現できる人材など、それぞれの農林水産業への関わり方が異なる中で、それぞれのニーズに合った教育・研修を提供するためには、府農林水産部が所管する経営資源だけでは限界があり、産学公民の様々な主体との連携により多様な教育メニューを提供することが必要です。
- ・ 農林水産業の成長産業化には、フードテックやスマート農林水産業技術(以下「フードテック等」という。)など最先端の知識・技術の活用が不可欠であり、最先端技術を学べる教育環境の整備をすることが必要です。

(1) 農業

<取組状況>

- ・ 京都府の農業分野の人材確保・育成については、「京都農人材育成センター（構成：京都府、一般社団法人京都府農業会議、京都府農業協同組合中央会 H28 設立）」が、誘導、相談・体験、実践研修、就業及び経営発展の各段階を通じ、一貫したサポートを行っているほか、京都府立農業大学校（以下、「農業大学校」という。）、宇治茶実践型学舎、畜産人材育成研修制度等において、座学や実習により、知識・技術の習得のための研修を実施しています。
- ・ また京都府では、就農希望者と農業の担い手が不足する地域とをつなぎ、研修修了後は農業経営者として自立し、地域農業を担う一員となることを目的に実践的な研修や地域への定着に向けた取組を行う「農業チャレンジ支援事業（以下「実践農場」という。）」を実施しています。
- ・ 親元就農希望者や既存農家に対しては、府農業改良普及センター（以下、「普及センター」という。）が技術指導を行うほか、国や府の支援制度の紹介を行っています。

ア 農業大学校

<取組状況>

- ・ 農業大学校は農業技術者養成機関として、大正9年(1920年)に京都府立農事試験場練習生制度として発足しました。現在は、農学科（野菜経営コース・茶業経営コース）と研修科で構成されています。
- ・ 農学科においては、独立就農や法人への就業などプロ農家を育成するため、2年制で農業知識・技術習得を中心とした研修、農家における実践研修を実施しています。平成30年度以降は定員割れが続いていますが、府内への就農・就業率は平成30年度以降の合計で71.1%（表2）であり、他の都道府県への就農・就業を含んだ全国の農業大学校平均（48.4%）と比較しても高くなっています。
- ・ 研修科においては、平成25年度以降、定年帰農者を対象とした農業基礎を学ぶ就農ステップイン講座を実施しており、これまで173名が受講しています。現在は、京都府生涯現役クリエティブセンターと連携したリカレント研修としても位置づけられ、多様な担い手の育成につながっています。
- ・ 農学科は原則全寮制で、学生寮で集団生活を行い、社会人基礎力を習得しています。一方、社会人経験者や既婚者にとっては、全寮制がネックとなり、入学をためらうケースもあります。また、学生寮は男子寮が建設後30年以上、女子寮が40年以上経過しており、老朽化が進み、補修も十分行われていない状況となっています。
- ・ 農業基礎技術を身につけた即戦力を育成する場として、府内の企業的経営体からの評価も高く、在籍・卒業することで社会的信用を得るとともに、府内就業につながっています。

表2 農業大学校（農学科）における卒業生の進路状況 単位：人（出典：京都府経営支援・担い手育成課）

入学年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計	就農・就業率
入学生数（定員20名）	18	15	17	18	19	12	12	87 ^{※1}	
卒業生数	18	13	17	17	18	在学中		83	
就農・就業	14	12	9	13	14			62	74.7%
うち府内に就農・就業	13	12	9	13	12			59	71.1%
うち現在も同じ法人等に就業	4	10	6	4	12			36	61.0%
うち茶業へ就農・就業	0	0	0	1	0			1	1.2%
関係機関 ^{※2} に就職	3	1	7	3	4	18	21.7%		

※1：R5,6 除く ※2：JA、地方公共団体、機械メーカー等

＜課題＞

- ・ 生産コストの上昇や高温障害に加え、京のブランド産品等の相対的な競争力や販売価格の低下など、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、経営者として情勢に応じた経営判断を可能とする高度経営人材を育成することが必要です。また、企業的経営体の所得向上を図るためには、フードテック等の最先端の農業技術を活用した効率的な生産・管理が不可欠であり、生産者として高い技術力を有する高度技術人材を育成することが必要です。
- ・ 高度経営人材や高度技術人材の育成には、法人経営に必要な経営スキルとフードテック等最新の農業技術を学ぶ機会の充実、すなわち大学、企業などの経営に関する専門機関や試験研究機関と連携したカリキュラムを策定するなど、より高度なスキルを習得する機会を設けることが必要です。
- ・ 研修科では、受講者の志向は地域の直売所向けの生産に加えて、近年は有機農業など高度化・多様化しており、ニーズに応じたカリキュラムを策定することが必要です。
- ・ 学生寮については、在学生を対象に実施したアンケートでは、遠方出身者でも進学しやすい、卒業後の自立に向けた意識がつく、集団生活を送ることで人間関係について学べると評価する声があります。一方、施設の老朽化や共同生活でのストレス、人間関係のこじれなどのデメリットを挙げる回答もあるなど、現在の学生のライフスタイルも勘案し、対応を検討することが必要です。

イ 茶業（宇治茶実践型学舎等）

＜取組状況＞

- ・ 茶業の担い手育成は、農業大学校における茶業経営コース、府試験研究機関の茶業部門（以下「茶業研究所」という。）における茶業技術研修制度及び宇治茶実践型学舎、実践農場において実施しています。
- ・ 茶業経営コースは、平成21年の設置以降49名が卒業しましたが、茶業への就農は3名、茶生産法人への就業は4名で、茶業への就農・就業率が14%と低くなっています。
- ・ 茶業技術研修制度は、茶業農家や茶商工業者の子弟を対象に1年間の実習や講義を行う制度で、大正14年度の創設以降、研修を修了した203名は、茶業農家や茶商工業者として活躍しています。
- ・ 宇治茶実践型学舎は、社会人の茶業新規就農希望者を対象に最大2年間の技術研修や先進農家での実地研修を実施する制度で、令和元年度の創設以降、3名が卒舎し、全3名が就農しています。
- ・ 「実践農場」のうち、茶業については、茶園の確保とともに農業技術等の研修を最大2年間実施する制度で、平成14年度の創設以降、茶業で9箇所（すべて中丹地域）開設され、6名が就農しています。

＜課題＞

- ・ 茶業は、生産者の高齢化が進む一方で、茶園や製茶工場の確保などの初期投資等がネックとなり、独立就農のハードルが高いため、地域や法人が新規就農希望者を受け入れ、円滑に事業継承していくための体制づくりが必要です。
- ・ 宇治茶実践型学舎については、指導者及び世話役等のマンパワーが不足していることもあり、農業大学校の茶業経営コースと併せ、茶業の担い手を効率的に育成する体制を強化することが必要です。
- ・ 茶業は3月から10月までは一番茶及び二番茶の収穫、製茶及び管理作業の繁忙期ですが、11月から翌2月までは農閑期となっており、安定的な収入確保のための他品目との複合経営を見据え、農業全般の基礎知識を習得する機会を設けることが必要です。

ウ 畜産業（畜産人材育成研修制度）

<取組状況>

- 畜産業の担い手育成は、府試験研究機関の畜産部門（以下「畜産センター」という。）において畜産人材育成研修制度を実施しています。この制度は、原則2年間、畜産業の基礎的な知識や技術の習得と農家でのインターンシップ等を組み合わせた実践型研修で、府家畜保健衛生所などを中心に、関係団体、市町村などで構成する「京の畜産応援隊」により、新たな担い手の確保・育成や経営向上の取組を実施し、畜産現場における即戦力を養成しており、令和2年度の設立以降、6名が入学し、うち3名が府内法人等に就業しています。

<課題>

- 畜産業は、畜舎等施設・設備の確保や家畜の導入等に多額の初期投資等がネックとなり、独立就農のハードルが高いため、独立就農を希望する場合にあっても、研修終了後は、まず雇用就農することを前提に、雇用先となる法人の確保や、市町村と連携した地域の受入体制を整備することが必要です。
- 新たに畜産経営を開始する場合に必要な経費の目安、経営計画などを就農希望者自らが明確にすることは困難な場合が多いことから、具体的な経営開始のための計画立案を支援する体制が必要です。
- 初期投資を抑え、小規模に畜産業に携わる多様な人材が地域に定着するためには、経営基盤が整うまでの経営初期を支援する体制が必要です。
- 畜産センターにおける畜産技術の指導に加え、農業との複合経営、耕畜連携を見据え、農業全般の基礎知識を習得する機会が求められるため、農業大学校農学科と連携し、畜産担い手を効率的に育成する体制を強化することが必要です。

エ 実践農場

<取組状況>

- 平成14年度の事業創設以降、府内150箇所（9市2町）で設置、うち119箇所（79.3%）で現在も営農・研修が継続されていますが、収入面の不安や人間関係などの原因により31箇所（20.7%）で研修中や就農後に離農しています。
- 府南部（京都乙訓地域及び山城地域）においては設置に必要な農地の確保が困難なため、これまでの取組実績は4箇所と少ない状況です。（表3）

表3 農業経営チャレンジ支援事業（実践農場）の地区別取組実績
（出典：京都府経営支援・担い手育成課）

単位：箇所

	設置数	うち現在も 営農・研修継続中	市町村別設置実績（ ）内は現在も研修・営農継続数
京都乙訓	3	2	京都市3(2)
山城	1	1	木津川市1(1)
南丹	63	51	亀岡市23(19)、南丹市26(21)、京丹波町14(11)
中丹	62	50	福知山市19(15)、舞鶴市22(19)、綾部市21(16)
丹後	21	15	宮津市2(2)、京丹後市14(9)、伊根町5(4)
合計	150	119	

※茶業も含む

<課題>

- 農地確保が独立就農のネックとなる府南部における取組や、土地利用型作物及び果樹等を対象品目とする取組を拡大するため、法人雇用を想定した制度を創設することが必要です。
- 就農・就業後も定期的に巡回し相談に乗るなど、定着のためのフォローをすることが必要です。
- 農業に関する知識・技術に加え、農業経営に求められる財務やマーケティングなど、幅広い研修メニューを提供することが必要です。

(2) 林業

<取組状況>

- ・ 林業の人材確保・育成については、京都府が京都府立林業大学校（以下、「林業大学校」という。）において学生等を研修教育しているほか、公益財団法人京都府林業労働支援センターが府内林業事業体と連携しながら、就業希望者の相談対応から、林業体験や実践研修、就業支援、経営発展などのサポートを行っています。

○ 林業大学校

<取組状況>

- ・ 林業大学校は、平成 24 年に日本で 3 番目かつ西日本で唯一の林業大学校として設立され、これまで 179 名の卒業生を輩出しています。
- ・ 2 年制の森林林業科（林業専攻・森林公共人材専攻）と研修科で構成されており、森林林業科は即戦力として活躍する人材を育成するため、森林・林業の基礎から経営管理、実践的な技術・知識を習得するための研修を実施しています。
- ・ 森林林業科の定員は各学年 20 名ですが、平成 28 年度以降定員割れが続いています。また、府内就業率は設立以降の合計で 53.1%（表 4）となっています。
- ・ 研修科は、早期就業希望者や林業事業体の経営力向上を支える人材の育成研修など、社会人が働きながら学べるコースとして設置されています。

表 4 林業大学校（森林林業科）における卒業生の進路状況 単位：人（出典：京都府林業振興課）

入学年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
入学生数（定員：20名）	21	23	20	22	17	15	12		
卒業生数	17	23	18	20	14	16	12		
うち府内法人等に就業	12	12	7	6	11	6	5		
うち現在も同じ法人等に就業	6	5	4	4	9	6	2		
入学年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度			
入学生数（定員：20名）	15	16	16	16	11	12	合計	就業率	
卒業生数	15	16	13	15	在学中		193 [※]		
うち府内法人等に就業	4	12	8	12			179	53.1%	
うち現在も同じ法人等に就業	3	11	5	12			95	70.5%	

※R5, 6除く

<課題>

- ・ 京都府の農林水産業の担い手の減少、高齢化が進む中、林業事業体数は増加傾向にあります。林業事業体が安定的な経営を維持するには、主な収入源である素材生産の生産性や収益性の向上が必要です。
- ・ 森林資源が充実する中、主伐・再造林による資源の循環利用を推進するには、安定した事業量を確保し、長期にわたる持続的な林業経営を担う人材の育成が必要です。
- ・ 林業大学校の入学者数を確保するため、府内高校等への訪問や学校説明会の強化と、他の林業大学校と比較して魅力あるカリキュラムを策定することが必要です。また、幼少期から森林や林業を知る機会を創出することによって、次代の担い手を確保することも必要です。
- ・ 就業後の府内定着率を高めるため、学生が地域と協働する機会や同世代の他学生との交流を深めるなど、地域への愛着を育むことが必要です。

(3) 水産業

<取組状況>

- 水産業の人材確保・育成については、一次産業従事者を主な対象とし、京都府、京都府漁業協同組合、府内沿海市町及び水産業関係団体が連携し、就業希望者の相談対応から、体験、実践研修、就業支援、経営発展の各段階においてサポートを行うほか、京都府漁業者育成校海の民学舎（以下「海の民学舎」という。）を設置し、研修等を実施しています。

○ 海の民学舎

<取組状況>

- 海の民学舎は、水産業の知識や技術、府内各漁村の特徴などを2年間の研修を通じて学び、京都の海で活躍する一人前の漁師を育成することを目的として、平成27年に業界団体や沿海市町とともに設立し、全国的にみても手厚い研修を行い、これまで32名の卒舎生を輩出しています。
- 海の民学舎は2年制で、1年目は水産業や水産研究のエキスパートによる講座・実習を、2年目は漁村に定住しながら、主に会社経営体で実践研修を実施しています。
- 他の府研修教育機関に比べ研修中に退舎する者が多く、入舎者数（50人）に対する卒舎生数（32人）の割合が64.0%となっています。
- 府内就業率は設立以降の合計で100%であり、就業先は定置網漁業を営む会社が大半となっていますが、現在も同じ府内法人等に就業している卒舎生は65.6%となっています。（表5）

表5 海の民学舎の卒舎生の進路状況 単位：人（出典：京都府水産課）

入舎年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度		
入舎生数	10	8	7	4	3		
卒舎生数	7	3	4	3	1		
うち府内法人等に就業	7	3	4	3	1		
うち現在も同じ府内法人等に就業	5	1	2	1	1		
入学年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計	就業率
入舎生数	6	9	3	2	11	50 [※]	
卒舎生数	5	7	2	在学中		32	
うち府内法人等に就業	5	7	2			32	100.0%
うち現在も同じ府内法人等に就業	2	7	2			21	65.6%

※R5,6除く

<課題>

- 新規就業者の定着のため、就業先と就業者間のコミュニケーションが重要であり、その能力を向上させることが必要です。
- 会社経営体を牽引できる人材を育てるため、会社経営体を実施する人材育成の体制強化が必要です。
- 定置網漁業など欠員が生じている会社経営体の人材を海の民学舎と連携して確保することが必要です。
- 底びき網漁業については、船主や乗組員の高齢化が進んでいますが、継承が円滑に行われないケースもあり、会社経営体数が今後減少していくと予想されるため、当該漁業を存続させるには、法人化による大型船導入や、中長期的な人材育成を進めることが必要です。
- 退舎生数の減少及び就業後の府内定着率向上のため、地域と協働する機会や府内同世代の農林水産業者との交流機会を増加させるなど、就業者自身が地域への愛着を深めることが必要です。また、漁村に定住し、家庭を持ち、漁村地域を支える人材を育成するため、他部局と連携した交流の場を設けることも必要です。
- 経営の安定化や更なる収入の確保のため、地域の資源を活用した海業など、水産業だけではない多角経営ができる人材を育成することが必要です。
- 漁村の人口が高齢化しており、荷捌き等の作業を行う人材不足が懸念されているため、専業者に限らず水産業の一端を担える人材の確保も必要です。

2 農山漁村

<取組状況>

- ・ 京都府においては、総合政策環境部地域政策室と農林水産部農村振興課が共管で移住施策に取り組んでいます。農山漁村への移住施策は農村振興課が主となり、一般社団法人京都府農業会議と連携し、実施しています。
- ・ 京都府内への移住者数は、平成26年度の108名から令和5年度には616名と、約10年で5.7倍に増加しています(P28：参考データ集)。そのうち、移住後の職業が判明している者は過去5年間で1,052名、うち農林業を行う者は92名で、8.7%となっています。(図8)
- ・ 普及センターにおいて、定年帰農者など就農直後のフォロー研修として、農業基礎講座を実施しているほか、農業大学校において、京都府生涯現役クリエイティブセンターと連携し、定年帰農者を対象にリカレント研修(就農ステップイン講座)を実施しています。

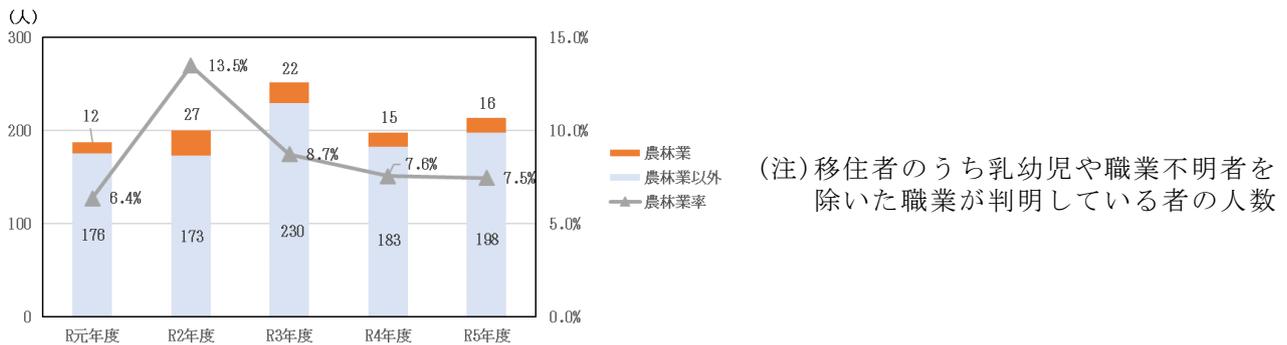


図8 京都府内への移住者の移住後の職業 (出典：京都府総合政策環境部)

<課題>

- ・ 近年の田園回帰志向やライフスタイルの多様化により農林水産業・農山漁村への関心が高まっていることから、移住コンシェルジュと連携して移住フェアに出展し、相談者に対して農業、林業及び水産業のある暮らしや半農半X等のライフスタイルを提案することが必要です。
- ・ 農林水産業で育成すべき人材確保・育成の側面から、市町村の農林水産振興及び移住担当課との連携を促進し、田舎ぐらしナビゲーターや地域おこし協力隊等を活用した農林水産業への誘導から定着までのフォロー及び地域社会への参画を促すスキームを確立することが必要です。
- ・ 家族で移住する場合においては、世帯収入と住居を確保することが必要です。

3 共生社会の実現

<取組状況>

- ・ 農福連携を軸とした障害者の就労促進施策については、「きょうと農福連携センター(構成：府健康福祉部、農林水産部：平成29年5月設立)」が舵取り役として実施しているほか、普及センターが福祉事業所に対して野菜等の栽培指導、加工品開発等の支援を行っています。
- ・ 子育て世代、女性、高齢者、日本人の配偶者を持つ外国人に対しては、それぞれからの要請により普及センターが技術指導等を実施しています。
- ・ 外国人労働者については、府南部地域の農業法人等において雇用が進んでいる一方、他地域や林業及び水産業における受け入れは、まだ少ない状況です。

<課題>

- ・ 農福連携については、農作業は季節性が高いため、障害者を通年雇用するには、多種多様な品目の栽培を行うほか、個々の障害の特性に合わせた適切な技術指導を行うことが必要です。
- ・ 子育て世代、女性、高齢者、外国人等それぞれの状況に応じた支援を行うことが必要です。

第5 施策の基本的な方向性

先述の課題に対応するため、これまで農業、林業、水産業の分野毎に独自に実施してきた人材確保・育成施策を横断的に推進するとともに、誘導から相談・体験、実践研修、就業、経営発展の各段階を一貫して、効果的・効率的に支援するための体制を整備します。

また、大学、民間企業などと連携し、高度な経営スキルや最新技術の習得を可能とするためのネットワークを構築し、京都の強みを活かした他府県にはない魅力ある研修体系を確立することにより、京都府における農林水産業の成長産業化と農山漁村の維持・活性化に資する人材を確保・育成します。

1 推進体制の整備

重点施策

- 農林水産業人材育成センター（仮称）の創設
- 農林水産業人材育成ネットワーク（仮称）の構築

（1）農林水産業人材育成センター（仮称）の創設

農業・林業・水産業の分野を横断的に、京都府農林水産業への誘導から、相談・体験、実践研修、就業、経営発展までを一貫してサポートする人材確保・育成施策の司令塔として「農林水産業人材育成センター（仮称）（以下、「人材育成センター」という。）」を創設します。

後述の「農林水産業人材育成ネットワーク（仮称）」と連携し、府研修教育機関における実践研修や経営発展段階における多様な教育メニューを、効果的・効率的に提供できるようにするとともに、各種の人材確保・育成施策同士も相互に連携させ効果的に実施できるよう、人材確保・育成のトータルマネジメントを実施します。

農業・林業・水産業の分野間を超え、府研修教育機関の学生や卒業生などが定期的に交流する機会を設けるなど、学生の人脈形成につなげます。

（2）農林水産業人材育成ネットワーク（仮称）の構築

府の他部局の人材確保・育成施策に加え、農林水産業関係団体や大学、民間企業や民間研究機関、市町村、NPO法人など、産学公民の多様な主体との連携により、人材確保・育成に取り組む「農林水産業人材育成ネットワーク（仮称）（以下、「人材育成ネットワーク」という。）」を構築します。

人材育成センターの指揮の下、育成すべき担い手のニーズに応じた教育メニューの作成、提供する大学、民間企業、民間研究機関、生産者団体等、産学公民の多様な主体と連携したプラットフォームを設置し、一人一人のニーズに応じ多様な教育メニューを効果的・効率的に提供するとともに、新たな担い手を受け入れる会社経営体の発展につなげます。

また、各分野の専門家により構成される人材育成ネットワークの評議会を設置し、人材確保・育成施策の実績及び効果の評価・検証を行うとともに、改善点について助言を行うことにより、人材育成ネットワークとして効果的・効率的な推進を図ります。

＜主な連携先と人材確保・育成メニュー＞

○京都府労働部門

京都ジョブパークは全産業を対象とした就職相談窓口を設置しており、農林水産業への就業を選択肢の一つとして検討するよう農林水産業ジョブカフェへの相談に誘導します。

また、府研修教育機関の学生に対して、京都ジョブパークで実施する「京都 JP カレッジセミナー」のうち就活準備コースや社会人基礎力コースなどの受講を促し、コミュニケーション能力の向上につなげます。

さらに、京都府生涯現役クリエイティブセンターと連携し、定年帰農を志す方に加え、若年層や中高年層などの多様な人材及び共生社会を実現できる人材を対象としたリカレント教育として農業人材コース及び林業人材コースの受講を促進します。

○京都府商工部門

府内農林水産業の会社経営体を対象に、中小企業支援に関する情報提供を行い、経営発展を促し、魅力的な会社経営体の育成につなげます。

○京都府観光部門

観光、交流施策との連携を図り、経営の多角化による周年雇用の実現を図るなど、持続的な会社経営体の育成につなげます。

○農林水産業関係団体等

生産技術指導や販売ルートの確保、機械・施設の導入などの支援に加え、仲間づくりや地域コミュニティへの参画を促すなど、持続的な会社経営体の育成や地域への定着につなげます。

○大学

人口あたりの大学数が全国トップである強みを活かし、府内大学と連携し、府研修教育機関の学生等が経営力や高度な専門技術等に関する知識を習得するための講座を実施するほか、地域活性化、女性活躍に向けた共同プログラムを設置します。

大学と府研修教育機関との共同カリキュラムの策定や単位互換制度の創設など、連携を図ります。

○民間企業

民間企業と連携し、府研修教育機関の学生や府内農林水産業の会社経営体の経営者等を対象に、最先端の経営知識及び企業的経営マインドを習得する機会を設けるほか、他産業の企業経営者との交流を促進し、高度経営人材の育成につなげます。

○民間研究機関

民間研究機関と連携し、府研修教育機関の学生や府内農林水産業の会社経営体の社員等を対象に、フードテック等の最先端知識及び技術を習得する機会を設けるほか、研究機関技術者との交流を促進し、高度技術人材の育成につなげます。

○市町村・農業委員会等

市町村・農業委員会等と連携し、地域定住に向けた住環境等の条件整備を推進するとともに、農地や施業地の確保を推進し、地域への定着支援を図ります。

○NPO 法人等

移住・定住支援団体と連携し、移住者が地域で孤立しないためのフォローを行うとともに、福祉事業所と連携し、農福連携を推進します。

2 育成すべき担い手に寄り添った支援

重点施策

- 誘導から相談・体験、実践研修、就業、経営発展に至る一貫したサポート
- 育成すべき担い手に応じた支援
- 魅力ある教育環境の整備

(1) 誘導から相談・体験、実践研修、就業、経営発展に至る一貫したサポート

「人材育成センター」を司令塔として、農林水産業の各分野を横断的に、誘導から相談・体験、実践研修、就業、経営発展まで一人一人の希望に寄り添ったサポートを行います。

ア 誘導段階

「きょうと食育ネットワーク」や「きょうと食いく先生」、「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター」などによる食育活動を通じて、子どもや学生などに対して、京都府の農林水産業の魅力や大切さ及び食の大切さを伝え、次代の農林水産業・農山漁村を支える担い手の裾野の拡大を図ります。

子どもや学生等を対象に、府内で活躍する農林水産業の会社経営体の先進的な取組を SNS を活用して PR するなど、京都府の農林水産業の新たな魅力を知る機会をつくとともに、農林水産業を将来の職業選択の候補とするため、講演会や体験会を開催します。

また、現在農業分野で実施している農作業ボランティア募集（援農マッチング事業）を林業・水産業にも拡大し、実施します。

イ 相談・体験段階

京都府の農林水産業の魅力や京都府の人材育成施策をホームページや SNS で発信するとともに、京都ジョブパークと連携し、希望する就業分野が定まっていない方も含め相談対応を行います。

また、農林水産業ジョブカフェにおける就業相談の実施だけでなく、移住フェア等の相談会への出展、府研修教育機関の学校説明会やオープンキャンパスの開催など幅広い人材への働きかけを強化することで農林水産業に関心のある人材を発掘し、就業相談につなげます。

府内における就業を目指す高校生（農林水産業の専攻を有する高等学校の学生を含む）や大学生、社会人等を対象に、農林水産業を体験する「インターンシップ研修」を実施します。

ウ 実践研修段階

人材育成ネットワークに参画する大学、民間企業と連携し、府研修教育機関の学生を対象に、経営、マーケティング、財務などの実践的な研修及びコミュニケーション能力向上のための研修を実施します。併せて、府研修教育機関の学生間で、将来を見据えた分野を横断した人脈形成をするため、学生同士の親睦を図る行事等を開催し、交流を促進します。

また、京都府生涯現役クリエイティブセンターと連携し、社会人、高齢者、子育て世代を対象とした農林水産業基礎講座を実施するほか、大学、民間企業等と連携し、女性を対象とした研修など、女性活躍に向けた取組を実施します。

エ 就業段階

先進的な会社経営体や事業体（以下「経営体等」という。）が独立就業を目指す者に対して行う、実践的な研修（インキュベーションファーム）の取組を支援します。

また、独立就業を目指す方に対して、将来の見通しを立て、経営開始を迎えるための具体的な計画づくりや事務手続きの補助などを行う伴走支援体制を強化します。

さらに、離業を防ぐため、定期的に就農・就業者を巡回するなど定期的なフォローを行うとともに、先輩就業者・移住者など地域内の多様な人材と交流できる機会を創出します。

オ 経営発展段階

経営力に優れ、持続的な経営を実践する経営体等を育成するため、経営体等への伴走支援や、高度な経営力を習得するための講座「高度経営塾」を実施します。

また、新規就業者の雇用先となる経営体等の経営改善に向けた取組を支援するほか、土木建築業等異業種との連携や他経営体等との協業も含め、府と連携して農林水産業分野の人材育成及び農林水産業の魅力向上に取り組む経営体等を認定する制度を創設します。

(2) 育成すべき担い手に応じた支援

「人材育成ネットワーク」等と連携し、育成すべき担い手に応じた多様な教育メニューを効果的・効率的に提供します。

ア 農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材

(ア) 生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる高度経営人材

様々な経営リスクに対応できる高度経営人材を育成するため、企業、関係団体及び大学と連携し、大学教授や企業経営者等を講師として、実践研修、就業、経営発展の各段階に応じ、京都のブランド力を活かしたマーケティングや財務など経営力向上につながる研修を実施します。

(イ) 環境変化に対応し、最先端技術を積極的に取り入れ、生産効率を向上できる高度技術人材

異分野・異業種の技術等を積極的に学び、自ら新たな技術や方法を模索し、実践できる人材を育成するため、民間研究機関、大学等の研究部門とも連携し、研究への参画機会の提供や共同カリキュラムの実施などを通じ、最先端の知識、技術の習得を促します。

イ 様々な形で農林水産業へ関わり、農山漁村を支える多様な人材

農のある暮らし志向者及び半農半X、定年帰農者等の地域への定住を促進するため、安定的な収入の確保に向けた多様な働き方の提案や副業的に農林水産業を運営するための支援を強化するとともに、市町村移住担当部局、移住・定住支援を行うNPO法人等の団体及び京都ジョブパークと連携し、農林水産業相談窓口や就業フェア等において、就業支援策及び移住情報の発信を行い、農林水産業への誘導を図ります。

ウ 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現できる人材

子育て世代や女性、高齢者、障害者及び外国人が、それぞれの特性を活かしながら、農林水産業の現場で活躍できるようにするため、京都府生涯現役クリエイティブセンター、リカレント教育を実施する民間企業、農福連携を実施するNPO法人などと連携し、農林水産業への参画を誘導します。

(3) 魅力ある教育環境の整備

最先端技術や高度な専門技術を習得でき、農林水産業への従事を希望する多様な人材にとって魅力ある教育環境を整備します。

ア 教育施設

持続可能性に配慮した生産技術やフードテック等の高度な専門技術を提供できるよう、府農林水産技術センターと府研修教育機関との連携強化を図ります。

イ 生活環境

府研修教育機関の近隣も含めた在所市町村での定住・定着を促進するため、市町村やNPO法人と連携し、在学期間中に地域との交流や協働活動を実施することで、地域への愛着を育み、就農・就業後に孤立しないよう、人脈形成につなげます。

府研修教育機関の寮については、現在のライフスタイルに対応し、入学希望者にとって魅力ある環境となるよう改修を図ります。

第6 分野ごとの具体的な施策

「人材育成センター」が司令塔となり、「人材育成ネットワーク」の参画主体と連携して実施する農林水産業の分野を横断した取組と、府研修教育機関における高度な研修等を併せて実施することにより、効果的・効率的な人材育成施策を展開します。

1 農業

(1) 農業大学校

ア 教育内容の充実

(ア) 農学科の教育内容の充実

- ・ 農業専門高校（京都府立農芸高等学校）をはじめとする府内の農業専攻を有する高校の生徒を対象とした講義や実習を実施し、農業大学校を卒業後の魅力的な進路選択肢とするよう誘導します。
- ・ フードテック等の最先端知識の習得の場を設置するほか、大学や企業と連携し、高度な経営力及びコミュニケーション能力向上の講座を実施します。
- ・ 宇治茶実践型学舎及び畜産人材育成研修制度と連携し、試験研究機関と共同で実施する講義、現地法人等における研修など、即戦力を養うための効率的な教育を実施します。
- ・ 卒業後は、必要に応じて人材育成を行う先進的な企業的経営体の実施する「インキュベーションファーム」で実践的な研修を行い、就農につなげます。

(イ) 研修科の教育内容の充実

- ・ 就農ステップイン講座の対象を、本格的に就業を目指す人に加え、農のある暮らし志向者や半農半X等、多様な人材、子育て世代等共生社会を実現できる人材など幅広い人材まで拡充します。
- ・ 半農半Xなどの多様な人材から要望の多い、有機農業基礎講座を実施します。
- ・ 集落営農組織から要望の多い、オペレーター育成のための農業機械士養成研修及び牽引免許取得に向けた研修を実施します。

(ウ) 高度な経営力と技術を習得できる新たなカリキュラム等の策定

- ・ 農学科卒業後、更なる修学機会として、高度経営人材を育成する農業版MBA講座や、高度技術人材育成につながるフードテック等の最先端の知識・技術習得のための講座を実施します。なお、カリキュラムの対象は農学科卒業生だけではなく、若手農業者（親元就農者含む）、農業法人社員等も含めます。

(エ) 農林水産技術センターとの一体的運営

- ・ 農林水産技術センターが、農業大学校隣接地に移転することに併せ、AI、ICT、ロボット等の最先端技術の研究や、気候変動・SDGsに対応したフィールド研究に学生が触れる機会を創出し、高度な知識・技術を駆使できる人材の育成につなげます。

(オ) 地域との交流活動の拡大等

- ・ 周辺地域住民に農業大学校を知ってもらうためのイベントとして、農大マルシェなどの交流の場を拡大するとともに、在学時から農業大学校が所在地する綾部市及び近隣市町内の地域活動への参加を促し、地域への愛着を高めることにより、府内就業率及び定着率の向上を図ります。

イ 施設・設備の整備

(ア) 府試験研究機関の機能強化と連動した施設整備

＜府試験研究機関の機能強化＞

異業種を含む産学公連携の推進と分野横断型の研究体制の構築により最先端の試験研究を実施

◇ 分野横断型産学公連携推進棟(新築)

分野横断的に使用できる共同実験室、アイデアを出し合う産学公交流エリア、貸研究室等のリエゾン機能など、分野横断型研究体制を構築するための集約化した執務室

◇ 実験棟(畜産センターを改修)

スマート技術の開発・実証を行うロボットセンター実験室、各研究機関の集約した実験室から構成される施設

上記と連動して、次世代の京都府農業を支える人材にとって魅力ある施設を機能別に整備します。

○ 教育棟(改修)

農学科の学生を対象に、高度化・複雑化する農業に対応した教育カリキュラムを実施することが可能な施設

○ 研修棟(改修)

新たなカリキュラム等を実施するための高度化された教育環境に加え、研修科の学生を対象に、リカレント教育など、多様な担い手を育成するための基礎講座を実施することが可能な施設

○ 専攻教室(改修)

京野菜等品目に応じた講座を実施することが可能な施設

○ 農業機械研修室及び農業機械練習場(改修)

土地利用型作物のオペレーター育成を目的とした農業機械士養成研修のための施設及び牽引免許等の資格取得のための農業機械練習場

(イ) 学生寮の改修

- ・ 社会人経験者や既婚者など入学希望者が多様化していることに併せ、全寮制を改め、自宅からの通学も可能とし、通学のための交通手段の確保や学生用の駐車場等の整備に向け検討します。
- ・ 若者のライフスタイルの変化に対応し、プライバシーを保護するための個室化など、学生にとって魅力ある施設の検討を進めます。

(2) 宇治茶実践型学舎

- ・ 農業の基礎的な知識や技術を学ぶ「農業大学校」と、茶業経営に必要な経営力を身につけ先進経営体での実地研修を経て就農までをサポートする「宇治茶実践型学舎」の研修制度を一貫体系とする新たなコースを創設します。
- ・ 市町村と連携し、研修生を受け入れ、さらに実践的な研修を実施する法人や担い手として受け入れる地域を拡大します。

(3) 畜産人材育成研修制度

- ・ 農業の基礎的な知識や技術を学ぶ「農業大学校」と、畜産センターにおいてスマート畜産技術や加工技術習得、先進経営体での実地研修を経て就農までをサポートする「畜産人材育成研修制度」の研修制度を一貫体系とする新たなコースを創設します。
- ・ 市町村と連携し、卒業生を受け入れ、さらに実践的な研修を実施する法人や担い手として受け入れる地域を発掘します。

(4) 実践農場

ア 法人雇用の推進

- ・ 府南部地域における取組や土地利用型作物、茶業、畜産業、果樹など、農地の確保や施設整備等に多大な初期投資が必要で、独立就業が困難な品目における取組を対象に、法人雇用を前提とした制度を創設します。

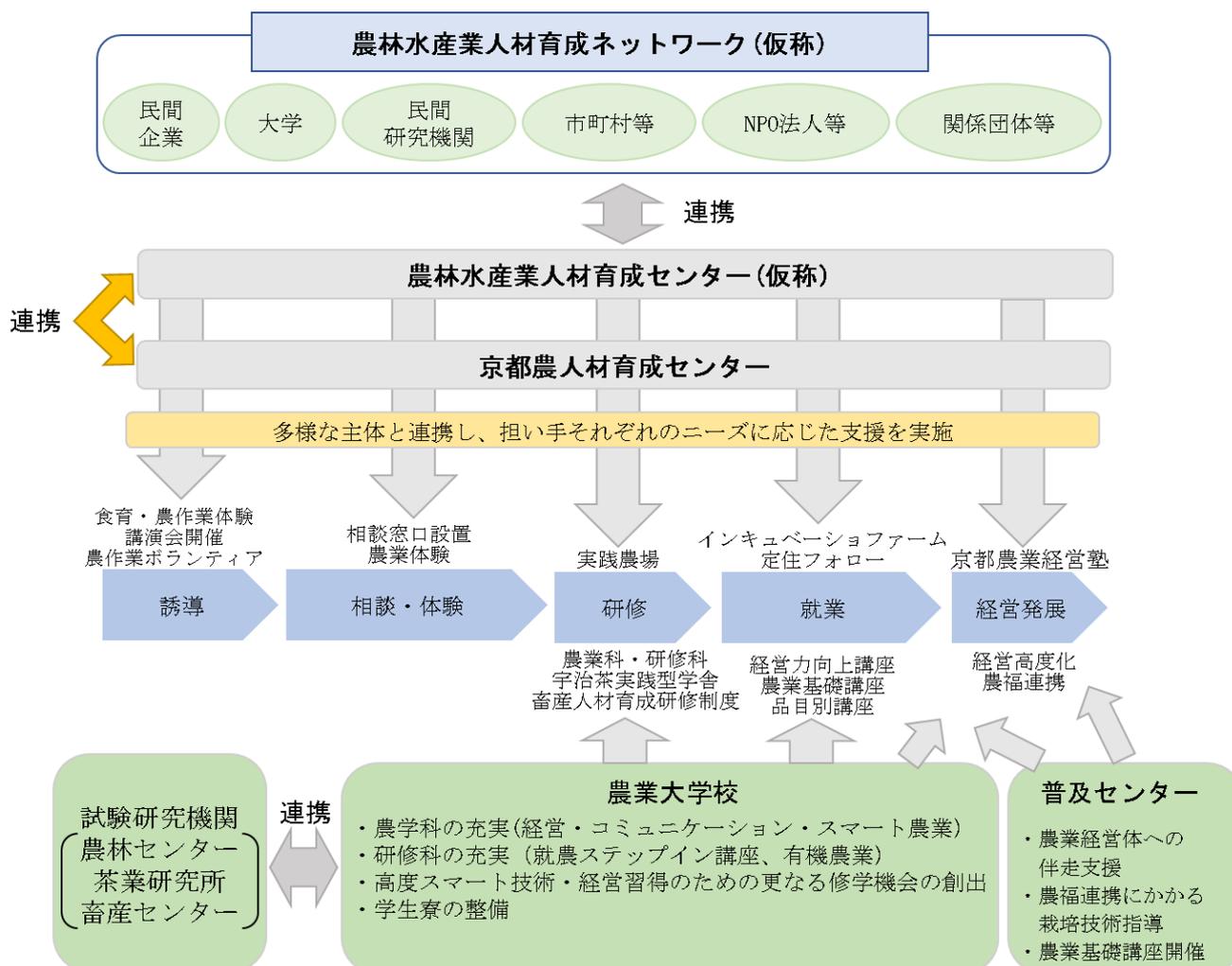
イ 受入体制の整備

- ・ 新たな人材の受け入れを促すため、法人等受入側の体制整備を図るとともに、研修用の機械・施設の導入を支援します。

(5) その他人材確保・育成施策

- ・ 農業大学校や実践農場を経由せず就農する農家子弟やU・Iターン人材などを対象に、普及センターが実施する農業基礎講座及び品目別講座への参加を誘導するほか、京のブランド産品等の特産品づくりを希望する人材に対しては、普及センターが技術指導を行うほか、研修会を開催し、参加者同士の技術研鑽と交流を図ります。
- ・ 京都府農業士（指導農業士・青年農業士）が、地域農業のリーダーとして、農業大学校の学生や新規就農希望者の研修受入れ、就農後の相談や実践農場における技術指導及び後見などを通じて、次世代のリーダー育成や地域農業の振興・農村の発展を推進します。

<農業分野における誘導から相談・体験、研修、就業、経営発展までのイメージ>



2 林業

(1) 林業大学校

ア 教育内容の充実

(ア) 森林林業科の教育内容の充実

- ・ スマート林業技術など時代のニーズに応じた知識・技術の習得の場を設置します。
- ・ 京都・長野・岐阜の3林業大学校による合同授業など、他の林業大学校との連携、情報共有により、カリキュラムの追加・充実に図ります。
- ・ 府内林業系高校（京都府立北桑田高等学校）と連携した講義や実習を実施し、林業大学校を卒業後の魅力的な進路選択肢となるよう誘導します。
- ・ 京都府立大学と連携した講義や実習など、林業大学校ならではの取組を強化・発信します。

(イ) 研修科の教育内容の充実

- ・ 土・日開催やオンライン研修など研修生が参加しやすい環境を整備します。

(ウ) 高度な経営力と技術を習得できる新たなカリキュラム等の策定

- ・ 森林林業科卒業後の更なる修学や、起業等を目指す若手林業者の学び直しなどの機会として、事業地の集約、主伐・再造林及び有利販売等の実践力養成に向けた研修の場を設置します。
- ・ 府内トップクラスの林業事業体における効率的な施業や、J-クレジット等を駆使した収益性の高い経営能力を習得するカリキュラムを実施します。

(エ) 農林水産技術センター（森林技術センター）との一体的運営

- ・ 隣接の森林技術センターとの一体的運営により、林業の研究・普及・教育の拠点化を図り、スマート林業等の最先端技術、機械設備に学生が触れる機会を創出します。

(オ) 地域との交流活動の拡大等

- ・ 周辺地域住民を対象に林大祭への参加を呼びかけるなど、交流の場を拡大するとともに、在学時から林業大学校が所在する京丹波町及び近隣市町内への居住や、地域活動への参加を促し、地域への愛着を高めることにより、府内就業率及び定着率の向上を図ります。

イ 施設・設備の整備

- ・ 五感で木材の良さを感じながら就学できるよう、木造の学生寮など、学びの場の環境整備に向け検討します。

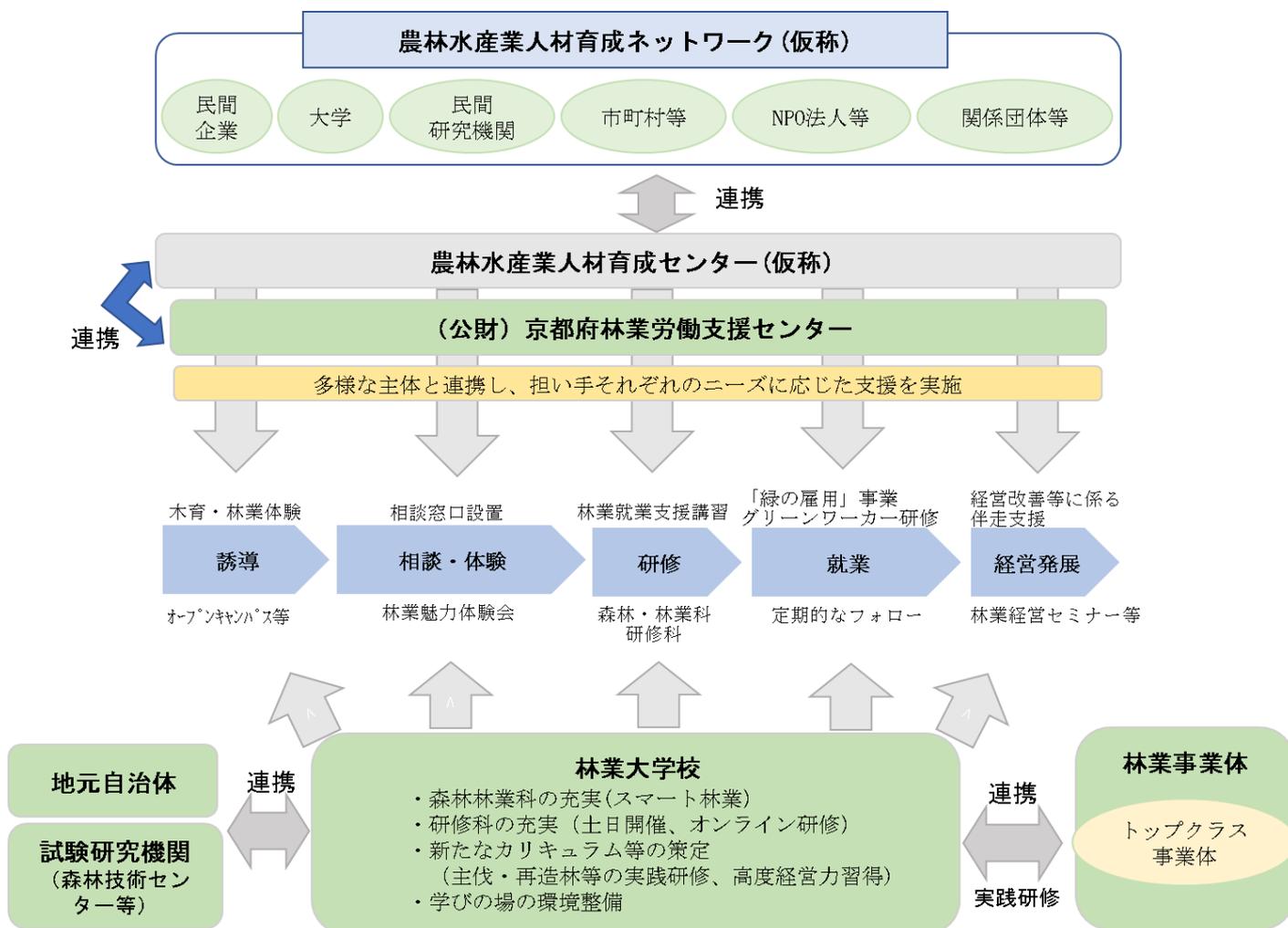
(2) 林業事業体の育成対策

労働環境の向上や資格・能力に応じて昇給昇任等を行うキャリアアップシステムの導入など、林業の魅力向上に取り組む事業体において、林業技能士の養成をはじめとした技能向上の取組支援や、収益性の高い林業経営の実現に向けた実地研修など、林業事業体の育成対策を展開します。

(3) その他人材確保・育成施策

- ・ 森林に関わる関係人口を増やすことによって、林業の担い手の確保につなげるため、森林空間を活用した体験プログラムや場の提供など、森林資源を活用した新たな取組を推進します。
- ・ 幼少期から林業の大切さや必要性を習得することで、林業が職業として選択されるよう、小中学生等を対象に、人々の生活や環境との関わりについての理解と関心を深める「森林環境教育」の取組を推進します。
- ・ 林業を志す人材を確保するため、建築物の木造・木質化をはじめ、木工教室の開催や木育スペースの設置、さらには、府民が多く集まる施設への木製品の導入など、木材に触れる環境を創出し、その魅力を伝える取組を推進します。
- ・ 担い手を確保・育成するためには、地域で培われた知識や技術の継承も重要であることから、京都府が認定する優れた経営力や技術を有する指導林家など林業士と連携し、森林・林業の普及啓発活動や、林業従事者の技術向上を図る研修会の開催などの取組を推進します。

<林業分野における誘導から相談・体験、研修、就業、経営発展までのイメージ>



3 水産業

(1) 海の民学舎

ア 教育内容の充実

(ア) 新規就業者講座の教育内容の充実

- ・ 漁村への定着率向上や漁村活性化のため、コミュニケーション能力向上研修を実施した上で、漁村コミュニティへの参加機会を創出します。
- ・ 豊かな自然環境の形成や海の安全の提供など、水産業の多面的機能を学ぶ場を設置します。
- ・ 生産効率の向上のために流通の川下のニーズを捉える調査や研修を実施します。
- ・ 府内水産系高校（京都府立海洋高等学校）と連携した講義や実習をとおして、海の民学舎生に就業に必要なスキルを習得させるとともに、次代の担い手候補となる海洋高校生と交流する機会を創出します。

(イ) 経営力向上講座の教育内容の充実

- ・ 海の民学舎修了生や若手漁業者を対象に生産効率向上やコスト管理など経営力を向上させる講座や、水産業の先進地視察研修などを実施します。

(ウ) 高度な経営力と技術を習得できる新たなカリキュラム等の策定

- ・ 環境変化に対応できる生産技術の習得の場を設置します。
- ・ 異業種との連携による新規ビジネス立ち上げのための講座を実施します。
- ・ 海の民学舎生の更なる修学の間及び漁業者の学び直しの間として関係者のニーズに応じた講座を設置します。

(エ) 農林水産技術センター（海洋センター）との一体的運営

- ・ 府研究機関において、定置網漁業や一部養殖業で活用の進む ICT や IoT 等の最先端技術や、気候変動への対応に必要な知識及び機械操作技術を習得できる機会を創出し、高度な知識・技術を駆使できる人材の育成につなげます。
- ・ 主な就業先となる定置網や底びき網、釣延縄漁業で水揚げされる魚種を対象とした実践的な資源管理の研修を実施します。
- ・ 高度技術人材を育成するため、海洋センター等の府の試験研究施設に最先端技術の習得に役立つ機器を整備します。

(オ) 地域との交流活動の拡大等

- ・ 海の民学舎生に対し、府内沿海市町の地域活動への参加を促し、地域への愛着を高めることにより、府内就業率及び定着率の向上を図ります。

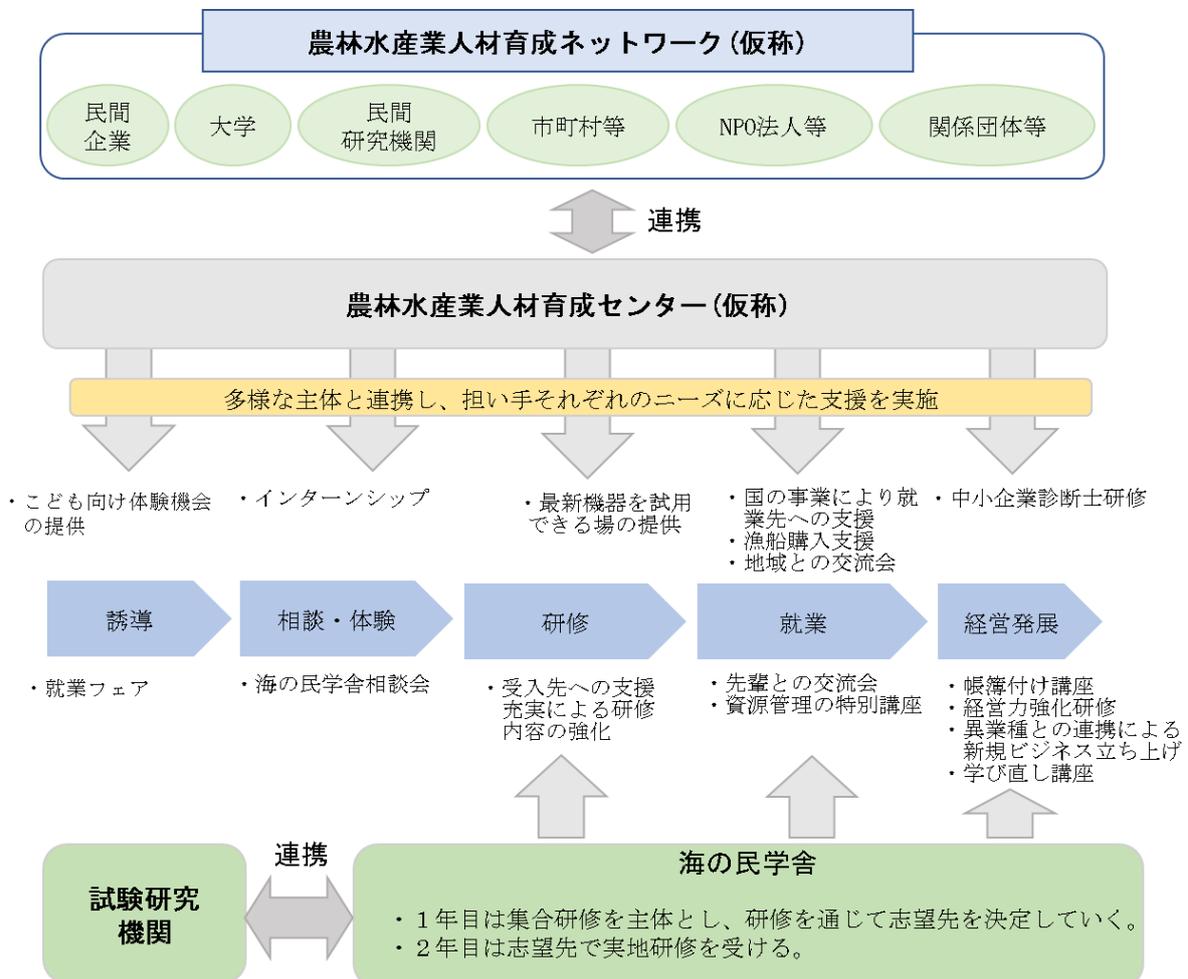
イ 施設・設備の整備

- ・ 研修生が安心して学びに専念できるよう、学舎寮の修繕など、施設の機能強化を含めた学びの場の環境整備に向け検討します。

(2) その他人材確保・育成施策

- ・ 人材育成の実践的な機能を有する会社経営体を対象に、雇用環境の改善や新規就業者への指導に対する支援を強化します。
- ・ 新規就業者を受入可能な会社経営体に対し、中小企業診断士などによる伴走型の経営力強化支援や人材育成に係るプログラム作成支援を行います。
- ・ 定置網漁業では会社毎の中期的な従業員募集計画を把握し、海の民学舎生の計画的な雇用につなげます。
- ・ 底びき網漁業では実践的な技術習得を含め人材育成ができるよう、会社経営化への検討を促します。
- ・ 若い漁業者が地域で定着するよう、他部局とも連携し出会いの場づくりを進めます。また、海洋高校と連携し、海洋高校生が地域の魅力発見を行う機会をつくり、地域への愛着を育みます。
- ・ 水産業の一端を担う人材の確保のため、子育て世代、障害者などの様々な人材との連携に向けた取組みを進めます。
- ・ 経営の安定化や更なる収入の確保に向けて、漁業以外にも海業などによる経営力強化の取組を進めます。
- ・ 京都府漁業士が水産業のリーダーとして、海の民学舎生や新規就業希望者の研修受入れや就業後の相談役を担うなど、次世代のリーダー育成や漁村地域の振興・発展を推進します。
- ・ 移住部局とも連携しながら、それぞれの就業地域での住居確保の支援を進めます。

<水産業分野における誘導から相談・体験、研修、就業、経営発展までのイメージ>



4 農山漁村

- ・ 市町村と連携し、地域おこし協力隊制度を活用した移住者の農林水産業への新規就業スキームを確立します。
- ・ 移住コンシェルジュと連携し、移住希望者に対し、京都府における農業・林業・水産業の就業支援策の情報提供を行い、農林水産業への誘導を図ります。
- ・ 田舎ぐらしナビゲーターや移住・定住支援団体と連携し、移住希望者に空家紹介や移住後の暮らし、集落活動などの情報提供を行うとともに、先輩移住者や農山漁村地域での起業家等との交流の場づくりを進め、多様な人材とのつながりを創出し、新規就業者の定住・定着を図ります。
- ・ 農業大学校研修科で実施している農業基礎講座に加え、普及センターで設置している農業基礎講座についても、定年帰農者や半農半Xなど多様な人材まで対象を広げて実施します。
- ・ 「京都食ビジネスプラットフォーム」や「京都府木材生産業者等連絡協議会」などに参画する企業と連携し、定年退職者や定年退職を控えるシニア層に対して、農林水産業や田舎暮らしなどの魅力を発信するとともに、農林水産業に必要な技術・知識を学べる研修や相談窓口等の情報を提供し、農林水産業への誘導を図ります。
- ・ 農業と林業、農業と水産業など農林水産業の分野横断的に人材を融通することにより地域全体としての生産力を最大化するとともに、収入源・時期の分散によるリスクヘッジと多様な働き方の提案により、安定的な世帯収入の確保を図ります。
- ・ 市町村に対し、「特定地域づくり事業協同組合」制度の活用を促し、農・林・水産業と宿泊・飲食業や製造業といったマルチワーク(多業)など、年間を通じた収入の確保や多様なライフスタイルの提案により、新たな人材の確保に努めます。

5 共生社会

- ・ 子育て世代や女性、高齢者、外国人などが、それぞれの特性や状況に応じた形で、農林水産業の現場で活躍できるよう、人材育成ネットワークや京都府生涯現役クリエイティブセンターなどと連携し、府内で既に活躍されている方の事例紹介や、農林水産業に必要な基礎技術などに関する研修を実施します。
- ・ 京都府生涯現役クリエイティブセンターにおける学び直し講座として、「農林水産業の人材育成コース」を設置し、中高年や若者についても農林水産業が新たな人生の選択肢の一つとして候補となるよう誘導します。
- ・ 京都府男女共同参画センター(らら京都)やマザーズジョブカフェなどと連携し、女性のキャリア形成の中で、農林水産業への参入が1つの選択肢となるよう、セミナーの開催や情報の発信を行います。
- ・ 京都府農林水産業を牽引する経営者として多くの女性が活躍できるよう、男女別の更衣室やトイレなど就業環境の整備を行う会社経営体への支援、女性農林水産業者の知恵や思いを共有し、企業と連携した商品開発や農林水産業経営能力の向上に取り組む「京の農林女子ネットワーク」等の活動の推進など、女性が活躍しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 障害者の雇用を希望する農業者に対し、きょうと農福連携センターと連携し、支援策についての情報提供を行うほか、普及センターが障害者の年間雇用につなげるための複数品目の提案、加工品づくり等の伴走支援を行います。
- ・ 福祉事業所に対して、普及センターが中心となって、農業技術の指導や障害者と事業所職員の作業分担に関する提案などを行い、障害者が個々の特性に応じた作業に意欲的に取り組める環境づくりを進めます。
- ・ 農福連携の認知度向上を図るため取組事例の情報を幅広く発信するとともに、林業、水産業にも取組を拡大し、生産された農林水産物の6次産業化やブランド化などの取組を支援します。

第7 本戦略と連携して推進する他の計画、方針等

1 京都府総合計画

当計画においては、農林水産業の成長産業化に向けた「対応方向・具体方策」において、次世代を担う人材の確保・育成を掲げています。

本戦略を上記「対応方向・具体方策」の具体的な施策体系と位置付けて推進し、総合計画の実現を目指します。

2 京都府農林水産ビジョン

当ビジョンにおいては、将来ビジョンの実現に向けた5つの重点戦略の1つに「戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む」を掲げています。

本戦略を上記「戦略4」の具体的な施策体系と位置付け、他の重点戦略とも連動させながら、総合的に推進し、ビジョンの実現を目指します。

3 京都フードテック基本構想

京都府の農林水産業の人材を確保・育成するためには、農林水産業が魅力ある産業として選択されるよう、労働環境の改善と安定した収入の確保を進める必要があります。

このため、本戦略と併せて京都フードテック基本構想を推進し、府農林水産業の省力化等の課題解決と高付加価値化を図り、成長産業化につなげます。

4 京都府茶業振興計画

茶業の人材確保・育成のためには、茶業研究所や茶業生産法人等と連携し、京都府茶業に応じた高度技術及び高度経営能力の習得を進めることが必要です。

就業希望者の受け手となる茶業経営体の育成及び地域の受入体制づくりも必要で、京都府茶業振興計画と連携し、効果的・効率的な担い手の確保・育成策を推進します。

5 京都府農業経営基盤強化促進基本方針

当基本方針において効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、主たる従事者一人あたり、年間農業所得500万円、年間総労働時間2,000時間を掲げており、本戦略を推進し、その実現につなげます。

また、持続的な地域農業の実現に向けた担い手の育成のため、農地中間管理機構において利用権設定を行うとともに、担い手の希望に応じた基盤整備等を推進します。

6 京都府食育推進計画

当計画においては、ライフスタイルの多様化の中で、京都府産農林水産物や和食、郷土料理等の京都ならではの食材、食文化を発信し、人材をつなぎ、生かすことで地産地消を推進するとともに、府民全体の食育への関心を高めることとしています。

当計画推進にあたり、京都府農林水産業の魅力を発信し、府内産農林水産物のファンづくりを通じて、担い手の確保につなげます。

第8 計画期間及び目標数値

1 計画期間

令和7年度～11年度（5年間）

2 目標数値

（1）農林水産業分野横断の目標数値

ア 農林水産業ジョブカフェにおける相談件数

現状（令和5年度）	295件
目標（令和7年度～11年度累計）	3,000件

イ 高度経営力向上講座の参加経営体数

現状（令和5年度）	0経営体（未実施）
目標（令和7年度～11年度累計）	270経営体

ウ 移住者のうち農林水産業に従事する者の数

現状（令和元年度～5年度累計）	92名
目標（令和7年度～11年度累計）	428名

エ 人材育成ネットワーク参画主体と府との連携取組数

現状（令和5年度）	0取組（未実施）
目標（令和7年度～11年度）	25取組

オ 農福連携（林福・水福含む）に取り組む経営体数

現状（令和5年度）	110経営体
目標（令和11年度）	185経営体

（2）農林水産業分野別の目標数値

ア 府研修教育機関の入学生数

農業	現状（令和5年度）	12名	目標（令和11年度）	20名
林業	現状（令和5年度）	11名	目標（令和11年度）	20名
水産業	現状（令和5年度）	2名	目標（令和11年度）	10名

イ 府内に就業した府研修教育機関卒業生の5年間定着率

農業	現状（令和元年度～令和5年度卒業生）	61.0%
	目標（令和6年度～令和10年度卒業生）	85%
林業	現状（令和元年度～令和5年度卒業生）	80.5%
	目標（令和6年度～令和10年度卒業生）	85%
水産業	現状（令和元年度～令和5年度卒業生）	72.2%
	目標（令和6年度～令和10年度卒業生）	85%

ウ 先進的な人材育成機能を有する経営体数

農業	インキュベーションファームを実施する経営体数
	現状 0経営体 目標（令和11年度） 5経営体
林業	林業大学校と連携し高度な実践研修を実施する経営体数
	現状 0経営体 目標（令和11年度） 5経営体
水産業	先進的な技術や取組の研修を若手漁業者に対して実施する経営体数
	現状 0経営体 目標（令和11年度） 5経営体

(参考) 本戦略と連携して推進することで達成を目指す計画・施策等の目標数値

京都府総合計画及び農林水産ビジョンにおける新規就業者数の目標値

単位：人

	京都府総合計画		農林水産ビジョン	
	基準※	目標 (令和5～8年度累計)	基準※	目標 (令和8年度)
新規就業者（農業）	164	600	164	160
うち宇治茶			11	14
うち畜産			9	12
新規就業者（林業）	34	140	34	35
新規就業者（漁業）	48	200	48	50

※平成29年～令和3年の5年間中の最大と最小を除いた3年間の平均

(参考) 新規就業者・研修生からの意見・要望等

○農林水産業分野共通

- ・住居等、受入体制の整備が必要
- ・幅広い知識と人脈の形成に向けた支援が必要
- ・先進技術の習得が必要
- ・経営力強化・経営感覚の習得が必要
- ・コミュニケーションの能力の向上が必要
- ・子供への体験を増やし、農林水産業への親しみを持たせることが必要

○農業

- ・農業簿記や経営力向上に向けた講習の充実が必要
- ・農業分野以外の幅広い知識を学ぶ場が必要
- ・実践農場について、地域農業の振興や農業者の定着の観点から、実情に沿った対応が必要

○林業

- ・ドローンやGNSS測量機器を活用した森林航測技術の習得が必要
- ・林業大学の卒業後に、卒業生が集まり交流を行う機会が必要
- ・主伐・再造林の一貫作業に関する技術の習得が必要

○水産業

- ・地元定着に向けて、住宅、船舶の確保に加えて生活面の支援が必要
- ・独立型の漁業では、帳簿付け、経営計画づくりができる研修が必要
- ・就業するにあたりICT等、先進的な漁業技術の習得が必要

第9 農林水産業人材確保・育成戦略策定検討委員会の開催

1 開催状況

分野横断会議及び分野別会議を相互に連動させながら有機的に開催し、効果的な人材育成施策の在り方に関する検討を行い、得られた意見を踏まえ戦略として策定

(1) 分野横断会議

開催日	内容
(第1回) 令和6年6月5日	京都府における農林水産業の人材確保・育成の現状の取組、実績及び課題について
(第2回) 令和6年9月3日	京都府農林水産業人材確保育成戦略中間案について
(第3回) 令和6年11月25日	京都府農林水産業人材確保育成戦略中間案について
(第4回) 令和7年2月27日 (書面開催)	京都府農林水産業人材確保育成戦略最終案について

(2) 分野別会議

ア 農業

開催日	内容
(第1回) 令和6年7月10日	京都府における農業の人材確保・育成の現状の取組、実績及び課題について
(第2回) 令和6年8月29日 (書面開催)	京都府農林水産業人材確保育成戦略中間案について
(第3回) 令和6年11月19日	京都府農林水産業人材確保育成戦略中間案について

イ 林業

開催日	内容
(第1回) 令和6年7月11日	京都府における林業の人材確保・育成の現状の取組、実績及び課題について
(第2回) 令和6年8月27日	京都府農林水産業人材確保育成戦略中間案について
(第3回) 令和6年11月20日	京都府農林水産業人材確保育成戦略中間案について

ウ 水産業

開催日	内容
(第1回) 令和6年7月4日	京都府における水産業の人材確保・育成の現状の取組、実績及び課題について
(第2回) 令和6年8月20日	京都府農林水産業人材確保育成戦略中間案について
(第3回) 令和6年11月11日	京都府農林水産業人材確保育成戦略中間案について

2 委員構成(50音順、敬称略)

(役職は令和7年3月現在)

(1) 分野横断会議

氏名	役職	備考
伊藤 慎吾	(株)マイナビ地域活性CSV事業部 農業活性営業部長	
大野 一成	アグリコネクト(株) マネージャー	
岡村 充泰	(株)ウエダ本社 代表取締役社長	
桂 明宏	京都府立大学公共政策学部 教授	農業分野座長
阪 尻 茂之	日新電機(株) 理事	
鈴木 博之	(株)国際電気通信基礎技術研究所 代表取締役副社長	
田村 篤史	(株)ツナグム 代表取締役	
中山 玲子	京都女子大学 副学長	
古田 裕三	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 生命環境科学研究科長・教授	林業分野座長
星野 敏	京都大学 名誉教授	座長
牧野 光琢	東京大学大気海洋研究所 教授	水産業分野座長

(2) 分野別会議

分野	氏名	役職	備考
農業	岡 安 賢 治	J A 京都にのくに万願寺甘とう部会協議会 会長	
	桂 明 宏	京都府立大学公共政策学部 教授	座長
	北 本 錦 司	京都府茶生産協議会 副会長	
	小 林 敏 和	綾部市農林商工部 次長	
	杉 山 裕 亮	(株)ミルクファームすぎやま 代表取締役社長	
	古 谷 規 行	(一社)京都府農業会議 副局長	
	村 上 友 一	J A 京都中央会 参事	
	村 田 正 己	京都府農業法人経営者会議 会長	
	湯 川 佳 秀	京都府立農芸高等学校 校長	
林業	芦 田 竜 一	京都府木材生産業者等連絡協議会 会長	
	磯 本 有 朋	(公財)京都府林業労働支援センター 事務局長	
	田 中 良 泰	京都府立北桑田高等学校 校長	
	古 田 裕 三	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 生命環境科学研究科長・教授	座長
	松 田 純 一	京都府森林組合連合会 参事	
	山 内 敏 史	京丹波町産業建設部農林振興課 課長	
水産業	安 達 純	京丹後市農林水産部海業水産課 課長	
	井 谷 匡 志	(公財)京都府水産振興事業団 専務理事	
	上 林 秋 男	京都府立海洋高等学校 校長	
	倉 幹 夫	京都府定置漁業協会 会長	
	仲 野 東	京都府信用漁業協同組合連合会 専務理事	
	中 村 善 之	宮津市産業経済部農林水産課 課長	
	橋 本 利 将	伊根町地域整備課 課長	
	牧 野 光 琢	東京大学大気海洋研究所 教授	座長
	真 下 了 代	舞鶴市産業振興部水産課 課長	
	松 尾 信 一	京都府漁業協同組合 専務理事	

(参考) データ集

(1) 農林水産業における構造変化

ア 農業

京都府内における企業の経営体数及び平均経営耕地面積(出典：農林業センサス)

	平成22年(A)	令和2年(B)	増加数(B-A)	増加率(B/A)
企業の経営体数	295	343	48	16.3%
平均耕地面積(ha/経営体)	0.99	1.31	0.32	32.3%

イ 林業

京都府内における林業事業体数の推移 (出典：京都府林業振興課)

	平成25年(A)	令和5年(B)	増加数(B-A)	増加率(B/A)
林業事業体数	113	130	17	15%

ウ 水産業

京都府内における水産業経営体数の推移 (出典：漁業センサス、京都府水産課)

	平成元年	平成10年	平成20年	平成30年	令和5年
個人経営体数	1,384	1,126	915	618	525
会社経営体数	0	1	9	12	20
その他	38	20	11	6	5

(2) 京都府における移住者数の推移 (出典：京都府総合政策環境部)

平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
108人	552人	559人	616人

(3) 東京圏の若者の地方移住への関心の変化 (出典：内閣府)

	強い関心がある	関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	全く関心がない
2019年12月	2.6%	5.5%	17.0%	26.6%	48.4%
2022年6月	4.0%	9.7%	20.5%	29.0%	36.8%

(参考) 用語集

(以下の説明は本戦略内におけるものであり、一般的なものとは異なる場合があります)

分野横断

語句	説明
インキュベーションファーム	就業間もない担い手と雇用契約を締結し、従業員として実践的な研修を通じて経営知識や生産技術を学び、後に独立することを支援する取組。
京都ジョブパーク	ハローワークと連携し、相談から就職、安定した生活を実現するまでを支援する京都府の就業支援拠点施設。大学生・留学生、若年者、中高年齢者や女性の方など、幅広い府民の就業活動をサポートしている。
京都JPカレッジセミナー	京都ジョブパークで実施している、大学生や求職者等を対象に、社会的なマナーやコミュニケーション力など、仕事をする上で不可欠なヒューマンスキルを体系的に学び就活力を高める研修や、スキルを学べるセミナー。
京都府生涯現役クリエイティブセンター	生涯活躍し続けるための確実な知識及び学び・働くことへの意欲獲得を目指すリカレント研修の提供を中心に、キャリア相談や求人情報とのマッチング支援などを行う京都府の支援拠点。
府研修教育機関	「京都府立農業大学校」、「京都府立林業大学校」及び「京都府漁業育成校海の民学舎」を指す。
雇用就業	法人等に雇用される形で、農林水産業に従事すること。ただし、専ら販売業務等、農林水産業生産に従事しない場合は含まない。
独立・自営就業	新たに経営主となり、農林水産業に従事すること。
農業士、林業士、漁業士	将来の府内農林水産業の中核的な担い手や指導者として期待される農業者、林業者、漁業者として、京都府知事から認定された者。

農業・農山漁村

語句	説明
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として農業に従事しているもの。
企業的経営体	農業分野で明確な理念と目標を掲げ、目標達成を目指して所得の拡大や経営発展に向けた事業を展開するとともに、経営の継続性を備えた経営体。
荒廃農地	現に耕作されておらず、通常の農作業では作物の栽培が不可能な農地。
(農業への) 就業	企業として農業生産を行っている経営体などで、従業員として働き、給与を受けて農業に従事すること。
就農	新たに仕事として農業を始めたもの。なお、農業協同組合等の関連団体や地方公共団体に就職した者は含まない。
集落	(農山漁村地域において地縁的、歴史的な背景等から) 一定の土地に数戸以上の社会的なまとまりが形成された住民生活の基本的な生活単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位。
定年帰農	定年を契機に農村出身者が故郷の農村に戻る、農村に移住するなどして農業に従事すること。
独立(自営)就農	新たに経営主となり、農業に従事すること。
農業版MBA講座	農業における経営戦略やマーケティング、組織論など企業経営に関わる知識を習得することができる講座。
農のある暮らし	生活の一部に農に関わる活動を取り入れ、農に関わる活動でも収入を得ながら、地域に溶け込み、農村での暮らしを实践すること。
半農半X	他に仕事を持ちながら農業を営む働き方、ライフスタイルを指す。

林業

語句	説明
素材生産量	立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き丸太にした量の体積を表し、一般的には立方メートル(m ³)の単位で表示する。
京都府木材生産業者等連絡協議会	自由な意見交換や相互の連携を通して、次代を先取りした経営を目指すことで、社会的地位の向上及び林業の魅力ある産業への発展を図り、森林資源の循環利用に寄与し、地域振興に資することを目的として、府内の木材生産業者などにより令和5年3月に新たに設立された団体。
林業事業体	他者からの委託または立木の購入により、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他社への請負により、伐採、造林などの林業生産活動を行う森林組合、素材生産業者などの事業体。
林業労働者	府内に住所を有し、1年間に30日以上林業労働に従事し、賃金の支払いを受けたもの。
(林業への) 就業	林業生産を行っている事業体などで、従業員として働き、給与や賃金を受けて林業に従事すること。 森林組合に就職したものを含むが、関連団体及び地方公共団体に就職したものは含まない。

水産業

語句	説明
会社経営体	会社法に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社で水産業を営むもの。
水産業	魚介類及び海藻類を、捕獲または養殖し、収入を得ること。海面水産業（遠洋水産業、沖合水産業、沿岸水産業）、海面養殖業、内水面水産業、内水面養殖業に分かれる。
水産業経営体	水産業を営むすべての経営体。
個人経営体	個人で水産業に営むもの。
(水産業への) 就業	新たに仕事として水産業を始めたもの。水産業協同組合等の関連団体や地方公共団体に就職したものは含まない。

農山漁村

語句	説明
京都移住コンシェルジュ	京都府内への移住を希望する方を対象に、相談対応から現地案内、地域定着まで伴走支援を行う総合案内人として、京都府が設置した者。
京都食ビジネスプラットフォーム	食に関連する多様な事業者が交流し、消費者ニーズを的確に捉えた新たな価値を創造し、それらの価値を組み合わせるオープンイノベーションの場。
京の田舎ぐらしナビゲーター	京都府内への移住希望者に農山漁村の暮らしに関する情報やアドバイスを提供するとともに、移住後の地域に円滑に溶け込んでいただくため、地域の実情に詳しく、当該地域の活性化に積極的な地域住民を市町村長からの推薦に基づき、京都府が認定した者。
地域おこし協力隊	平成21年度から総務省が実施する制度で、1～3年間、都市部から過疎化の進む地域に移住した「協力隊員」が自治体の委嘱を受け、地域の問題解決や活性化のための活動(町おこし・村おこし)に携わる。

共生社会

語句	説明
京都府男女共同参画センター(らら京都)	平成16年4月施行の「京都府男女共同参画推進条例」に基づく、男女共同参画社会の実現に向け手情報の発信、学習、交流を促進するための府の拠点施設。
マザーズジョブカフェ	子育て中をはじめ、年齢や希望の働き方を問わず、誰でも利用できる働きたい女性のための総合窓口として、京都府が設置したもの。

京都府茶業振興計画（最終案）

計画期間：令和 7 年度～ 令和 11 年度



令和 7 年 3 月

京都府農林水産部

目 次

I. 計画策定の目的、趣旨	・・・ 1
II. 茶業を取り巻く情勢	・・・ 2
III. 京都府における茶業振興の取組状況	・・・ 6
IV. 京都府茶業が目指す姿	
1. 目指す姿	・・・ 11
2. 数値目標	・・・ 12
V. 解決すべき課題と重点施策及び施策の展開方向	
1. 歴史が裏付ける独自性とイノベーションによる多様性を活かした新たな ブランド価値の創造 《ブランド対策》	・・・ 13
2. 収益性の高い魅力ある茶業の実現と担い手の確保 《生産・産地対策》	・・・ 16
3. 歴史と伝統、文化に培われた宇治茶文化の継承と発展 《文化振興・普及対策》	・・・ 19
4. 地域の特色に合わせた振興方針 《地域別対策》	・・・ 22
VI. 参考資料	
1. 参考データ	・・・ 25
2. 用語説明 (本文中の*の用語についてこちらで説明しています)	・・・ 29
3. 京都府宇治茶普及促進条例	・・・ 31
4. お茶の振興に関する法律	・・・ 33
5. 京都府茶業振興計画の策定に係る検討委員会の開催	・・・ 35

I. 計画策定の目的、趣旨

1 計画名称

京都府茶業振興計画

2 計画期間

令和 7 年 (2025 年) 度 ~ 令和 11 年 (2029 年) 度までの 5 年間

3 計画対象地域

京都府内全域

4 策定趣旨

宇治茶は、伝統の継承と技術革新を繰り返しながら、長年にわたり日本茶のトップブランドとして認知されており、その地位に甘んじない茶業関係者の努力により、「抹茶」、「煎茶」、「玉露」という新たな日本特有の茶を生み出すなど、緩やかな変化とともに今日までその地位を保ち続けています。

近年、高級茶（リーフ茶）需要の減退や国内外の抹茶ブームに伴う急速なてん茶生産への転換、輸出量の急増、担い手の減少など、京都府茶業を取り巻く情勢が大きく変化していることから、宇治茶の持つ高いブランド力をさらに発展させるとともに、スマート技術の進展や海外を含めた消費者ニーズの多様化を的確に捉えた将来を見据えた生産対策、ブランド対策などによる施策を展開し、宇治茶ブランドの維持・発展を図る必要があります。

また、国が令和 6 年度末を目途に見直しを進めている「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」の中で、てん茶への転換や輸出の促進等を検討していますが、京都府では、京都府茶業の強みとして、茶農家と茶商工業者が両輪となってこれまで培ってきた「品質本位の茶づくり」を引き継ぎ、施策を展開する必要があります。

このため、本計画では、府内産茶の生産から製造加工、流通、消費対策はもとより、歴史や文化、健康面にも着目し、将来にわたり宇治茶ブランドが継承されるよう、茶業振興の基本的な方向と推進事項について、茶農家や茶業関係団体、関係機関の共通の指針として示すものです。

なお、本計画は「お茶の振興に関する法律」第 3 条に基づく振興計画であるとともに、京都府総合計画*¹ (令和 5 年 3 月改定) 及び京都府農林水産ビジョン*² (令和 5 年 3 月改定) のうち、茶業振興に関する取組を具現化する個別計画とします。

5 計画の推進体制や進捗管理

本計画は、京都府はもとより、市町村や茶業関係団体、企業や大学、地域団体等と連携を図りながら推進します。また、重点施策に基づく施策が適切に効果を発揮しているか進捗管理をすることとし、各目標値の進捗状況や課題等を取りまとめ、京都府のホームページで毎年公表します。

II. 茶業を取り巻く情勢

1. 消費動向について

国内では、生活様式や嗜好の変化、飲料の多様化などにより、急須を用いて揉み茶（リーフ茶）を飲用する機会が減っていることから、リーフ茶の消費量は年々減少傾向にあります。

平成5年から令和5年の30年間の1世帯あたりのリーフ茶の年間消費量は減少傾向にあり、令和5年は676gと最低となっています（図1）。

一方、利便性やすっきりとした味わいが幅広い世代の消費者に受け入れられている緑茶飲料の消費量（購入量）は増加傾向にあり、購入金額は、平成19年からリーフ茶購入金額を上回っています（図2）。

緑茶飲料の原料は安価な三番茶や四番茶、秋番茶などが使用されていることから、緑茶の生産金額は減少傾向にあります。

京都府においても煎茶や玉露などの揉み茶の需要が減少傾向にあり、揉み茶の産出額も減少しています。茶種の多様性に支えられてきた「宇治茶」の特性が脅かされるおそれがあります。

なお、緑茶飲料の消費量の増加による影響については、府内では緑茶飲料の原料となる茶葉をほとんど生産していないため、影響は小さいと想定されます。

海外の消費について目を向けると、日本食ブームに加え、健康食品として抹茶を含む粉末状の緑茶の需要が高まっていることから、緑茶の輸出量は年々増加しており、特に令和2年以降は急増しています（図3）。

そのような需要に応えるため、全国的に海外の農薬残留基準値に適応する輸出対応栽培や特にEUで求められる有機栽培の茶の生産が増加しており、産地を挙げて取り組む事例も増えています。

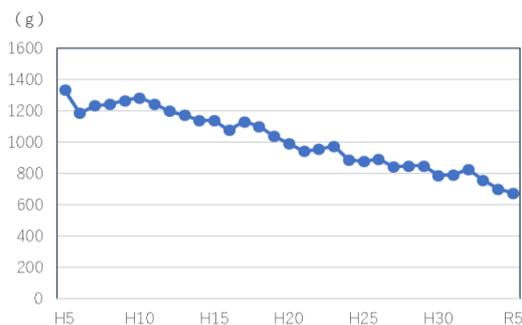


図1 リーフ茶の1世帯当たりの年間消費量

(総務省「家庭調査年表」)

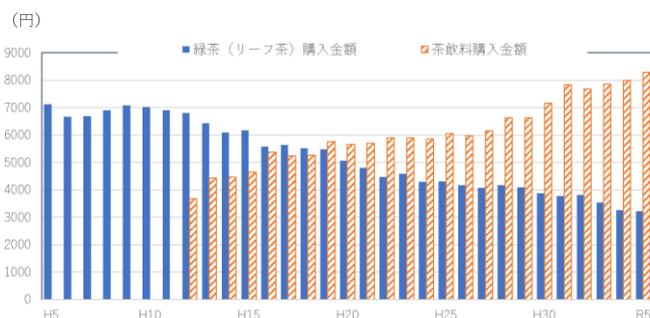


図2 緑茶と茶飲料の購入金額の推移

(総務省「家庭調査年表」)

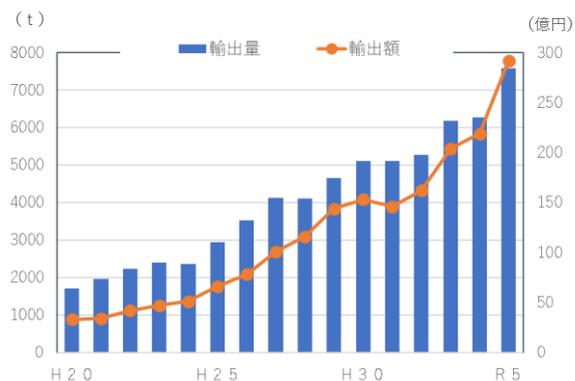


図3 国内の緑茶輸出状況

(財務省貿易統計)

京都府においても、全国と同様に緑茶の輸出量が増加しています（図4）。輸出用の茶については、高品質なリーフ茶・抹茶から、加工用てん茶まで様々なものがあります。

全国的に加工用てん茶の需要が高まる中、京都府においても二番茶以降の生産量を増やすことで需要に対応している状況です。

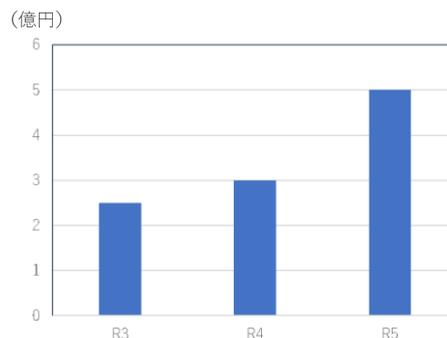


図4 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会における北米・EU向け「宇治茶」輸出実績
(府農産課調査)

海外では抹茶スイーツブームに加えて、抹茶そのものを飲むことにも関心が広がっており、より高品質な抹茶を求める動きが見られています。そうした中、「宇治抹茶」は非常に人気が高く、コロナ禍後に急増した外国人観光客が京都を訪れ、宇治抹茶を大量に購入され、府内の茶商工業者等では、一部商品の販売制限や休止を実施する事態が発生しています。今後も「抹茶」が一時的なブームに留まらず、「Matcha」として世界において日常に溶け込み、恒常的に消費されると考えられます。

2. 生産動向について

全国の荒茶生産量は、一番茶などのリーフ茶需要が減少していることから、緩やかに減少しており、近年の生産量は約75,000tで推移しています（全国順位 ①静岡県、②鹿児島県、③三重県、④宮崎県、⑤京都府）。

ただし、煎茶などの揉み茶から需要の高いてん茶へ大幅に移行が進んでいる鹿児島県などでは生産量はほぼ横ばいで推移しています（図5）。

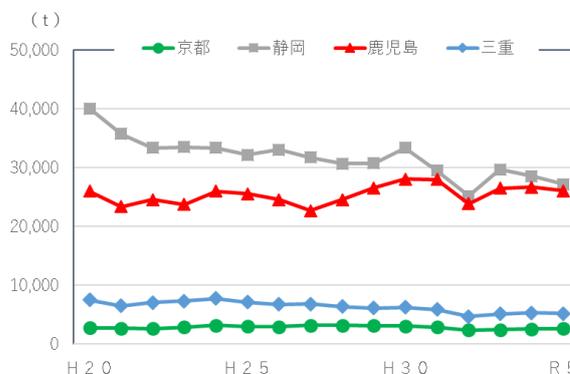


図5 主産県の荒茶生産量の推移

(農林水産省調査)

全国主産県における一番茶煎茶の単価は年々下落傾向にあり、単価は 2,000 円/kg 前後となっています。一方で、京都府においては、高品質とブランド力が維持されていることなどから、単価は 3,000 円/kg 程度と高価格で維持されています（図 6）。

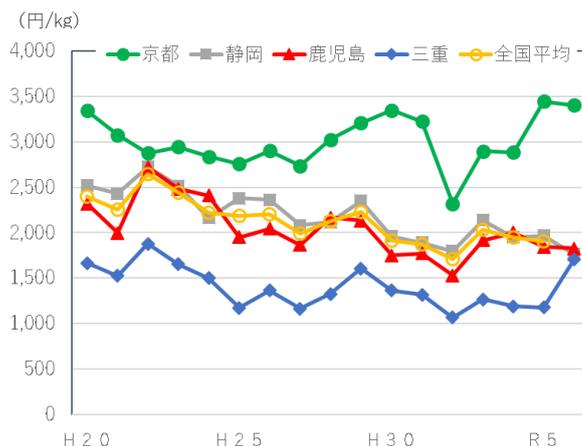


図 6 主産地の一番茶（煎茶）単価の推移

(全国茶生産団体連合会調査)

国内外の抹茶需要の高まりを受けて、全国的に てん茶の生産が増加しています（図 7）。

全国に先駆けて京都府内の てん茶生産が急増しましたが、その後、鹿児島県では、煎茶から てん茶への移行が急激に進み、令和 2 年から京都府に代わり全国一番の生産量となっています。

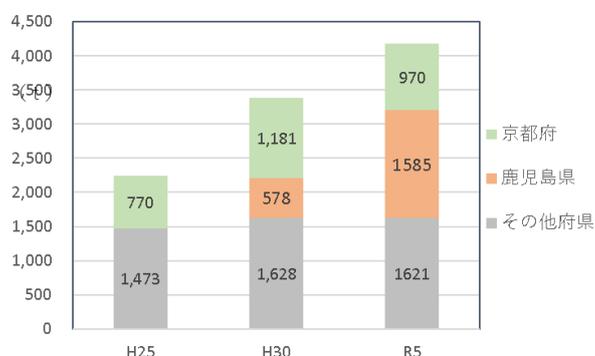


図 7 全国と京都府の てん茶生産量比較

(全国茶生産団体連合会調査)

京都府の煎茶の生産量は、てん茶への転換により減少し、金額も下落しています。かぶせ茶も煎茶と同様に微減しています。玉露はほぼ横ばいで推移していますが、手摘み栽培から機械摘み栽培への転換による単価の下落等により生産金額は微減しています。

てん茶は、令和 2 年のコロナ禍により生産量が一時激減しましたが、近年の国内外における抹茶需要の高まりから、生産量及び生産金額は増加しています（図 8、図 9）。

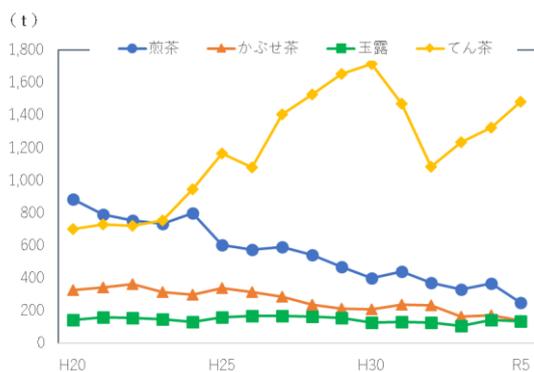


図 8 京都府での各茶種の荒茶生産量の推移

(府農産課調査)

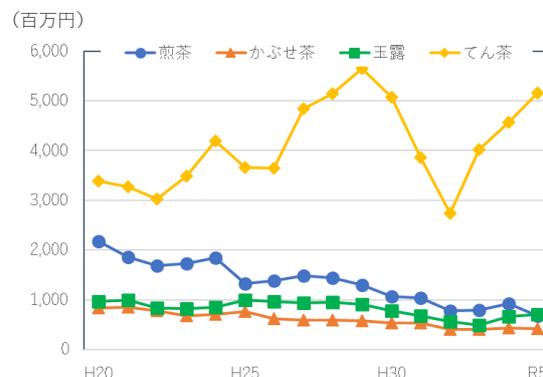


図 9 京都府での各茶種の荒茶生産金額の推移

(府農産課調査)

京都府茶市場における各茶種の単価について、てん茶及び玉露については、手摘み栽培から機械摘み栽培への転換や、直接被覆栽培の増加等により下落する一方、煎茶及びかぶせ茶は、早期摘採等により高品質化を維持していることから、ほぼ横ばいで推移しています（図 10）。

伝統的かつ高品質な手摘みのてん茶や玉露の茶園面積や生産量は、近年、一定維持できていたものの、手摘み人材の高齢化や人材不足、はさみ摘みてん茶への移行等により年々減少しています。

京都府の茶農家数は年々減少しており、15 年前の約 1/3 に減少しています（図 11）。

年齢別では京都府全体で半数以上が 60 歳以上であり、全国と同様に高齢化が顕著であるとともに、農家数の減少に合わせて 1 戸あたりの平均経営面積が増加し、令和 5 年は 2.3ha と 15 年前の 2 倍以上に拡大するなど、規模拡大が急速に進んでいます。

しかしながら、経営規模拡大には限界があり、このままだと、荒廃茶園増加の危険性が高まっています。

ここ 10 年間における茶業の新規就農・就業者数は年間平均で約 9 人となっており（図 12）、そのうち、令和元年度に設立した「宇治茶実践型学舎*3」からは 3 人が卒舎し、就農しています。

統計上の離農者が年間平均で約 40 戸あり、現状のままでは府の茶園面積を維持することが困難な状況となっております。

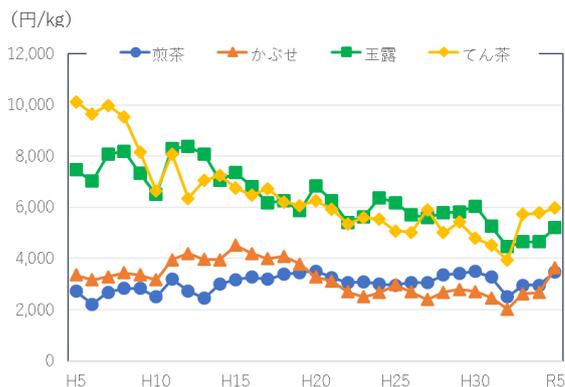


図 10 京都府茶市場における各茶種一番茶単価
(全農茶市場調査)

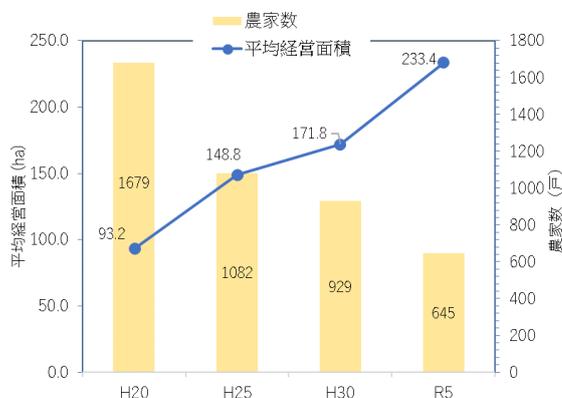


図 11 京都府における茶農家数と平均茶業経営面積
(府農産課調査)

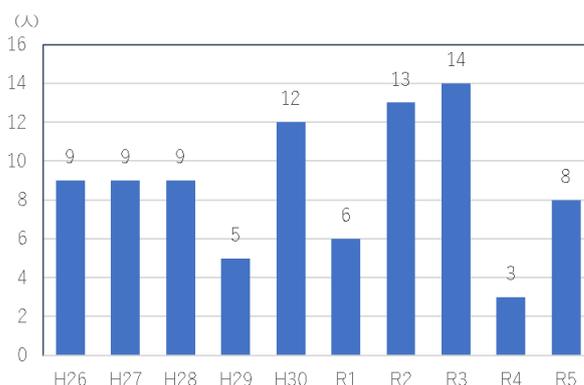


図 12 京都府の茶業の新規就農・就業者数の推移
(府経営支援・担い手育成課調査)

Ⅲ. 京都府における茶業振興の取組状況

1. 宇治茶ブランドを活かした消費拡大

(1) 京都宇治玉露「玉兔」の販路拡大

京都府産玉露を用いた商品として、飲食店での「緑茶の有料メニュー化」と「栓を開けるだけで誰でも簡単に美味しい宇治茶を楽しめる」をコンセプトにボトリングティー「玉兔」を京都府と茶業団体で共同開発しました。

「玉兔」は府内料理店やホテルを中心に取り扱われ、年々販売本数が伸びており（表1）、今後はさらに首都圏や海外への販路拡大を求める声が大きくなっています。



図13 京都宇治玉露「玉兔」

表1 「玉兔」の販売本数の推移

年 度	R2	R3	R4	R5
販売本数	28,632	48,300	38,208	49,896

(2) プレミアム宇治茶認証

「宇治茶ブランド」にふさわしい品質を備えた商品を消費者に届けるため、茶商工業者等から申請のあった一定品質以上の揉み茶を「プレミアム手摘み玉露」や「プレミアム玉露」、「プレミアム煎茶」として認証する制度を平成30年度に創設し、茶業団体等と組織する委員会が毎年約60点の製品を認証しています（表2）。

今後も「宇治茶の高品質」を「消費者に見える化」する制度として、取組の強化や積極的なPRが必要です。

表2 プレミアム宇治茶認証の商品数・茶商業者数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
商品数	44	60	55	77	65	66
茶商数	16	20	23	24	22	21

(3) 中国における冒認商標対策

中国企業による「宇治」、「宇治茶」などの冒認商標が横行していたことから、京都府と宇治市、茶業団体が連携して、中国知財局への異議申し立て等を実施した結果、「宇治」が日本の有名な茶産地名として認識され、冒認阻止に向けた取組が前進しました。

しかしながら、近年も中国で生産された低品質の抹茶が「宇治茶」や「宇治抹茶」の名称でベトナム等へ輸出されている事例もあり、宇治茶ブランドを損なっていることから、引き続き、中国を含め世界に向けた積極的な宇治茶のPR活動が必要です。

(4) 緑茶の機能性研究

国内外において消費者の健康志向が高まっていることから、茶が持つ機能性を活かした需要喚起が重要であり、宇治茶の特徴である「手摘み茶」の有用性を高めるため、手摘み栽培のてん茶に多く含まれる機能性成分ポリアミン*4の研究や高品質抹茶の機能性の研究を進めています。

引き続き、手摘み茶や高品質抹茶の有用性を示すため、ヒトでの臨床試験を踏まえたエビデンスの取得など、様々な機能性研究の実施が必要です。

2. 高品質な宇治茶の安定生産

(1) 宇治種改植支援

京都府における品種構成は、‘やぶきた’から、宇治種(※)などへの改植が進んでいます(図14)。

これは、てん茶や玉露などにおいて、宇治種の評価が高く、茶市場での宇治種の単価が‘やぶきた’より5割以上単価が高いことが要因です。

他産地との差別化のためにも、今後も引き続き宇治種への改植支援が必要です。

(※宇治種：うじみどり、きょうみどり、さみどり、あさひ、うじひかり、おぐらみどり、ごこう、こまかげ、鳳春、展茗)

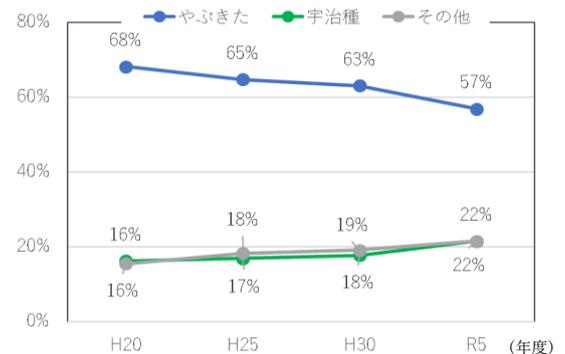


図14 京都府における品種構成

(府農産課調査)

(2) 被覆棚整備支援

高品質で安定的な覆い下茶の生産のため、被覆棚の整備を支援しており、近年は約2.3ha/年の支援を実施しています。高温対策を含め、覆い下茶の高品質生産を維持するためには、直接被覆(直掛け被覆)ではなく、棚被覆での栽培が重要であり、引き続き支援が必要です。

(3) 高品質化やスマート化等に向けた研究

茶業研究所において、茶の栽培・製造の高品質化やスマート化、担い手への技術伝承、簡便なおいしいお茶の抽出法などを目的に研究を進めており、近年の成果としては、以下のような実績があり、引き続き茶業関係団体や他研究機関、民間企業等と連携した研究開発が必要です。

- ・宇治茶にふさわしい高い品質を備え、覆い下栽培に適するなど特徴ある新品種の育成
- ・宇治茶産地に適したスマート技術の開発
(茶生育等予測マッピングシステム*5、傾斜地リモートセンシング*6、生産管理システム等)
- ・てん茶の生葉繊維含有量を迅速かつ簡易に測定し、製造条件を設定する省力システムの研究
- ・クリーンなエネルギーである電気のみを動力とする新型てん茶乾燥機*7の開発
- ・誰でも簡単に美味しい煎茶を淹れることができるティードリッパー*8の開発

(4) 茶品評会による技術・品質向上、産地の名声向上

全国及び関西茶品評会における過去 15 年間の京都府出品茶の実績では、てん茶やかぶせ茶で農林水産大臣賞・産地賞を数多く受賞しています（表 3）。

今後も、京都府出品茶が上位入賞するために、産地を挙げて栽培・製造技術の高位平準化や環境整備に取り組む必要があります。

表 3 品評会における京都府出品茶の受賞回数

		過去15年間実績			
		農林水産大臣賞		産地賞	
		受賞数	割合(%)	受賞数	割合(%)
全国茶品評会	普通煎茶4kg	0/15	0	0/15	0
	かぶせ茶	14/15	93	14/15	93
	玉 露	3/15	20	0/15	0
	てん茶	14/15	93	15/15	100
関西茶品評会	普通煎茶	6/14	43	6/14	43
	かぶせ茶	6/14	43	6/14	43
	玉 露	14/14	100	14/14	100
	てん茶	12/14	86	12/14	86

(5) 資材高騰対策

近年の燃油や肥料、資材等の高騰により、生産コストの増大が大きな問題となっています。このため、燃油高騰に対しては、国のセーフティネット対策による支援や、府独自の省エネ機器導入支援、化学肥料から府内産有機質肥料等へ転換する取組の支援など、個々の経営状況に応じて長期的に効果が期待できる支援策を講じています。

また、技術的支援として、効率的施肥技術開発や省エネルギー製茶などの実用研究も実施しており、今後も状況に応じた、事業支援や技術支援が必要です。

(6) 輸出支援

輸出障壁の一つとなっている残留農薬基準をクリアできるよう、府では国に対してインポートトレランス*9申請による基準値設定をこれまで 29 剤要請し、延べ 24 剤が新たに設定されています。

また、京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会*10が実施主体となり、令和3年から国の GFP 関連事業*11を活用し、海外から求められる品質、ロットでの生産や規制等に対応した実証試験、海外商談会の支援などに取り組んでいます。

引き続き、国に対して輸出に関する規制緩和の要請を行うとともに、流通対策、輸出相手国や地域・企業が求める輸入条件に対応する生産技術の支援とともに、海外に向けた「宇治茶」ブランドの強力な発信などの取組が必要です。

(7) 担い手対策

茶業研究所において茶農家や茶商工業者の子弟を受け入れる茶業技術研修制度や新規就農希望者を対象とした宇治茶実践型学舎、農業大学校の茶業経営コース、担い手養成実践農場などにより、茶業の担い手を確保、育成する取組を実施しています。また、若手農家や茶商工業者等

を対象に宇治茶アカデミー*12を開催し、経営力や宇治茶の価値の発信力を高めるとともに、参加者同士の交流・連携を深める取組を実施しています。引き続き、茶業の担い手を確保・育成するための取組と体制づくりが必要です。

3. 宇治茶文化の魅力発信、普及

(1) 宇治茶カフェ認定の取組

「宇治茶の郷づくり協議会*13」では、宇治茶の PR と宇治茶を通じた「お茶する生活」の普及拡大を図るため、3種以上の品質の良い宇治茶メニューと、歴史・文化・淹れ方の説明等のサービスと提供する喫茶店等を「宇治茶カフェ」として認定する制度を設け、現在、府内や東京都区内で約40店舗が認定されています(表4)。

今後も「喫茶文化の継承」と「宇治茶の魅力発信」のため、引き続き、取組支援が必要です。

表4 宇治茶カフェ認定店数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
宇治茶カフェ認定店数	32	41	43	46	41	38

(2) 「茶育」の実施

宇治茶についての知識やおいしい淹れ方について学んだ受講者を認定する「宇治茶ムリエ講座」や、小学生を対象に「宇治茶大好き検定」、「飲み分け検定」を行う「キッズ茶ムリエ検定」を平成25年度から実施しています。

また、授業を通して「宇治茶の価値」や「地元のたから」を小学生に理解していただく「山城のたから授業」を令和3年度から実施しており、参加者に宇治茶の魅力を広めています(表5)。

近年急須を持たない家庭が増えつつある中、宇治茶の喫茶文化を継承するために、家庭外で文化に触れる機会を増やすなど、今後も引き続き「茶育」の推進が必要です。

表5 「茶育」の実施状況

事業内容	合計
宇治茶ムリエ認定者数 (H25～)	5,601
キッズ茶ムリエ認定者数 (H25～)	1,537
やましろのたから授業 実施校数 (R3～)	45

(3) 「宇治茶の文化的景観」の世界文化遺産登録推進

「宇治茶の文化的景観」の世界文化遺産登録を目指し、関係団体や構成市町村と連携して、府民を対象に理解促進や機運を醸成するための「シンポジウム」や、「地域フォーラム」、宇治茶の文化を広く発信する「宇治茶文化講座」を、実施しています(表6)。

登録の第一歩となる文化庁の「暫定一覧表」への記載に向け、今後も継続した取組が必要です。

表6 世界文化遺産登録に向けた取組状況

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計	
シンポジウム	回数	1	1	1	1	1	-	-	-	-	1	-	6	
	参加人数	350	230	320	170	450	-	-	-	-	253	-	1773	
ワークショップ・地域フォーラム等	名称	ワークショップ							地域フォーラム					
	回数	-	4	4	3	8	-	-	2	2	-	2	25	
	参加人数	-	120	188	78	173	-	-	172	247	-	169	1147	
宇治茶文化講座	回数	-	5	6	14	6	6	6	6	6	6	6	67	
	参加人数	-	532	381	665	340	257	282	472	636	395	334	4,294	

(4) 宇治茶にまつわる有形・無形文化財

宇治茶の製茶技術・文化の継承のため、宇治茶の手揉み製茶技術（宇治製法）が府及び宇治市で無形文化財として指定されるとともに、国においても宇治製法を起源とする「手揉み製茶技術」が登録無形文化財に登録され（令和6年度）、さらに宇治茶にまつわる道具も登録有形民俗文化財に登録されるなど、宇治茶にまつわる貴重な有形・無形の文化財の次世代への継承が必要です（表7）。

表7 宇治茶にまつわる有形・無形文化財一覧

名称（指定・登録年度）	区分
宇治茶手もみ製茶技術（S44、S61再指定）	指定無形文化財（宇治市）
宇治茶手もみ製茶技術（H20）	指定無形民俗文化財（府）
手揉み製茶（R6）	登録無形文化財（国）
宇治茶の生産・販売用具（R4）	登録有形民俗文化財（国）
宇治の製茶関連用具（H29） 宇治の製茶図（H30）	登録有形民俗文化財（府、暫定）
和東町の宇治茶の茶畑景観（H20） 南山城村の宇治茶生産景観 - 山なりの茶畑と山裾の農家（H27）	文化的景観（府・選定）

IV. 京都府茶業が目指す姿

1. 目指す姿

産業や文化と深く結びついた世界に誇る宇治茶ブランドを次世代に継承します。

- (1) 歴史が裏付ける独自性とイノベーションによる多様性を活かした新たなブランド価値の創造
 - ⑤ 伝統と革新を重ねる環境や体制が整備され、高品質な宇治茶ブランドとともに、宇治茶の持つ独自性と多様性が引き継がれています。
 - ⑤ 京都府内の茶業に関わる組織、団体等が協力し、高品質で多様な宇治茶が、多様なニーズに継続的に対応できる生産体制、流通体制が整備されています。

- (2) 収益性の高い魅力ある茶業の実現と担い手の確保
 - ⑤ 今後も国内外で高まる宇治茶需要に対応できるよう、安定して生産される生産基盤があらゆる産地に整備され、安定した所得が確保される茶業が展開されています。
 - ⑤ 高い技術と経営力を持ち合わせた茶業経営者が確保、育成され、地域に定着できる体制がつくられています。
 - ⑤ 歴史的・文化的価値があり、品質の高い手摘み茶が安定して生産されるための体制が確保されています。

- (3) 歴史と伝統、文化に培われた宇治茶文化の継承と発展
 - ⑤ 国内外で宇治茶の歴史・伝統・文化が幅広く理解され、世界が価値を認める宇治茶となっています。
 - ⑤ 府内の各茶産地に宇治茶を活用した観光資源やスポットが整備され、国内外の観光客が宇治茶文化に触れて感動できる場となっています。
 - ⑤ 宇治茶に関する歴史・文化等を学ぶ教育体制が設けられ、宇治茶があらゆる年代・地域で楽しまれています。
 - ⑤ 宇治茶の文化的景観が文化庁の暫定一覧表に記載され、各地域で永続的に宇治茶産地が守られる体制が作られています。

2. 数値目標

現状数値を令和5年度、目標数値を令和11年度として、以下のとおり数値目標を設定します。

項 目	令和5年度【現状】	令和11年度【目標】
茶園面積（ha）	1,505	1,500
手摘み茶園面積（ha）	100	100
荒茶生産額（億円）	71.7	84.5
宇治種への改植・新植面積（ha／年）	8.2	10
京都食ビジネスプラットフォームなどにより 生まれた新商品開発プロジェクト数(個)	1	6
スマート関連技術導入戸数（戸）	59	300
輸 出 額 （ 億 円 ） < 北 米 ・ E U 向 け 宇 治 茶 >	5.0	10.5
新規就農・就業者数（人／年）	8	14
新たに宇治茶の魅力を 発信・PRする施設数（施設）	—	25
世界文化遺産構成資産候補の重要文化的景観 選定完了市町村数（市町村）	1	3

V. 解決すべき課題と重点施策及び施策の展開方向

1 歴史が裏付ける独自性とイノベーションによる多様性を活かした新たなブランド価値の創造 《ブランド対策》

【重点施策①】

玉露・煎茶等のリーフ茶需要を喚起する新商品の開発やサービスの提供により新市場を創出します。

【解決すべき課題】

- 需要が減少傾向にあるリーフ茶（玉露・煎茶等）の消費を喚起することが必要です。
- 現代の消費者ニーズに合わせた、手軽な飲用方法や新たな楽しみ方の提案が必要です。
- 高級茶ブランドとしての宇治茶の魅力を広くPRし、積極的に発信するための仕組みづくりが必要です。

【施策の展開方向】

- ⑤ 急須で飲むリーフ茶文化を継承するとともに、玉露や高級煎茶などの新たな需要創出のため、観光や飲食業等、異業種と連携し、歴史・魅力・おいしさを伝える多様な体験型のサービスの展開や新商品の開発を推進します。
- ⑤ 「玉兔」について、高級ホテルでの宿泊客へのサービスや高級ギフトとしての商品化など、幅広いシーンで活用を広げるとともに、海外への販売展開を支援します。
- ⑤ ワイングラスで飲む宇治茶や新たな水出しリーフ茶、高級ティーバッグ、マイボトルで楽しむお茶、コンパクトな急須、抹茶アート、特色ある宇治品種を活かした商品、手摘み茶を視覚的に楽しむ飲み方等、新たな飲み方、楽しみ方を普及します。
- ⑤ 旬の京野菜提供店等、料亭やホテルで食事とともに宇治茶を飲む機会を増やすための提案やTPOに合わせた飲み方の提案、食材としての活用やティーペアリング等のリーフ茶がライフスタイルに溶け込む提案を推進します。
- ⑤ 宇治茶のもつ「高級感」「高品質」とともに他産地と差別化される歴史やストーリー等を広く世界に発信します。
- ⑤ 宇治茶伝道師や日本茶インストラクターなど、国内外に宇治茶の情報や魅力を発信し、需要を喚起する人材を育成します。
- ⑤ 宇治茶にゆかりのある著名人やメディア、SNS等を活用して国内外へ宇治茶情報を積極的に発信し、需要の拡大と地域への誘客を促進します。

【重点施策②】

高級マーケットのニーズに対応する高品質な宇治茶の生産を確保するとともに、認証制度を活用した宇治茶の商品ブランディングを行います。

【解決すべき課題】

- 各種茶品評会を活用した煎茶、かぶせ茶、玉露、てん茶の各茶種の高品質な栽培・製造技術の研鑽と伝承が必要です。
- 確固たる宇治茶のブランドイメージをつくるため、品質の維持や高級感の醸成が必要です。
- 安心・安全な生産管理に対する意識の高まりや流通取引要件の動きへの対応が必要です。

【施策の展開方向】

- ⑤ 出品茶製造技術及び環境整備の継続的な支援による高品質茶生産技術の維持・伝承と、品評会上位入賞による高級茶産地としての名声の向上とさらなる産地の活性化を目指します。
- ⑤ プレミアム宇治茶認証制度のあり方について再考し、新たに「宇治抹茶」の認証制度等を検討するとともに、さらなる普及や情報発信をします。
- ⑤ 宇治茶の優位性が認められ、継続的に他産地に比べ高価格で取引されるよう、高品質を特徴づける産地、品種、栽培方法等を要件化した新たな認証制度を茶業団体とともに構築します。
- ⑤ 「高級感」「高品質」に加え、「安心・安全」を確保する GAP（宇治茶 GAP、ASIA GAP、GLOBAL G.A.P 等）を推進します。

【重点施策③】

健康志向、環境志向、エシカル消費などの多様なニーズに対し、異業種連携により、新たなブランド価値を創造します。

【解決すべき課題】

- 国内外で高まる健康志向、環境志向、エシカル消費など、多様化するニーズへの対応が必要です。
- 多様化する消費者ニーズに対応した商品開発を進めるためには、生産から製造、販売までの異業種連携による一体的な取組が必要です。
- 拡大する海外富裕層向けの高級茶生産と、海外での流通体制の構築が必要です。

【施策の展開方向】

- ④ 医科学系研究機関、茶業団体等と連携し、高級茶に多く含まれる機能性成分ポリアミンやテアニン、その他の機能性成分に着目した製品の開発を推進するとともに、エビデンスに基づいて消費者に分かりやすく PR します。
- ④ 異業種連携による「京都フードテック研究連絡会議^{*14}」でのシーズの集積と、「学研フードテック共創プラットフォーム^{*15}」での連携、「京都食ビジネスプラットフォーム^{*16}」の実需ニーズとのマッチング等により、新たな商品開発を推進します。
- ④ HACCP、有機 JAS、国際水準 GAP、SDGs、各種国際認証（ハラール、レインフォレストアライアンス等）など多様化する輸出先ニーズや認証制度への対応を支援します。
- ④ インバウンドを対象とした文化体験機会の創出や消費拡大を推進するとともに、帰国後も自国で宇治茶を広めてもらえるような仕組みを構築します。
- ④ 中国等の冒認商標対策や海外での知的財産権保護の取組を推進します。

2 収益性の高い魅力ある茶業の実現と担い手の確保 <生産・産地対策>

【重点施策①】

各産地の特性に応じた高品質化・省力化のための新技術の開発と導入を推進します。

【解決すべき課題】

- 宇治茶の産地条件に適応した宇治種に由来する優良品種への転換を進め、他産地との差別化、高品質を図ることが必要です。
- 近年の気象条件への対応を含め、中山間の傾斜地茶園や平場の手摘み茶園等、各産地の特性に応じた高品質化・省力化生産のためのスマート技術の研究・開発が必要です。
- 茶種ごとの製造技術の高位平準化のため、熟練者の高い技術を ICT により見える化し、若い担い手が技術習得しやすくなる研究開発、普及が必要です。

【施策の展開方向】

- ⑤ 市場評価の高い宇治種等の改植を支援するとともに、気候変動に対応できる等、新たな需要に対応する新品種育成を進めます。
- ⑤ 高品質な覆い下茶生産のための被覆棚やてん茶工場等の整備支援に加え、自然仕立て茶園における手摘み作業の効率化や、さらなる高品質な機械摘みの茶を実現する技術や装置、仕上げ加工装置等の研究開発を実施します。
- ⑤ 中山間地茶園での省力性と生産効率を高める、簡易摘採機や除草ロボット、茶生育等予測マッピングシステムなどを活用したスマート技術を推進します。
- ⑤ 晩霜や高温、干ばつなどの気象災害への技術対策や、燃油高騰、気象災害等の影響を緩和する収入保険や茶セーフティネット等への加入を促進します。
- ⑤ 安定的かつ効率的な製造を可能とする製茶加工施設の整備と、製茶加工の省力化・高品質化のための新型てん茶乾燥機や各種センシング技術等による研究開発や普及の促進、研修プログラムを構築します。

【重点施策②】

高価格販売につながる付加価値の高い宇治茶の産地・グループを育成し、需要に対応する生産支援を推進します。

【解決すべき課題】

- 最高級茶である手摘み茶の生産を支える手摘み人材の確保など、高級茶生産の基盤強化のための体制や仕組みづくりが必要です。
- 加工用抹茶の需要拡大に伴い、他県でのてん茶生産が拡大していることから、府内産てん茶

の品質を高め、他産地と差別化できる高級品のシェアを拡大することが必要です。

- 高品質に加え、オーガニックなど国内外の消費者ニーズに応える産地づくりと、新たな価値や魅力を発信する仕組みづくりが必要です。

【施策の展開方向】

- ⑤ 歴史的・文化的価値の高い伝統的な手摘み茶の生産を継続するため、関係団体や産地と連携して、季節労働者や外国人労働者、援農ボランティア、農福連携なども含めて多様な人材を広く募集、確保する機運醸成と仕組みを構築します。
- ⑤ 手摘み茶や玉露等の価値が適切に理解されるため、プレミアム宇治茶や品評会出品茶等、最高級宇治茶について国内外へ情報発信し、需要を創出します。
- ⑤ 国内外で需要が高まる高品質な抹茶の生産に不可欠な被覆棚や被覆資材の整備、本ず等の伝統的被覆資材のてん茶生産体制の整備を積極的に支援します。
- ⑤ インバウンドや輸出を視野に入れた商品開発等を行う事業者グループのプロジェクトを支援します。
- ⑤ 輸出向け産地の拡大に向け、インポートトレランスの設置促進や、輸出相手国の残留農薬基準に適合した栽培体系や有機栽培について、研究・普及を推進します。
- ⑤ 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会が核となって、JETRO 等の輸出関係団体と連携し、サプライチェーンの最適化や販路拡大など効率的な宇治茶の流通・輸出体制を構築します。

【重点施策③】

宇治茶の産地を支える高い技術と経営力を持つ新たな担い手を確保・育成します。

【解決すべき課題】

- 茶園や茶工場の確保など、初期投資の大きい茶業への新規就農には、地域や法人が受け入れ体制を整備し、円滑に事業継承する体制づくりが必要です。
- 高品質な宇治茶生産を支える担い手育成のため、高度な技術や経営知識の習得を支える体制づくりが必要です。
- 新規茶業就農者を効率的に確保・育成する体制を強化するとともに、安心して家族や親族が茶業を継承（親元就農）できるような支援が必要です。

【施策の展開方向】

- ⑤ 農業の基礎的な知識や技術を学ぶ「農業大学校」と、茶業経営に必要な経営力を身につけ先進経営体での実地研修を経て就農までサポートする「宇治茶実践型学舎」の研修制度を一貫体系とする新たなコースを創設します。

- ⑤ 宇治茶実践型学舎や農業大学校のカリキュラムについて、新たに設置予定の「農林水産業人材育成センター（仮称）」と連携しながら、茶業就農希望者や茶業関係団体等へのPRを強化します。
- ⑤ 市町村と連携し、宇治茶実践型学舎の卒舎生等の茶業就農希望者を受け入れ、さらに、実践的な研修を実施する法人・民間事業体や担い手養成実践農場等担い手として受け入れる地域を拡大して、円滑に事業継承していくための体制をつくります。
- ⑤ 先進的経営体や企業・大学、関係団体、市町村などの人材育成ネットワークを活用し、農家子弟を含む新規就農・就業者それぞれの発展段階に応じた技術力・経営力の向上を支援します。
- ⑤ 農地中間管理事業を活用した中核的生産者への茶園集積や離農した生産者の茶園の継承、集落連携による広域的な営農体制の構築等を支援します。
- ⑤ 全国で唯一、茶農家と茶商業者で構成された「京都府茶業連合青年団」での強いつながりを活用し、担い手を含めて茶業の知識・技術向上の活動を支援します
- ⑤ 他品目や他業種との複合経営や他経営体との連携等により、持続的に発展し雇用を生み出す強い経営体を育成します。
- ⑤ 地域活性化を目指した宇治茶に関する観光やカフェ経営、イベント開催など多様なスキルを持つ人材の育成と活動を支援します。
- ⑤ 農業改良普及センター職員や市町村職員など、宇治茶の担い手を支える高度な技術と知識を持ったサポート人材を育成します。

3 歴史と伝統、文化に培われた宇治茶文化の継承と発展 <文化振興・普及対策>

【重点施策①】

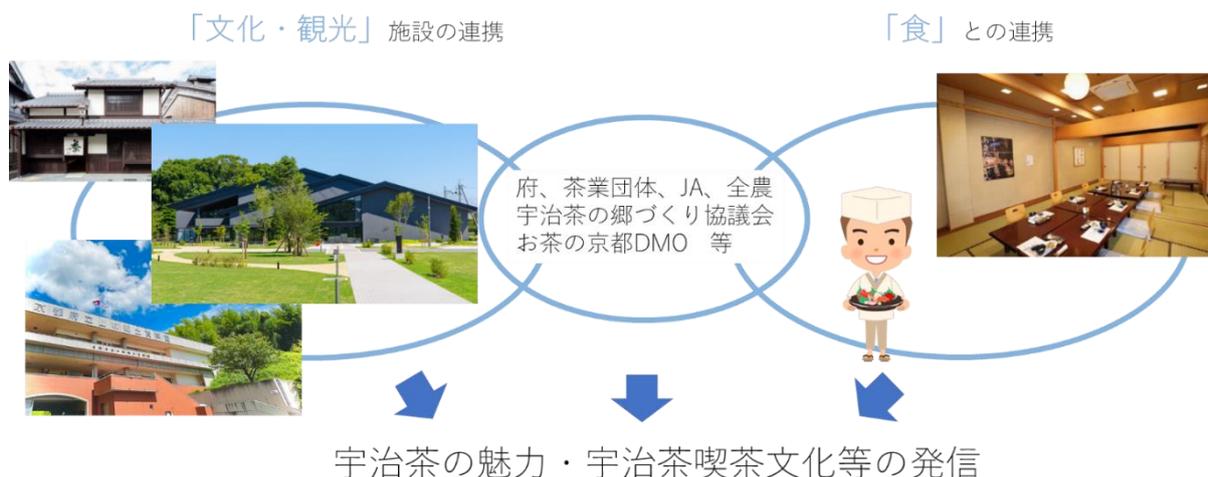
宇治茶文化の価値の共感を促し、発信による普及拡大を図ります。

【解決すべき課題】

- 「京都府宇治茶普及促進条例」を踏まえ、宇治茶の伝統と文化に関する府民の関心と理解を一層深め、宇治茶の普及促進を図ることが必要です。
- 茶業関係団体に加え、他産業と連携して宇治茶文化の魅力発信や継続的、統一的な教育展開が必要で
- 2025年開催の大阪・関西万博に合わせて展開する「きょうとまるごとお茶の博覧会」を契機に、国内外の方々への京都の茶文化発信に取り組むことが必要です。

【施策の展開方向】

- ⑤ 茶づなや宇治茶カフェ、山城郷土資料館、茶商工業者の茶関係施設、料亭や和食料理店などと連携して宇治茶文化の魅力を発信します。
- ⑤ 茶業研究所や茶業関係団体等による夏休みイベントや出前授業を実施し、茶業の歴史、文化を含めた幅広い宇治茶に関わる知識や魅力、研究内容等をわかりやすく国内外に発信します（例：宇治茶検定の実施等）。
- ⑤ 宇治茶の魅力や価値等をまとめた資料を作成し、発信します。
- ⑤ 大阪・関西万博 2025 に合わせて展開する「きょうとまるごとお茶の博覧会」を活用するなど、府内の茶関連イベントを連携させ、国内外の観光客に対して宇治茶の喫茶文化と魅力を発信します。
- ⑤ 宇治茶の郷づくり協議会による「キッズ茶ムリエ検定」や「山城のたから授業」、日本茶インストラクターや「きょうと食育先生」との連携による小中学校での茶育、高校・大学での課外活動を通じた茶文化教育、修学旅行における宇治茶体験学習の斡旋、「宇治茶ムリエ講座」による府民への喫茶文化普及等を促進します。
- ⑤ 日本遺産や京都府景観資産等を活用するとともに、お茶の京都 DMO や市町村、関係団体と連携し、地域の特性を生かした着地型観光商品の造成、販売を支援します。
- ⑤ 清水焼や朝日焼などの茶器や、神社仏閣、茶道、煎茶道、禅やマインドフルネスなど、喫茶文化や茶の精神文化、宇治茶文化と関連する文化を、国を始め様々な団体、施設等と連携して海外へ発信します。



【重点施策②】

世界に誇る宇治茶の有形・無形の文化財の保存・活用を推進します。

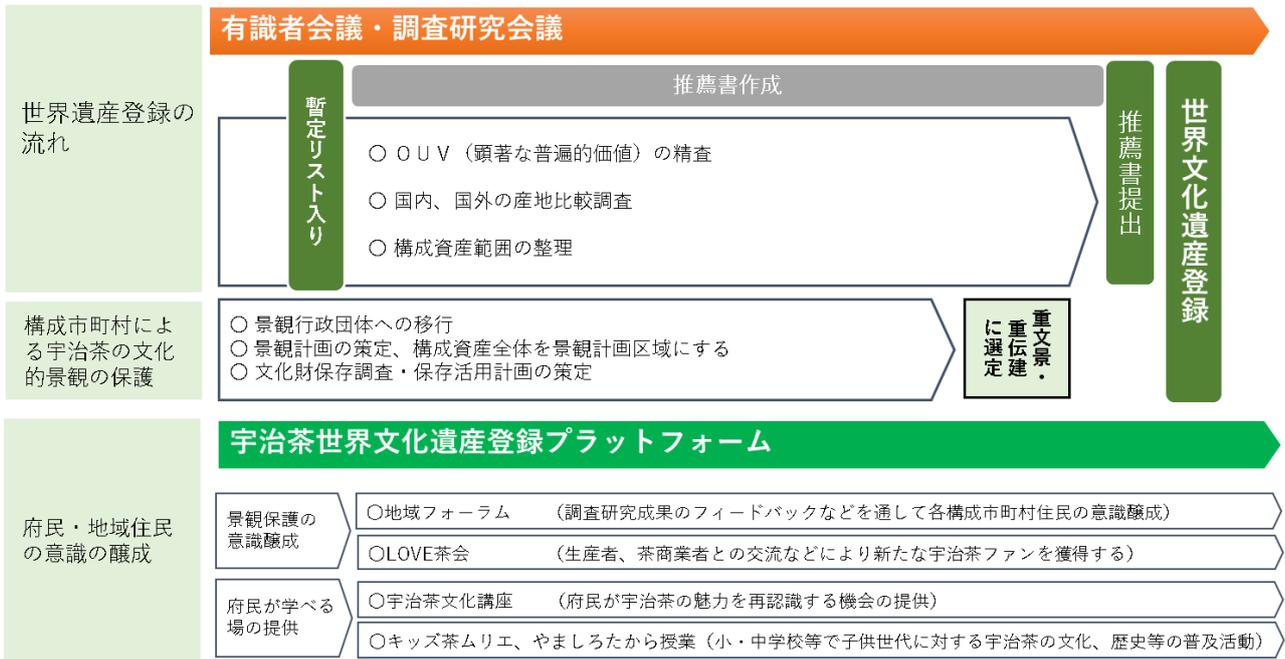
【解決すべき課題】

- 宇治茶の価値を世界に伝え、人類共通の宝として将来に渡って継承するため、「宇治茶の文化的景観」を世界文化遺産に登録するための取組の推進が必要です。
- 「宇治茶の文化的景観」の構成資産を有する市町村での機運醸成や景観の保護措置、魅力の発信、将来に渡って引き継ぐべき歴史的価値の証明が必要です。
- 世界が価値を認める宇治茶の創造と永続的に宇治茶産地が守られる体制づくりが必要です。

【施策の展開方向】

- ⑤ 「宇治茶の文化的景観」の構成資産を有する市町村や産地に向けた理解促進、機運醸成の取組を実施するとともに、構成市町村における宇治茶の景観を受け継ぐための景観行政団体への移行や景観保存活用計画の策定を推進します。
- ⑤ 「宇治茶の文化的景観」が世界文化遺産登録にふさわしい文化遺産であることを証明するために、宇治茶の歴史調査や国内国外との産地比較調査を実施します。
- ⑤ 宇治茶の文化的景観と宇治茶の価値を唯一無二なものとして広く発信し、観光業と連携した地域活性化につなげる取組を実施します。
- ⑤ 茶園、家屋、製茶工場が人々の暮らしが一体となっている環境を活用し、体験・滞在型の観光資源へとつなげる取組や受け入れ体制の整備を推進します。
- ⑤ 国の登録無形文化財に登録された「手揉み製茶」の起源となる「宇治製法」の技術保存や伝承のための取組を支援します。

「宇治茶の文化的景観」世界文化遺産登録推進スケジュール



4 地域の特色に合わせた振興方針 《地域別対策》

(1) 山城東部地域（中山間地）

【解決すべき課題】

- 高品質な煎茶生産地域であり、煎茶生産を続けていくための取組と消費拡大の取組が必要です。
- 茶園は緩傾斜から急傾斜地が多く、品質と省力化を両立した生産対策と基盤整備が必要です。
- 煎茶とてん茶・玉露等のバランスのとれた経営の確立や作業性の向上が必要です。
- 担い手の減少による耕作放棄地の増加に対する対策が必要です。

【施策の方向性】

- ⑤ 特色ある煎茶生産が継続されるための改植や基盤整備、乗用摘採機等導入による省力化支援などの生産支援とともに、煎茶の消費拡大や需要を創出します。
- ⑤ 煎茶とてん茶の複合経営の推進と生産支援を実施します。
- ⑤ 急傾斜茶園での経営を維持するための機械導入や施設整備、作業道の改修など小規模基盤整備を支援します。
- ⑤ スマート農業技術等の省力栽培技術の導入を支援します。
- ⑤ 高品質茶生産のための栽培、製造技術向上と技術伝承、体制づくりを支援します。
- ⑤ 市町村と密に連携をとりつつ、一体となった茶の担い手育成の取組や茶園継承の仕組みづくりを実施します。

(2) 京都市域及び山城地域（平坦地）

【解決すべき課題】

- 手摘みによる高級玉露・てん茶が生産される産地であり、その文化や経営を継続・発展するために、生産対策や手摘み人材確保の仕組みづくりが必要です。
- 手摘み茶の需要・消費拡大の取組が必要です。
- 平坦地である利点を活かした省力的な栽培技術の普及が必要です。

【施策の方向性】

- ⑤ 被覆棚や荒茶製造工場等の生産基盤整備を支援します。
- ⑤ 手摘み人材確保のための仕組みづくりや体制を構築します。
- ⑤ 乗用摘採機等が利用できる茶園の造成を支援します。

(3) 南丹地域

【解決すべき課題】

- 品種は在来種がほとんどを占めており、また病害虫や霜害の被害が大きく、改植支援等が必

要です。

- 生産を担っている組合では、担い手の高齢化が著しく、労働力確保への支援が必要です。
- 視察の受け入れや食育活動などの取組を実施しており、取組継続への支援が必要です。

【施策の方向性】

- ⑤ 茶の生産を続けるため、改植支援や技術支援、環境整備支援を実施します。
- ⑤ 担い手確保や労働力確保の取組を支援します。
- ⑤ 茶を活用した食育や地域振興の取組を推進します。

(4) 中丹地域

【解決すべき課題】

- 高品質な機械摘みの玉露・てん茶を生産し宇治茶を支える優良産地であり、生産体制の支援が必要です。
- 農家の高齢化が進行しており、新規の担い手の継続的な確保が必要です。
- 茶園の老朽化が深刻であり、生育不良な幼木園も見られます。
- 由良川沿いの茶園は水害多発地帯であり、災害発生の際は河川敷茶園の浸水・冠水や茶工場の浸水・損壊等に対する対策が必要です。

【施策の方向性】

- ⑤ 被覆棚や荒茶製造工場等の生産基盤整備を支援します
- ⑤ 水稲や特産京野菜等との複合経営に加えて、異業種との兼業のための技術支援や経営支援により、幅広い担い手を確保します。
- ⑤ 行政、JA、茶生産組合と一体となって、新規就農者の確保や茶園の維持・拡大、技術伝承等の取組による産地の発展、支援を実施します。
- ⑤ 茶園の新・改植を進めるとともに、早期摘採ができるように健全な幼木茶園管理技術を普及します。
- ⑤ 災害発生時に地域一体となって早期復旧を支援する体制を構築します。
- ⑤ 茶を活用した食育や地域振興の取組を推進します。

(5) 丹後地域

【解決すべき課題】

- 栽培面積が広く、乗用摘採機による大規模化が進行している産地であり、効率的な茶生産のための技術支援等が必要です。
- 品質のさらなる向上と安定出荷が必要です。
- 霜害や雪害が起りやすい地域であり、栽培環境に合わせた支援が必要です。

【施策の方向性】

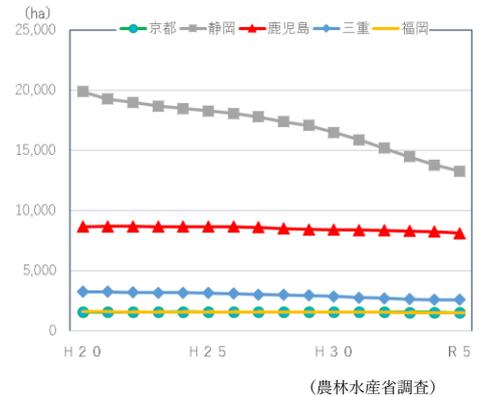
- ⑤ 京丹後市と普及センター等が一体となり、生産の安定と品質の改善を支援します。
- ⑤ 輸出に対応した栽培技術の安定と販売体制を構築します。
- ⑤ 新たな担い手を確保するために、行政やJA、他地域との連携を推進します。
- ⑤ 霜害や雪害、低温障害等に対する技術的支援や対応策の導入を支援します。

VI. 参考資料

1 参考データ

(1) 【全国】主産県の茶栽培面積の推移

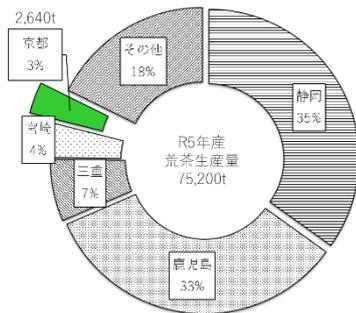
全国の茶栽培面積は減少しており、主要産地は、①静岡県、②鹿児島県、③三重県、④京都府、⑤福岡県。上位3県で全国の栽培面積の約7割を占めます。



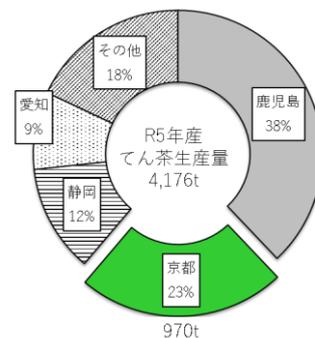
(2) 【全国】主産県の荒茶生産量

京都府の荒茶生産量は全国の約3%である一方、茶種別では、てん茶は全国生産量の23%を占めて、鹿児島県に次いで2番目に多いです。玉露は全国生産量の18%を占め、三重県に次いで2番目に多いです。

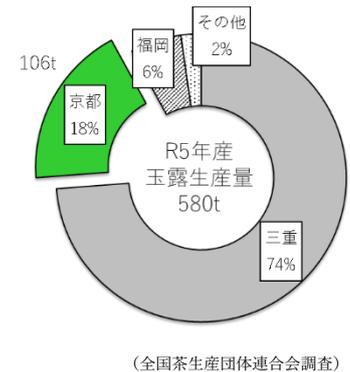
【全茶種荒茶生産量 (R5年度)】



【てん茶生産量の割合 (R5年度)】



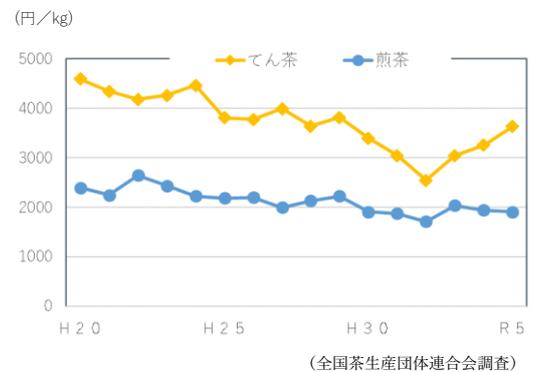
【玉露生産量の割合 (R5年度)】



(全国茶生産団体連合会調査)

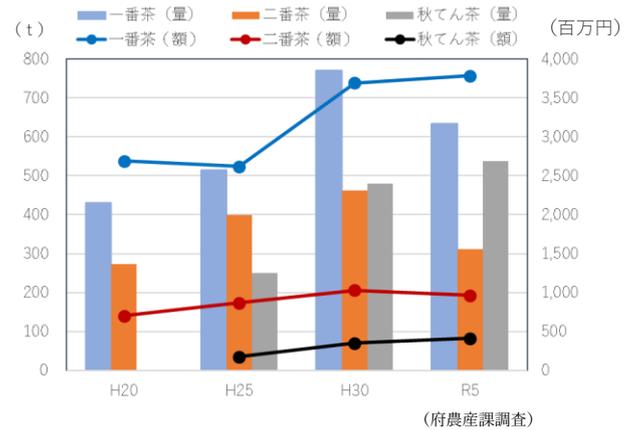
(3) 【全国】一番茶煎茶及びてん茶の平均価格の推移

全国の荒茶価格は、煎茶等リーフ茶需要の減少とドリンク向けの安価な茶葉の需要増加により、年々低下傾向です。需要の高いてん茶は、煎茶より2倍以上の単価で取引がされている産地もありますが、食品加工用抹茶の需要増加や低価格帯の抹茶生産が増加していることから、てん茶の平均価格も下落しています。



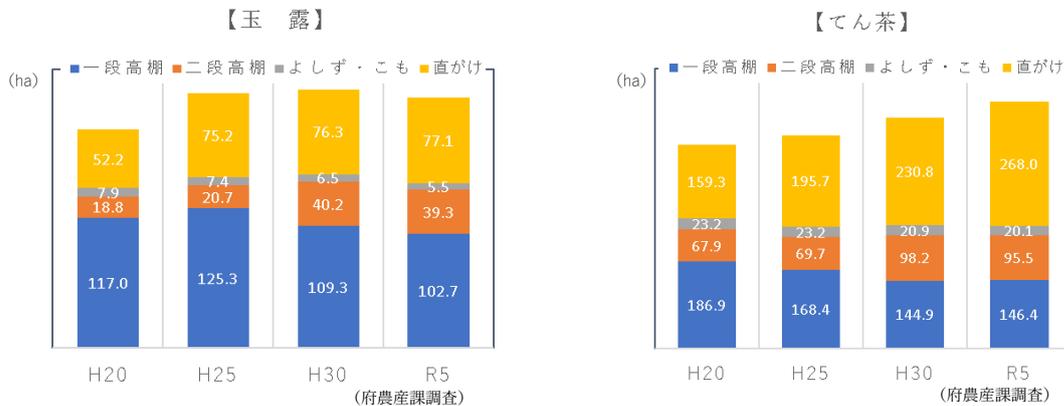
(4) 【京都府】茶期別てん茶生産量及び金額

京都府内では一番茶てん茶に加えて、安価な秋てん茶の生産が急増していますが、受注生産が主であることと、単価が安いために生産金額は微増にとどまっています。



(5) 【京都府】被覆別茶園面積の推移

京都府内の被覆棚面積については、より高品質な茶生産のため、一段高棚（被覆棚）面積が減少し、二段高棚（被覆棚）面積が増加している一方、これまで生産がなかった産地でもてん茶生産が増加していることから、直掛け被覆面積も増加しており、品質の二極化が進んでいます。



(6) 【全国】主産県での茶園品種構成

全国ではやぶきたが全体の 66.7%を占めていますが、全国的に特色ある品種への改植が進んでおり、年々減少にあります。機械化が困難である傾斜地では面積当たり労働時間が平坦地と比較して長く、特に摘採時期の労働負荷が大きいため、早生、晩生の品種導入により摘採期の分散を図る地域も見られます。

	京 都 府	静 岡 県	鹿 児 島 県	愛 知 県	全 国
やぶきた	53.3	88.5	30.1	51.1	66.7
ゆたかみどり	0	0.05	26.2	0.3	6.7
さえみどり	1.1	0.7	15.2	1.5	5.3
さやまかおり	0.8	2.3	0	1.2	2.3
さみどり	8.9	0.04	0	23.6	0.8
おくみどり	11.5	0.8	4.7	16.4	3.8
その他	24.3	7.7	23.8	6.0	14.5
合計	100	100	100	100	100

(農林水産省調査)

(7) 【全国】主産県における販売目的の農家数の推移

全国の茶農家数は年々減少しており、近年は5年ごとに約30%ずつ減少しています。また、65歳以上の割合が、令和2年には61%と高齢化が年々進展しています（データ省略）。

(農家、戸)

	京 都 府	静 岡 県	鹿 児 島 県	三 重 県	福 岡 県	全 国
H12	1,330	24,019	4,309	4,598	2,217	53,687
H17	1,035	17,731	3,702	2,294	1,629	37,617
H22	825	13,933	2,216	1,455	1,385	28,116
H27	631	8,504	1,599	941	962	19,603
R2	473	5,712	1,081	569	631	12,325

(農林水産省「農林業センサス」(H27以前は販売農家数、R2は個人経営体数))

(8) 【全国】製茶工場数

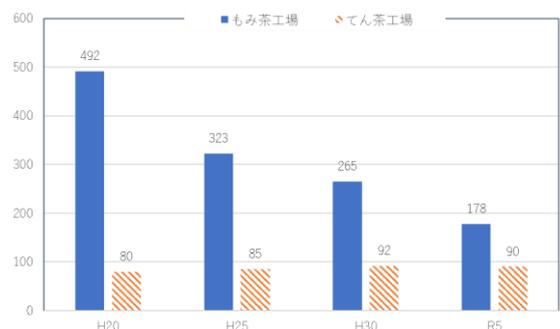
全国では、農家数の減少に伴い、製茶工場数は年々減少しています。揉み茶工場は減少しているものの、てん茶生産の増加に伴い鹿児島県や静岡県を中心にてん茶工場数は増加していると想定されます。

	H20	H25	H30	R5	
				うち煎茶	うちてん茶
京 都 府	580	408	357	268	90
静 岡 県	2,102	2,327	1,852	1,461	20
鹿 児 島 県	641	555	476	391	不明
三 重 県	433	362	245	186	8
埼 玉 県	259	239	227	197	不明
愛 知 県	128	91	63	53	38
全 国	5,953	5,580	4,578	3,599	192

(農林水産省調査)

(9) 【京都府】製茶工場数

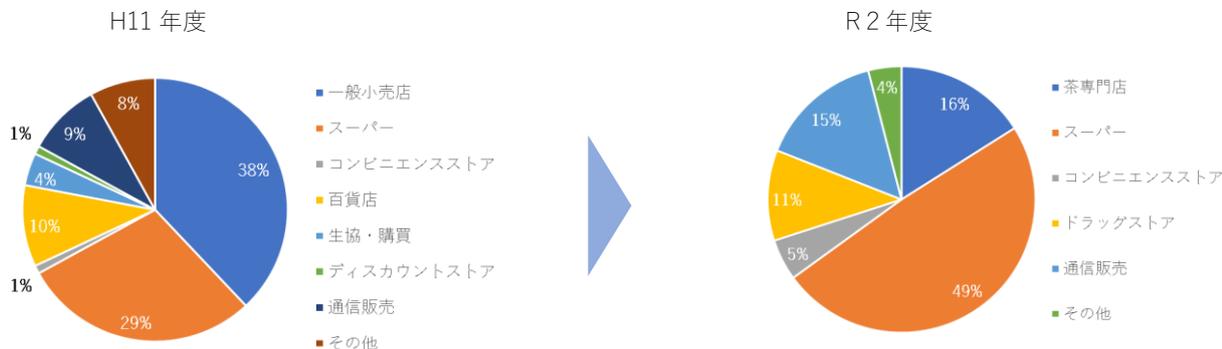
京都府内の揉み茶工場数は、てん茶生産への移行や生産者の高齢化などにより年々減少しており、15年前の約1/3になっています。一方、てん茶工場数は、需要の高まりにより微増しています。



(府農産課調査)

(10) 国内における緑茶の購入先の変化

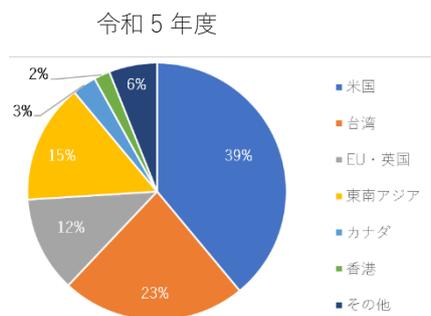
消費者による緑茶の購入先は、茶専門店を含む一般小売店が多くを占めていましたが、近年はスーパーや通信販売など緑茶の購入先が多様化しており、消費・流通構造が変化しています。



(農林水産省「緑茶の飲用に関する意識・意向調査結果」(一部改変))

(11) 【全国】主な輸出先国と輸出量シェア（上位5か国地域）

日本の緑茶の輸出先の上位5か国は、①米国、②台湾、③東南アジア、④EU・英国、⑤カナダとなっています。



(財務省貿易統計)

(12) 国際認証

国内における「茶」に係る国際認証取得もしくは製品取扱企業数・団体数は以下のとおりです。(令和6年10月現在)

- レインフォレストアライアンス認証：36
- 国際フェアトレード：11
- 有機JAS認証：67

2 用語説明

* 1：京都府総合計画 (P1)

平成 23 (2011) 年に施行した「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第 4 条の規定により、京都府のめざす方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにするもの。令和 5 年 3 月に改定し (計画期間：令和 5 年 4 月～令和 9 年 3 月)、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の 3 つの視点に基づく「あたたかい京都づくり」を進めている。

* 2：京都府農林水産ビジョン (P1)

今後の農林水産行政を中長期的な視点から計画的かつ総合的に進めるため、「京都府総合計画」における農林水産分野の目指す姿や施策の方向性を体系化・具体化するもの。令和元年 12 月策定後の情勢変化を踏まえて、令和 5 年 3 月に改定 (計画期間：令和元年度～令和 10 年度)。

* 3：宇治茶実践型学舎 (P5)

茶業研究所が核となり、宇治茶生産を担う新規就農者を応援する制度として、令和元年に設立。数日間～数ヶ月のインターンシップ研修で茶業作業を体験後、本格的に茶農家として必要な研修を 2 年間実施、研修終了後にはスムーズに茶業経営が開始できるよう支援を実施している。

* 4：ポリアミン (P7)

アミノ基を 2 つ以上持つ低分子量の脂肪族化合物である、ポリアミン、中でもスペルミジン・スペルミンは酸化物質を生み出す炎症を防ぐことで、動脈硬化を防ぐと報告されている。茶業研究所の研究により、高品質な手摘みのてん茶や玉露ほど、多くのポリアミンが含まれる傾向にあることが明らかになっている。

* 5：茶生育等予測マッピングシステム (P7)

京都府の茶園は中山間地に位置していることが多く、茶園毎に気温や生育が異なったり、近年の異常気象により、栽培管理適期判断が難しくなっていることから、茶業研究所が開発した茶園毎に気温や生育状況を予測できるシステム。茶園単位で日平均・日最高・日最低気温を予測 (7 日先まで予測可能)、降霜や摘採期、クワシロカイガラムシの孵化時期 (防除適期) を通知する。

* 6：傾斜地リモートセンシング (P7)

圃場に設置した定点カメラで主に茶の芽の生育状況を確認するとともに、茶園の作業員がドローンを活用して茶園全体を撮影することで、経営主の茶園巡回の時間を削減することを目的としたスマート技術。

* 7：新型てん茶機 (P 7)

茶業研究所及び関係企業 2 社で開発した新たなてん茶機。熱源を重油から電気に転換し、茶葉乾燥の熱効率が向上するとともに、細やかな機内温度制御が可能。令和 3 年 3 月に 35kg/h 処理装置が完成した。

* 8：ティードリッパー (P 7)

令和 4 年 3 月に茶業研究所と京都府茶協同組合、企業が協力して開発した、誰でも簡単に美味しい煎茶を淹れられるドリップ式の装置。

* 9：インポートトレランス (P 8)

輸出先国・地域の残留農薬基準のこと。輸出先国・地域と日本の農薬成分の残留基準値が異なることがあり、日本の残留農薬基準値を満たしていても輸出先国・地域の残留農薬基準値を満たせずに輸出できない場合があることから、農林水産省が、日本と同等の基準値が設定されるよう、輸出先国・地域に対する、輸入農産物用の残留農薬基準を設定するための申請を実施している。

* 10：京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会 (P 8)

京都府産の安心・安全で高品質な農林水産物・加工品の輸出促進を図るため、平成 22 年 8 月に「京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会」が設立され、その中の専門部会の一つとして、宇治茶を対象品目として設置された部会。同部会は令和 6 年 7 月に「フラッグシップ輸出産地」として国から認定を受けている。

* 11：GFP 関連事業 (P 8)

GFP とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクト。農林水産省が令和 2 年度から農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の取組を支援する関連事業を展開している。

* 12：宇治茶アカデミー (P 9)

京都府内で茶の生産、流通・販売、スイーツ等の茶の加工商品の製造・販売等を行っている若い担い手を対象に、経営力や宇治茶の伝統・価値の発信力を高めるとともに、参加者同士の交流・連携を深め、宇治茶のイノベーションにつなげる講座。京都府と京都府茶業会議所が共催。

* 13：宇治茶の郷づくり協議会 (P 9)

山城地域をより誇れる地域にしていくため、山城地域の「宝」である宇治茶を活かした地域づくりを長期的展望に立って進めていくことが必要であり、それを進めていくため、茶業関係団体と行政等が連携して横断的な組織として設立した協議会。この協議会は、更に会員の輪を

拡げながら、もう一度、宇治茶の素晴らしさを見つめ直し、その歴史的、文化的な価値などを高める中で、宇治茶の振興と宇治茶を活かした地域づくりを進めている。

*14：京都フードテック研究連絡会議 （P15）

京都府では、京都の食文化や高い栽培技術と最先端技術を融合した「京都ならではのフードテック」に取り組み、農林水産業を含む食関連産業の課題解決を目指す「京都フードテック基本構想」を令和5年3月に策定。「京都フードテック研究連絡会議」は、この基本構想を実現するために設立した全分野横断型の産学公連携の研究プラットフォーム。

*15：学研フードテック共創プラットフォーム （P15）

「食に係る人類の課題をフードテックで解決する」ことをミッションとし、国内はもとより海外の大学や研究機関、民間企業や行政等が「産学官」の世界的なネットワークを形成し、連携・研究チームを組成してオープンで幅広い情報交換やコラボレーションを行うことにより、イノベーションを推進する研究プラットフォーム。

*16：京都食ビジネスプラットフォーム （P15）

京都府では、食を取り巻く環境の変化に対応し、めまぐるしく変化するトレンドへの対応と、これまで以上に付加価値の高い商品やサービスの創出を推進することを目的に、令和3年11月に、食に関連する多様な事業者が交流し、消費者ニーズを的確に捉えた新たな価値を創造し、それらの価値を組み合わせるオープンイノベーションの場として設置された。

3 京都府宇治茶普及促進条例

（平成31年4月1日施行）

日本茶は、私たちの心を潤してきた飲み物として、我が国の伝統と文化を代表するものであるが、その中でも、京都を代表する宇治茶は、多くの府民の暮らしを支える京都の重要な産品であり、京都の産業においても、茶業は重要な地位を占めるものである。

鎌倉時代には、京都でお茶の栽培が始められたといわれるが、その後、「覆い下栽培」による抹茶の生産が、江戸時代には「宇治製法（青製煎茶法）」による煎茶、それに続く「玉露」の生産が始められるなど、宇治茶は、京都を代表するにとどまらず、日本茶そのものの発展と普及に重要な役割を果たしてきた。

また、「茶の湯」等の喫茶文化は、茶道とともに、日本料理や陶芸、工芸、建築等の多様な日本文化の発展に大きく寄与してきた。

これら宇治茶を支える茶業は、歴史的な宇治茶の生産地である山城地域の宇治川や木津川の流域とその東部の中山間地域だけでなく、京都市域はもちろんのこと、中丹地域の由良川流域や丹後地域にも広がっており、府内の全域にわたる重要産業となっている。

このような中で、京都の産業としての宇治茶の価値を守り、高め、現在及び将来の府民が、心豊か

で健康的な府民生活を享受するために、宇治茶の伝統と文化に関する府民の関心と理解を深め、宇治茶がいつそう身近で親しめるものとなるような、宇治茶の普及の促進及び茶業の振興を図る取組の実施が強く望まれるところである。

こうした認識の下に、お茶の振興に関する法律（平成 23 年法律第 21 号）、京都府文化力による未来づくり条例（平成 30 年京都府条例第 27 号）等の趣旨を踏まえ、府や市町村、府民、茶業者等が一体となって宇治茶の普及の促進等を図ることにより、お茶がいつそう愛飲され、心が潤される京都を築き、さらに、日本茶や日本文化の更なる発展に寄与することができるよう、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、宇治茶の伝統と文化の継承等を図るため、府民及び茶業者等の役割並びに府の責務を明らかにすることにより、宇治茶の普及の促進等及び茶業の振興を図り、もって茶業等の更なる発展並びに現在及び将来にわたる心豊かで健康的な府民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宇治茶の伝統と文化等 宇治茶その他のお茶に関する伝統と文化をいう。
- (2) 宇治茶の伝統と文化の継承等 前号に規定する伝統と文化の継承及び当該文化の発展をいう。
- (3) 宇治茶の普及の促進等 宇治茶の普及の促進その他宇治茶の伝統と文化の継承等のために必要な措置をいう。
- (4) 茶業者等 宇治茶その他のお茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」という。）を行う者その他の関係者をいう。

（府民の役割）

第 3 条 府民は、自主性にに基づき、日常生活において、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることを通じて、宇治茶や宇治茶の伝統と文化等に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 府民は、府及び市町村並びに茶業者等が行う宇治茶の普及の促進等に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（茶業者等の役割）

第 4 条 茶業者等は、宇治茶の普及の促進等に関する取組を自主的かつ積極的に進めるよう努めるものとする。

2 茶業者等は、前項の取組の推進に当たっては、府及び市町村並びに他の茶業者等と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（府の責務）

第 5 条 府は、宇治茶の普及の促進等及び茶業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の推進に当たっては、当該施策を通じて、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文

化等に触れることができる機会が、多様な場所や様々な場面において、府民、観光旅行者その他の者に広く提供されることにより、心豊かで健康的な生活習慣として宇治茶が、府内をはじめ、国内のみならず海外においても愛飲されることに資するものとなるよう配慮するものとする。

3 府は、第1項の施策の推進に当たっては、府民、茶業者等及び市町村と連携し、及び協働して取り組むよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

4 お茶の振興に関する法律

(公布：平成23年4月22日法律第21号 施行：平成23年4月22日)

(目的)

第一条 この法律は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」という。）及びお茶の文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 お茶の需要の長期見通しに即した生産量その他の茶業の振興の目標に関する事項
- 三 茶業の振興のための施策に関する事項
- 四 お茶の文化の振興のための施策に関する事項
- 五 その他茶業及びお茶の文化の振興に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、茶業を行う者が組織する団体（以下「茶業団体」という。）その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、お茶の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第三条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、茶業団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（生産者の経営の安定）

第四条 国及び地方公共団体は、お茶の生産者の経営の安定を図るため、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植（茶樹を除去した後、苗木を植栽することをいう。）の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（加工及び流通の高度化）

第五条 国及び地方公共団体は、お茶の加工及び流通の高度化を図るため、お茶の生産者による農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に係る取組及びお茶の加工の事業を行う者（以下「加工事業者」という。）による加工施設の整備に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（品質の向上の促進）

第六条 国及び地方公共団体は、お茶の品質の向上を促進するため、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（消費の拡大）

第七条 国及び地方公共団体は、お茶の消費の拡大を図るため、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、お茶を活用した食育の推進がお茶の消費の拡大に資することに鑑み、児童に対するお茶の普及活動への支援その他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（輸出の促進）

第八条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（お茶の文化の振興）

第九条 国及び地方公共団体は、お茶の文化の振興を図るため、お茶の伝統に関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第十条 国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（国の援助）

第十一条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策

が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

5. 京都府茶業振興計画の策定に係る検討委員会の開催

(1) 開催状況

開催日	内 容
第1回：令和6年10月4日	京都府茶業の現状、課題に対する対策方向の検討
第2回(個別訪問)：令和6年11月15～29日	中間案について
第3回：令和7年1月24日	最終案について

(2) 委員名簿(50音順、敬称略) (令和7年3月現在)

氏 名	所属・役職
田中 大貴	D-matcha 株式会社 代表取締役
田中 良典	京都料理芽生会 副会長
藤井 孝夫(座長)	京都先端科学大学バイオ環境学部食農学科 特任教授
堀井 長太郎	公益社団法人京都府茶業会議所 会頭
物部 真奈美	アイング総合研究所 研究所長
森下 康弘	京都府茶協同組合 理事長
吉田 利一	京都府茶生産協議会 会長

農商工労働常任委員会議案付託表
(2月21日付託分)

議案番号	件名
28	京都府立勤労者福祉会館条例一部改正の件
29	京都府立高等技術専門学校条例一部改正の件
30	京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例一部改正の件
43	指定管理者指定の件（山城勤労者福祉会館）
44	指定管理者指定の件（口丹波勤労者福祉会館）

※ 3月6日（木）・・・説明聴取、質疑
3月13日（木）・・・討論・採決

農商工労働常任委員会 付託請願一覧表（新規分）

令和7年2月定例会

受理番号	受理年月日	件名	委員会の意見	審査結果	措置
99～457	R7. 2. 28	京都府立城南勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願			
458	R7. 2. 28	京都府立城南、中丹及び丹後勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願			
459	R7. 2. 28	米の高騰・農業支援に関する請願			
460	R7. 2. 28	京都府立城南勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願			
462	R7. 2. 28	京都府立中丹勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願			
463～471	R7. 2. 28	京都府立城南、中丹、丹後勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願			
472～497	R7. 2. 28	京都府立城南勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願			
690～728	R7. 2. 28	京都府立城南、中丹、丹後勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願			

受理番号	第 99～457号 第 472～497号	受理年月日	令和7年 2月28日	付託委員会	農商工労働常任委員会
請願者		紹介議員		浜田良之 森吉治 水谷修	
件名	京都府立城南勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願 ほか384件				
要旨	<p>京都府立城南勤労者福祉会館を2025年3月末に廃止する旨、府議会に報告されたと聞いた。</p> <p>京都府立勤労者福祉会館は、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、福祉の増進を図ることを目的に1987年に開設され、開設以降、勤労者、住民の文化・教養の向上、自治を育む上で重要な役割を果たし、なくてはならない施設になっており、存続してほしいと思う。</p> <p>ついては、次の事項について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都府立城南勤労者福祉会館を存続させること。 2 京都府立城南勤労者福祉会館についての代替施設を確保すること。 				

受理番号	第 458 号	受理年月日	令和7年 2月28日	付託委員会	農商工労働常任委員会
請願者			紹介議員	森 吉 治	
件 名	京都府立城南、中丹及び丹後勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願				
要 旨	<p>2024年12月京都府議会定例会において、城南、中丹及び丹後勤労者福祉会館を2025年3月末に廃止する条例一部改正の骨子案が報告された。それによると2025年2月議会に3施設の廃止を内容とする条例一部改正が上程されるとのことである。</p> <p>京都府立勤労者福祉会館は、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、福祉の増進を図ることを目的に1982年に開設されて以降、近年では地域住民の文化・教養の向上、自治を育む上で重要な役割を果たし、なくてはならない施設になっており、存続が求められる。</p> <p>ついては、次の事項について請願する。</p> <p>京都府立城南、中丹及び丹後勤労者福祉会館を存続させること。</p>				

受理番号	第 459 号	受理年月日	令和7年 2月28日	付託委員会	農商工労働常任委員会
請願者	紹介議員		島田敬子 成宮真理子 馬場紘平 光永敦彦 田中富士子	森吉治 浜田良之 迫祐仁 水谷修	
件名	米の高騰・農業支援に関する請願				
要旨	<p>昨年夏の米不足と、続く留まることのない米の高騰は府民生活に大きな不安と経済的影響を与えている。そもそも、昨年夏の米不足は単年度の不作や一時的な需要の増加によるものではない。私たち新日本婦人の会は、日本の農業を守ろうと、30年以上産直運動に取り組んできたが、この30年間、農業従事者は減る一方で、今や農業を支えているのは平均年齢68歳の高齢者となり、農業従事者の高齢化により、耕作放棄地が増える一方である。この背景には、年間77万トンものミニマムアクセス米の輸入を続ける一方で、生産農家に対しては、ひたすら生産減を押し付け、生産者米価の下落に必要な対策を打たずにきた国の米政策があることは明らかである。また、米指数先物取引などの市場化は、農家の生活や米の再生産などを無視し、米価格高騰につながった。相対的に米不足が続いている下で、政府はようやく国の備蓄米の運用を決め、3月半ばに放出するが、米価格を市場任せとするなら、米の高騰は止まらない。米価格の高騰は生活弱者に大きなしわ寄せとなる。</p> <p>ついては、京都府におかれては、以下の事項について、緊急に国に対して意見書を提出するよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政府備蓄米の放出に当たっては、特に必要な小売店や高齢者施設、医療機関、学校給食、子ども食堂へ直接提供など、特段の対策を実施するよう国に求めること。 2 異常な物価の中、主食である米の価格高騰は、府民生活への深刻な影響を及ぼしている。緊急に価格高騰対策を実施し、購入価格の低減を図ること。米価格の高騰により影響を受ける低所得者など生活困窮者に対して、安価な米を直接提供できる措置を講じること。 3 食料自給率の向上を含めて、国として米の生産に責任を持った米政策・農業政策へと転換することを強く国に求めること。 				

受理番号	第 460 号	受理年月日	令和7年 2月28日	付託委員会	農商工労働常任委員会
請願者		紹介議員		浜田良之 森吉治 水谷修	
件名	京都府立城南勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願				
要旨	<p>京都府立城南勤労者福祉会館を2025年3月末に廃止する旨、府議会に報告されたと聞いた。</p> <p>京都府立勤労者福祉会館は、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、福祉の増進を図ることを目的に1987年に開設され、開設以降今日まで、勤労者、住民の文化・教養の向上、自治を育む上で重要な役割を果たしている。開設されている各種の講座では、多くの受講生が技能や資格の習得を目指して日々励んでいるところである。また、文化・教養の向上や健康・福祉の増進を図るために幅広く利用されており、突然の閉館との話に大変困惑している。私たちに取ってなくてはならない施設の存続を強く望むものである。</p> <p>ついては、次の事項について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都府立城南勤労者福祉会館を存続させること。 2 京都府立城南勤労者福祉会館についての代替施設を確保すること。 				

受理番号	第 462 号	受理年月日	令和7年 2月28日	付託委員会	農商工労働常任委員会
請願者			紹介議員	浜田良之 森吉治 水谷修	
件名	京都府立中丹勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願				
要旨	<p>2024年12月京都府議会定例会において、城南・中丹・丹後の勤労者福祉会館を、2025年3月末に廃止する条例一部改正の骨子案が報告された。その報告書によると、2025年2月議会で3施設の廃止を内容とする条例一部改正が上程されるとのことである。</p> <p>京都府立勤労者福祉会館は、勤労者に交流と文化・体育活動の場所を提供し、福祉の増進を図ることを目的に1982年に開設された。</p> <p>開設されて以降、労働組合・団体・サークル・地域自治会などが、学習・趣味・資格取得、地域の寄り合いほかに利用されてきた。また、府立中丹勤労者福祉会館では、5つの大学と1つの短期大学が受験会場（令和6・7年実績）で利用されている。高校生の大学進学率が上昇する中、中丹以北の受験生の保護者は、宿泊・交通費の負担軽減につながっている。</p> <p>中丹勤労者福祉会館を利用する方々の思いは、「府立としての会館存続」である。</p> <p>府立としての「会館」は、利用予約が取得しやすく、利用料金の親切な金額設定、会議・学習に使用する機材が無料、冷暖房使用料金が無料（使用料に含まれている）など、利用者にとって親切な府立の「会館」で、府民の暮らし・文化・地域自治会を守り、発展していける「会館」である。</p> <p>ついては、次の事項について請願する。</p> <p>京都府立中丹勤労者福祉会館を存続させること。</p>				

受理番号	第463～471号 第690～728号	受理年月日	令和7年 2月28日	付託委員会	農商工労働常任委員会
請願者		紹介議員		浜田良之 水谷修 森吉治	
件名	京都府立城南、中丹及び丹後勤労者福祉会館の存続を求めることに関する請願 ほか47件				
要旨	<p>2024年12月京都府議会定例会において、城南、中丹及び丹後勤労者福祉会館を2025年3月末に廃止する条例一部改正の骨子案が報告された。それによると2025年2月議会に3施設の廃止を内容とする条例一部改正が上程されるとのことである。</p> <p>京都府立勤労者福祉会館は、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、福祉の増進を図ることを目的に1982年に開設されて以降、近年では地域住民の文化・教養の向上、自治を育む上で重要な役割を果たし、なくてはならない施設になっており、存続が求められる。</p> <p>ついては、次の事項について請願する。</p> <p>京都府立城南、中丹及び丹後勤労者福祉会館を存続させること。</p>				

農商工労働常任委員会 送付陳情一覧表

令和7年2月定例会

受理番号	受理年月日	件名
297の5	R7. 1. 14	「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組に関する陳情
305の2	R7. 2. 25	医療機関・介護事業所への物件費と人件費増に対する財政支援を国に求める意見書提出に関する陳情

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 297の5 号	受理年月日	令和7年 1月14日	送付委員会	農商工労働常任委員会
陳情者					
件名	「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組に関する陳情				
要旨	<p>現在の日本の治安は、いい状態とは言えない。</p> <p>政府の発表によると、2023年に全国の小、中、高、特別支援学校で認知された「いじめ」の件数は732,568件である。これは、一日に約2,007件認知されたということである。</p> <p>同じく2023年の全国の「自殺死亡者数」は、21,837人で、一日約60人が亡くなったということである。</p> <p>2022年の全国の「児童虐待相談件数」は、214,843件で、一日約589件の相談があったということである。</p> <p>2023年に全国で起きた「殺人事件」は、912件であった。一日平均、約2.5人が殺されたということである。</p> <p>「強盗」は1,361件起きた。一日約3.7人の方が被害にあったということである。</p> <p>「不同意性交等（強制性交等）」は2,711件で、一日約7.4人の方が被害にあっている。</p> <p>多くの方は、このような状況に慣れてしまったせい、無関心であるが、私は、これは異常な状態だと思っている。</p> <p>特に、「自殺死亡者数」に関しては、G7の中で最も多いという、非常に残念な状況にある。</p> <p>多くの自治体は、これらの問題に対処するために、様々な取組をされていると思うが、目立った成果は出ていないようだ。</p> <p>それどころか、これらの数値は、全て、前年と比べて増加している。</p> <p>私は、このような状況を改善するために、ある施策を考えたので、是非、自治体の運営に取り入れていただきたいと思っている。</p> <p>多くの方が苦しんでいる今の状況は、普通ではない。放置してはいけないと思う。</p> <p>治安を回復し、より良い社会を実現するために、是非、前向きに検討していただきたいと思う。</p>				

現在、政府は、治安に関する様々なデータをネット上に公開しているが、私はそれらの中で、以下の17の項目の数値を減らすこと（人口増減は除く）が、「より良い社会」を実現する上で、特に重要だと考えている。

(1) 社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

(2) 犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強制性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

私の一つ目の提案は、府の働きかけで、府内の全ての自治体（市町村）が、その地域のこれらを数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有するようにすることである。

ここで重要なのは、「市民と共有すること」である。

また、そのために必要なのは、ホームページや機関誌に掲載する等して、「市民がいつでも見られるようにしておくこと」、「定期的に公表し、市民にしっかり伝えること」である。

積極的に情報を発信して、「治安の状態を市民と共有すること」が、とにかく重要である。

この取組の主なメリット

メリット1 市民の「社会意識」が高まる

「地域（市町村）の治安の状態」を数値化し、図表をつくり、常に、自治体のホームページや機関誌等に掲載しておけば、その地域に住む全ての人が、自分が住んでいる地域の状態を、いつでも数値で確認することができる。

そのため、その地域に住む人が「地域の課題に関心を持つようになる」「社会意識が高まる」「地域に愛着を持つようになる」「地域の政治に関心を持つようになる」「地域に貢献するようになる」といったことが期待できる。

市民の「社会意識」が高まることは、自治体のあらゆる活動に、プラスに作用する。

メリット2 子どもに、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができる

この取組を、地域の小・中・高校の道徳教育に取り入れれば、地域の子どもの、子どもの頃から、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができる。

このような教育を、子どもの頃から継続して行なえば、子どもの「社会意識」は、自然と高まると考えられる。

メリット3 自分が住んでいる地域の「良し悪し」が分かる

公表する数値は、「地域の良し悪しを判断する基準」になるので、政治に詳しくない人でも、その数値を見ることによって、自分

が住んでいる地域が「いい状態か、悪い状態か」「良くなったか、悪くなったか」「他の地域と比べてどうか」等を知ることができる。

メリット4 自治体で働く人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができる

この取組を府内の全ての自治体（市町村）で行なえば、府内の全ての自治体を数値で評価できるようになるので、自治体で働く全ての人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができる。

メリット5 コストがかからず、リスクがない

17の項目は、全て政府と警察庁のホームページに掲載されているので、新たに調査する必要がない。つまり、実施するにあたって、コストが、ほとんどかからず、リスクが、ほとんどないということである。

この取組のデメリットとして、デメリットということのほどではないが、それぞれの数値を調べ、図表をつくり、公表する作業が必要になる。

これらの数値は、政府が都道府県別で、ネット上に公開しているが、市区町村別の数値は、一部の地域を除いて公開されていない。

ただ、集計は、市区町村ごとに行なわれているようなので、問い合わせることによって、知ることができると思う（東京都の犯罪の発生件数は、市区町村別で公開されている）。

また、以前、私が八王子市役所に、八王子市における「自殺死亡者数」「いじめの認知件数」「児童虐待相談件数」を問い合わせたところ、教育委員会の方針で、八王子市の数値は公開していないとのことだった。ただし、把握はしているとのことだった。

自治体によっては、一部の数値は公開しづらいのかもしれないが、私は、むしろ積極的に公開するべきだと考えている。

なぜなら、「現状を知ること」なしに、改善することなどできないからである。治安を良くする上で、「現在の治安の状態を知ること」は、避けては通れない。

現状から目をそらさず、市民の幸せに直結するこれらの数値を公開し、市民と共有することこそ、誠実な態度なのである。

より良い社会を実現するために、是非、この重要な一步を踏み出してほしいと思う。

二つ目の提案は、府の働きかけで、府内の全ての自治体（市町村）が、一つ目の提案で説明した「17の項目」のすべて、もしくは一部の数値を減らす方法を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なうようにするというものである。

ここで重要なのは、「数値目標」「実施計画」「具体的な取組」等を、「市民と共有すること」である。

また、「市民に対して、定期的に進捗状況を伝えること」、そして、「その活動を、政治の仕組みとして定着させること」も重要である。

ここでも、「市民と情報を共有すること」が、何より重要である。

この施策のメリットは、これをしっかり行なえば、少なからず、その数値が減ることである。

また、その地域に住む全ての人が「共通の目的」を持つことになるので、地域の団結が得やすくなるし、地域がまとめやすくなる。この取組のデメリットは、「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立てるのに、時間と労力がかかることである。

また、市民と協力して、それを行なうためには、行政の適切なリーダーシップが必要になる。

あくまで一例だが、自治体（市町村）が以下のことを行なえば、市民の「社会意識」を高め、市民の「理解」と「協力」を得て、それらの数値を減らすことができると考えられる。

- ・対象地域（市町村）の治安の状態（17の項目）を数値化し、図表をつくり、ホームページ等で公表する。
- ・「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、それを公表する。
- ・実施する。PDCAサイクルを回す。
- ・17の項目の月間、年間の数値、活動の進捗状況等を、自治体のホームページや機関誌等で定期的に公表する。
- ・地域の小・中・高校の道德教育に、この活動を取り入れる。

「数値化」と「公表すること」に関しては、17の項目すべてを数値化し、公表した方がいいと思うが、実施に関しては、重要度が高いと思われる項目に絞って、実施した方がいいかもしれない。

数値を減らすためには、「具体的な取組」が必要であるが、私は、家庭における道德教育と学校における道德教育を充実させることが、根本的に重要だと考えている。

しかし、地域の課題や状況は、それぞれ全く違うので、何をどのようにするかは、それぞれの自治体が、その自治体の実状に合わせて決める必要がある。

三つ目の提案は、府全体の「治安の状態（17の項目）」を数値化し、図表をつくり、府のホームページや機関誌等で公表し、府民と共有すること、誰もが、いつでも見られるようにすることである。

ここでも重要なのは、「府民と治安の状態を共有すること」である。

多くの方は、「社会意識」が、あまり高くないが、その原因の一つは、「社会や地域の課題に触れる機会が少ないから」だと思う。

府内で起きている「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等の数を積極的に府民に伝えれば、多くの方の「社会意識」は、少なからず高まると思う。

そして、多くの方が、それらを「自分ごと」として考えるようになれば、それらの数値は、少なからず減っていくはずである。

そのため、ここで重要になるのは、府全体の「治安の状態」の数値、図表を府のホームページに載せるなどして、常に見られるようにしておくこと、また、府民の「社会意識」が高まるような情報発信を積極的に行なうことである。

この取組のメリット、デメリットは、一つ目の提案のそれと同じである。

17の項目を数値化する理由を補足説明する。

これらの項目を数値化する理由は、これらが人間の幸せに、深く関わっていると考えられるからである。

また、これらは、政府がネット上に公開しているので、新たに集計する必要がないからである。

また、項目が多すぎると分かりづらくなり、対策がしづらくなるため、17個に絞った。

これらの項目は、政府が公開している治安に関するデータの中で、特に人間の幸せに関係していると、私は考えている。

離婚件数については、分かりづらいかもしいないが、令和5年に起きた自殺の2割以上が、家庭問題が原因であることから、離婚(家族の不和)は、人の幸せに大きな影響を与えていると考えられる。

また、子どもがいる夫婦が離婚をすると、夫婦の不和が、子どもに、少なからず影響を与えてしまうので、子どもの幸せに影響がでる。

また、ひとり親家庭も、両親がいる家庭と比べると、子育てに影響があるので、子どもの幸せに関係していると言える。

このような理由から、これらの数値を把握し、できる限り減らす取組をすることは、とても重要であると考えているが、離婚そのものを否定しているわけではない。

人口減少は、地方の自治体においては、非常に重要な課題である。

そのため、人口増減数を、ホームページ等で常に見られるようにしておくこと、また、学校教育で子どもに教え、子どもの頃から、そのことについて考えるようにしておくことは、とても重要だと考える。

犯罪の認知件数は、人間の幸せに直結している重要な問題である。

それらを減らすためには、家庭と学校における道徳教育と、地域の啓蒙活動を充実させることが根本的に重要だと考えるが、犯罪の種類によって、取り組むことが少し違ってくる。

例えば、窃盗を減らすためには、経済対策が必要かもしれない。

「不同意性交等(強制性交等)」と「不同意わいせつ(強制わいせつ)」を減らすためには、「男女の人間関係のあり方」についての教育が必要だと思う。

「強盗」「殺人」「放火」については、家庭環境が悪い人に対する生活のサポート、育児の相談、生活相談が必要かもしれない。

また、市民の防犯意識を高める啓蒙活動も重要だと思う。

最後に、現在、「いじめ」「自殺」「児童虐待」は、社会問題として注目されているが、改善する兆しが見えない。恐らく、今行なっている取組を続けているだけでは、改善できないと思う。

私の提案は、この状況を打破するための新しい取組である。

この取組を継続して行ない、行政の「仕組み」として定着させることができれば、必ず成果が得られるはずである。

私は、この取組が、全国の市区町村、都道府県で行なわれるように働きかけている。

全国の市区町村、都道府県がこの取組をすることによって、日本全体の治安が良くなる、より良い社会が実現する。それが、私が

期待していることである。

日本全体の治安を良くするために、是非、この施策を府政に取り入れていただきたいと思っている。

自治体によっては、二つ目の提案は、実施するのが難しいかもしれないが、一つ目と三つ目の提案は、是非、行なっていただきたいと思っている。

については、次の事項について陳情する。

- 1 府の働きかけで、府内の全ての自治体（市町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、その自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有するようにすること。
- 2 府の働きかけで、府内の全ての自治体（市町村）が、「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なうようにすること。
- 3 府全体の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、府のホームページや機関誌等で公表し、府民と共有すること。

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 305 の 2 号	受理年月日	令和7年 2月25日	送付委員会	農商工労働常任委員会
陳情者					
件名	医療機関・介護事業所への物件費と人件費増に対する財政支援を国に求める意見書提出に関する陳情				
要旨	<p>2月5日に厚生労働省が発表した2024年分の実質賃金は、前年比0.2%減と3年連続のマイナスであった。名目賃金の2.9%増に対し、消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）は3.2%増と、物価上昇に賃上げが追い付かず、地域住民の暮らしはますます厳しさを増しており、物価上昇に見合う賃金の引き上げが必要である。</p> <p>しかし、厚生労働省の集計では、2024年春闘の賃上げは、全産業平均11,961円（4.1%）に対し、医療・福祉は6,876円にとどまった。政府が24年度診療報酬・介護報酬改定で用意した「ベースアップ評価料」や「新処遇改善加算」などの賃上げ財源は、実際には医療・介護労働者の賃金改善に結びつかず、他産業と医療・介護の賃金格差はさらに拡大している。そして、この他産業との賃金格差・賃上げ格差は、医療・介護からの人材流出をますます深刻なものとしている。</p> <p>25年春闘においても全産業的に賃上げに向けた機運が高まるなか、公定価格で運営する医療・介護分野は、報酬本体の改定の無い今年、他産業並みの賃上げや、物価高騰への対応にさらなる困難が予想される。物件費の高騰で価格転嫁できない消費税負担も増大し、医療機関や介護事業所の経営はますます悪化しており、2024年の倒産・休廃業解散はいずれも過去最多にのぼっている。</p> <p>医療・介護からの人材流出や医療・介護経営の悪化は、地域住民の医療・介護「崩壊」の危機にも直結しかねない。すでに、看護師不足から病棟を閉鎖せざるを得ない状況や、訪問介護など介護事業所の閉鎖も広がっている。地域住民のいのち・健康を守る地域に無くてはならない生活インフラである貴重な医療・介護資源を「崩壊」の危機から守るために、京都府議会として尽力するようお願いするものである。</p>				

については、医療機関・介護事業所に対する物件費の高騰や他産業との賃金格差を埋める賃上げのための財政支援を国に求める意見書を提出するよう陳情する。